

令和7年（2025年）度版

たかつきの環境

～高槻市環境報告書～

高 槻 市



環境方針

基本理念

高槻市は、北摂連山の美しい山並みに恵まれ、淀川の悠久の流れに抱かれた自然豊かなまちで、私たちはその恩恵を受けています。

また、古くから京都と大阪を結ぶ要衝の地として栄え、数多くの貴重な遺跡や文化財も有しております。これら貴重な自然と文化の財産を、守り、育て、さらに、将来の世代まで引き継ぐことが重要です。

一方、私たちは日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを求め、大量の化石エネルギーを消費しています。このことが、地球温暖化問題を深刻化させるとともに、生物の多様性が損なわれつつある状況を生み出しています。私たちは、この状況を深く受け止め、地域の環境はもとより、地球規模での良好な環境のあり方を考え、環境と共生した持続可能な社会の実現を目指し、取り組まなければなりません。

そこで、高槻市では、市民、事業者、行政の協働により、環境に配慮した施策を展開し、将来に良好な環境を引き継げる社会を形成します。

基本方針

将来に良好な環境を引き継げる社会を形成するため、以下の事項に取り組み、積極的な環境配慮を行います。

- 1 「第2次高槻市環境基本計画」を受けて定める「たかつき環境行動計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する主体別及び協働の取組を推進します。
- 2 環境に関する法令や協定などを遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的・目標を定めて、計画的・効果的に環境負荷の低減を図ります。
 - (1) 「たかつきエコオフィスプラン」や「グリーンイベントガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を推進し、環境負荷の低減を図ります。
 - (2) 環境に配慮した公共工事を推進します。
 - (3) グリーン購入を推進します。
- 4 研修・訓練を通じ、全職員が環境方針を理解し、環境に配慮した日常活動を実践します。

平成24年4月1日

高槻市長 濱田 剛史

目 次

第1章 計画的な環境施策の推進に向けて

1 条例	1
2 行政計画等	3
(1) 第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕	3
(2) たかつき環境行動計画	3
(3) 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン	3
(4) たかつきエコオフィスプラン	4
(5) 第2次高槻市みどりの基本計画	4
(6) 一般廃棄物処理基本計画	4
(7) ごみ減量化推進計画	4
(8) 気候非常事態宣言	4
3 審議会・協議会等	5
(1) 市の審議会等	5
(2) 市が参加する主な協議会等	6

第2章 環境施策の実施状況

1 たかつき環境行動計画（行政編）	7
(1) たかつき環境行動計画の位置付け及び構成	7
(2) プログラムの令和6年度実績評価	8
(3) 定量的な現状把握に用いる指標の実績	39
2 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン	40
(1) 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプランの概要	40
(2) 2022（令和4）年度温室効果ガス排出量（暫定値）	41
(3) 2024（令和6）年度における施策の実施状況	44
(4) 高槻市域における地球温暖化対策に関する状況	48
3 たかつきエコオフィスプラン	51
(1) たかつきエコオフィスプランの概要	51
(2) 2024（令和6）年度の実績	51
4 環境マネジメントシステム	60
(1) 全体概要	60
(2) 運用体制	61
(3) 管理項目の進捗状況	61
(4) 内部環境監査	64
5 環境保全	67
(1) 大気汚染	67
(2) 水質汚濁	74
(3) 土壤・地下水汚染	77
(4) 騒音・振動	79
(5) その他	81

6	緑地保全（第2次高槻市みどりの基本計画）	84
(1)	第2次高槻市みどりの基本計画の概要	84
(2)	計画で対象とするみどり	84
(3)	めざす将来像	84
(4)	基本方針	85
(5)	令和6年度の主な取組	85
7	廃棄物	87
(1)	一般廃棄物	87
(2)	産業廃棄物等	92
(3)	美化推進の状況	93
	用語の解説	95

《環境関連データについて》

高槻市のホームページで、環境関連のデータを公開していますので、本冊子と併せてご覧ください。

高槻市 環境に関するデータベース

検索 

第1章 計画的な環境施策の推進に向けて

本市では、市民・事業者・行政が互いに連携し、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指し、環境基本条例を制定しています。また、各種の条例・規則を制定し、関係法令と併せて適正に運用しています。

さらに、重要な施策等については、幅広く専門的な意見を聴きながら取り組むため、各種審議会や協議会などを設置しています。

1 条例

■環境基本条例（平成13年3月）

市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的として、環境の保全及び創造についての基本理念を定めています。

■緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和61年10月）

市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に資することを目的として、緑地環境の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めています。

■公害の防止及び環境の保全に関する条例（平成21年3月）

市民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資することを目的として、公害の防止及び環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止のための規制を定めています。

■環境影響評価条例（平成15年9月）

環境基本条例第12条の規定に基づき、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、環境影響評価及び事後調査の手続、その他必要な事項を定めています。

■摂津峡における自然環境の保全等に関する条例（平成30年3月）

摂津峡の豊かな自然環境の保全及び市民の安全で快適なレクリエーション環境の確保を目的として、市、市民、来訪者及び事業者の責務を明らかにするとともに、摂津峡の自然環境等を損なうおそれがある行為について必要な規制を定めています。

■ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成25年3月）

ペット霊園の設置や管理について、公衆衛生、公共の福祉の観点から必要な措置を講じ生活環境を保全することを目的として、ペット霊園の火葬施設や納骨堂、移動火葬車等の設備構造の基準のほか、説明会の開催義務等を定めています。

■太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例（令和6年3月）

太陽光発電施設の設置について、自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の未然防止を図り、市民生活の安全・安心の確保を目的として、保全区域や施設設置基準のほか、説明会

の開催や届出手続き等を定めています。

■廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例（平成5年12月）

資源を循環して利用できる環境にやさしい都市の形成に寄与することを目的として、廃棄物の発生抑制、再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理、一般廃棄物処理手数料や許可申請等手数料、地域の清潔の保持等について定めています。

■産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年3月）

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な規制等のほか、廃棄物の場外保管に係る手続きや産業廃棄物処理施設の設置に係る手続き等を定めています。

■まちの美化を推進する条例（平成18年3月）

市民の快適な生活環境の確保に資することを目的として、市、市民等及び事業者が協働して空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止し、併せて清掃活動等を行うことなどを定めています。

■あき地の清潔保持に関する条例（昭和47年6月）

良好な生活環境の保全に資することを目的として、あき地の占有者が、あき地が不良状態にならないように、放置された雑草、枯草又は廃棄物を除去することなどを定めています。

2 行政計画等

(1) 第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕

本市では、環境の保全・創造についての基本理念を定めた環境基本条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するため、平成14年3月に「高槻市環境基本計画」を策定しました。また、平成24年3月には「第2次高槻市環境基本計画」を策定しました。

さらに、環境をとりまく社会的な変化や、環境関連施策の進捗状況等を踏まえ、令和4年3月にはこれを改定し、「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」を策定しました。この計画においては6つの環境分野ごとに「望ましい環境像」、「環境目標」、「基本方針」を定め、これに基づく施策を展開することとしています。

環境分野	望ましい環境像	環境目標
環境行動	市民一人ひとりの心と行動が将来へ良好な環境を引き継ぐまち	市民一人ひとりがエコスタッフ
生活環境	誰もが心地よく、憩いとやすらぎのある生活を営めるまち	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
自然環境	河川を軸に人と自然をつなぐみどり豊かなまち	人と自然の共生
都市環境	ゆったりとした時間が流れるおだやかで風格のあるまち	ゆとりある都市環境の創造
循環型社会	限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち	持続可能な循環型社会の形成
地球環境	地球規模で考え、身近なことから行動するまち	地域からの環境負荷低減の取組

(2) たかつき環境行動計画

「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」の推進のため、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むべきことを定めたもので、市民・事業者編と行政編から構成されています。

(3) 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」といいます。)により、中核市以上に、地域の自然的、社会的な条件に応じた温室効果ガス排出削減のための実行計画の策定が義務付けられています。

そのため、本市においても市民・事業者・行政等の各主体が、市域の現状と地域特性を踏まえ、それぞれの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、温室効果ガスを削減することを目的として、平成23年3月に「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。また、令和3年3月には世界や国における取組状況や本市に求められる役割等を踏まえ、新たに「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。

計画期間は令和12年度までの10年間で、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で30%削減することを目標に掲げています。また、市民・事業者・行政の各主体に求められる役割と、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した選択・購買の促進等、地球温暖化対策として実効性のある取組を示しています。

(4) たかつきエコオフィスプラン

温対法に基づき、本市が一事業者として温室効果ガス排出量削減のための取組に関する計画として、平成12年12月に「たかつきエコオフィスプラン（地球温暖化防止を含む率先実行計画）」を策定し、以降、継続的に省エネルギー・省資源・グリーン調達などに取り組んできました。

令和3年3月には改めて「たかつきエコオフィスプラン（令和3～12年度）」を策定し、温室効果ガスを令和12年度までに、平成25年度比で51%削減することを目標として取り組んでいくこととしています。

(5) 第2次高槻市みどりの基本計画

都市緑地法に基づく長期的なみどりに関する総合計画と位置付けし、みどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりを計画的に進めるための指針として、令和3年度に「第2次高槻市みどりの基本計画」を策定しました。

本計画では、水と緑と土を包括的有機的に結合したものを「みどり」として捉え、「住みたい・住み続けたい・訪れたい みどりでつながるまち たかつき」を基本理念として掲げ、みどりのまちづくりを総合的かつ体系的に推進することとしています。

(6) 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する長期計画として、廃棄物減量等推進審議会からの「ごみ減量化についての提言」を踏まえ、平成28年度を始期とし令和7年度を最終目標年度とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

本計画は、本市の一般廃棄物の減量・処理等のあり方についての指針とし、一般廃棄物処理実施計画（年度ごとの計画）や分別収集計画（3年ごとに策定する容器包装ごみの計画）等を策定していきます。

(7) ごみ減量化推進計画

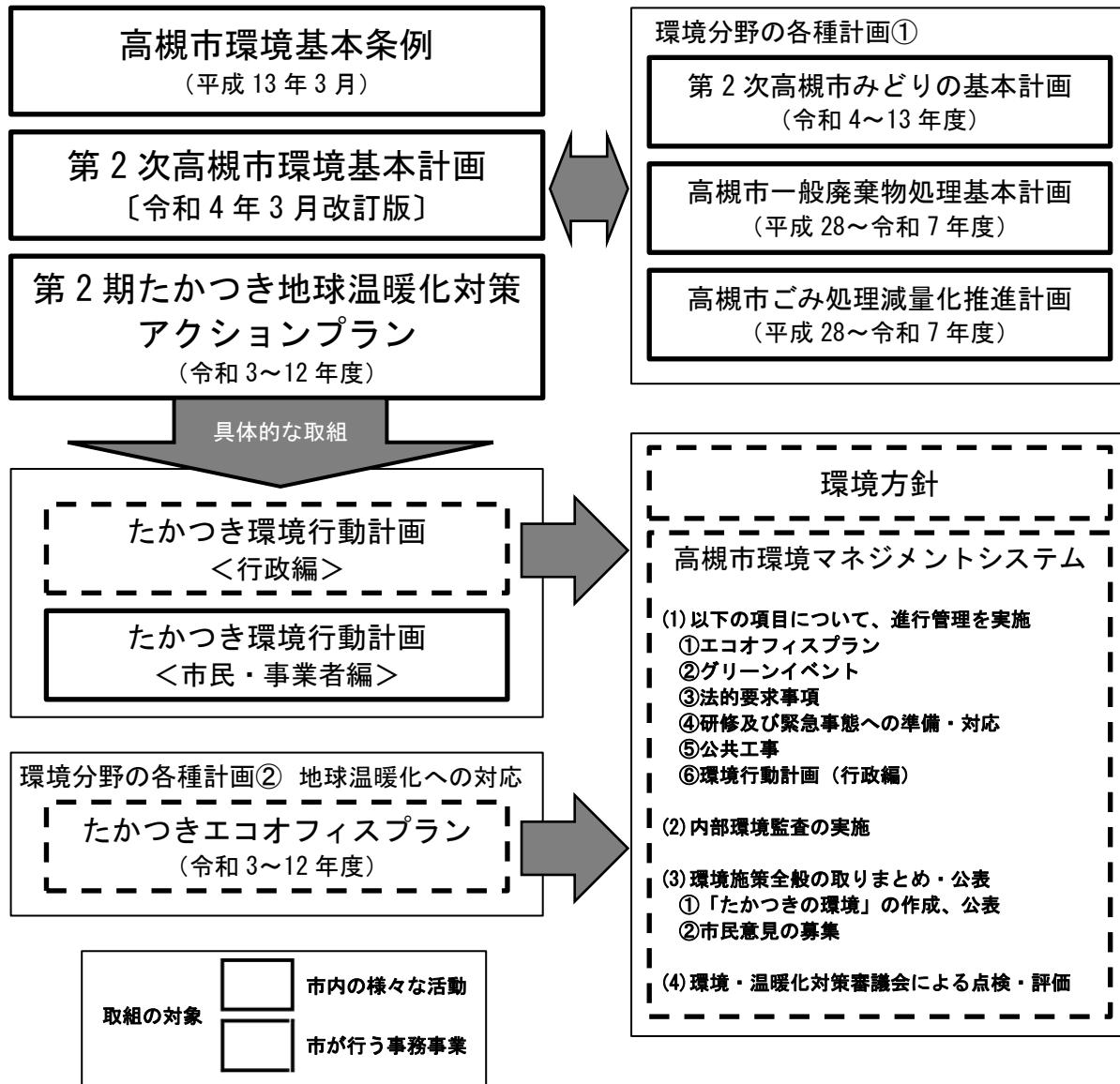
「一般廃棄物処理基本計画」に掲げた施策を実践していくための実施計画として、平成28年3月に改定しました。

計画の期間は令和7年度までとし、計画最終年度での焼却処理量及び最終処分量を平成26年度実績量からそれぞれ15%削減することを目指しています。

(8) 気候非常事態宣言

近年、異常気象が国内外で発生し、本市においても異常気象による風水害により、自然環境や市民の生活環境に大きな影響が出たことを踏まえ、本市の豊かな自然環境及び高質な生活環境を次世代に継承し、持続可能な社会を実現するため、令和4年3月18日に「高槻市気候非常事態宣言」を発出しました。

＜高槻市の環境にかかる取組の全体概要＞



3 審議会・協議会等

(1) 市の審議会等

名 称	役 割
環境・温暖化対策審議会	環境基本計画のことや、地球温暖化対策のこと、その他環境の保全及び創造に関する重要事項について、調査審議を行う。
緑地環境保全等審議会	保護地区等の指定や「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の施行に関する重要事項についての審議を行う。
光化学スモッグ被害者認定審査会	光化学スモッグ被害の申請について、治療した医師の診断によって認定が難しい場合に、その認定について調査審議を行う。
環境影響評価委員会	環境影響評価に係る重要事項の調査審議を行う。
廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量等に関する事項の調査審議を行う。

(2) 市が参加する主な協議会等

名 称	協 議 内 容
全国大気汚染防止連絡協議会	大気汚染に関して、各自治体の諸問題を検討協議し、大気汚染防止について、行政における協力関係の確保等を目的とする。
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海に關係する自治体の広域的な相互協力により、瀬戸内海の環境保全を図るとともに、人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とする。
瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とする。
淀川水質汚濁防止連絡協議会	淀川水系の河川等の水質を調査し、実態を把握するとともに汚濁機構を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁対策について検討、相互に連絡調整を図ることによって、淀川の水質改善の効果を上げることを目的とする。
神崎川水質汚濁対策連絡協議会	神崎川並びにこれに流入または分派する河川等の水質を調査し、実態を把握するとともに汚濁機構を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、神崎川の水質改善の効果を上げることを目的とする。
おおさかスマートエネルギー協議会	府・市町村・府民、事業者及びエネルギー供給事業者がエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの利用、電気の需要の最適化等に関する情報を共有しながら地域におけるエネルギー問題を協議し、その解決に向けた取組を推進することを目的とする。
全国都市清掃会議	地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行い、清掃事業の円滑な推進を図るとともに、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。
近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会	産業廃棄物に関する調査研究及び法施行に伴う事務協議を目的とする。
広域処分場適正受入協議会	大阪湾広域臨海環境整備センターが泉大津・大阪沖処分場で行う廃棄物埋立事業において、廃棄物の適正な処理を目的とする。
大阪府内市町村魚あら適正処理促進連絡会議	大阪府内における魚あらの適正処理及びリサイクルの促進に寄与することを目的とする
大阪府下清掃施設長協議会	清掃施設の整備維持管理に関する連絡を密にし、もって清掃事業の円滑な運営と技術の向上を図る。

第2章 環境施策の実施状況

1 たかつき環境行動計画（行政編）

（1）たかつき環境行動計画の位置付け及び構成

「たかつき環境行動計画（行政編）」は、「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」に基づいて、市の各課の事業をプログラムとした個別の取組状況や定量的な現状把握に用いる指標を活用し、市域の環境の現状把握を行います。

把握した内容は、P D C Aサイクルを通じ、次年度以降の計画や施策の参考とします。

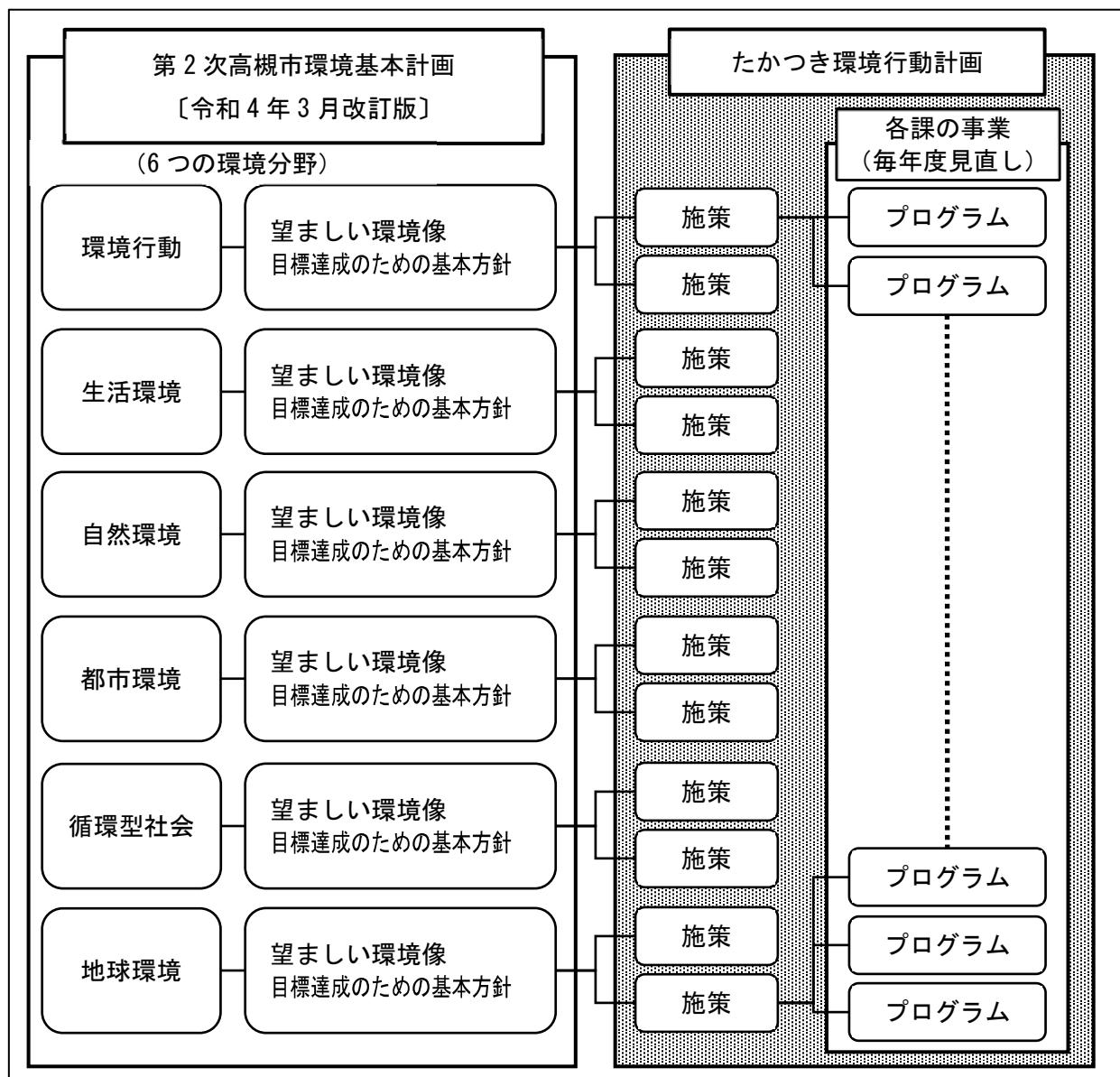


図1-1 たかつき環境行動計画の位置付け及び構成

(2) プログラムの令和6年度実績評価

ア 年度目標

各プログラムにおいては、数値化が可能なものについては、成果指標や活動指標として年度当初に年度目標を設定し、年度末に結果を評価しています。

イ 評価方法

年度目標の達成状況は、次の3種類の基準に基づき評価しています。

表1-1 評価方法

○	★成果指標実績値が目標値を達成している。 (★成果指標の設定がない場合は、■活動指標実績値が目標値を達成している。)
△	★成果指標実績値が目標値を未達成であるが、 ■活動指標実績値が目標値を達成している。
×	★成果指標及び■活動指標実績値が目標値を未達成である。 (★成果指標の設定がない場合は、■活動指標実績値が目標値を未達成である。)

ウ 令和6年度実績の概要

合計64プログラムについて評価を行った結果、46プログラムについて目標を達成し、達成率は72%となりました。

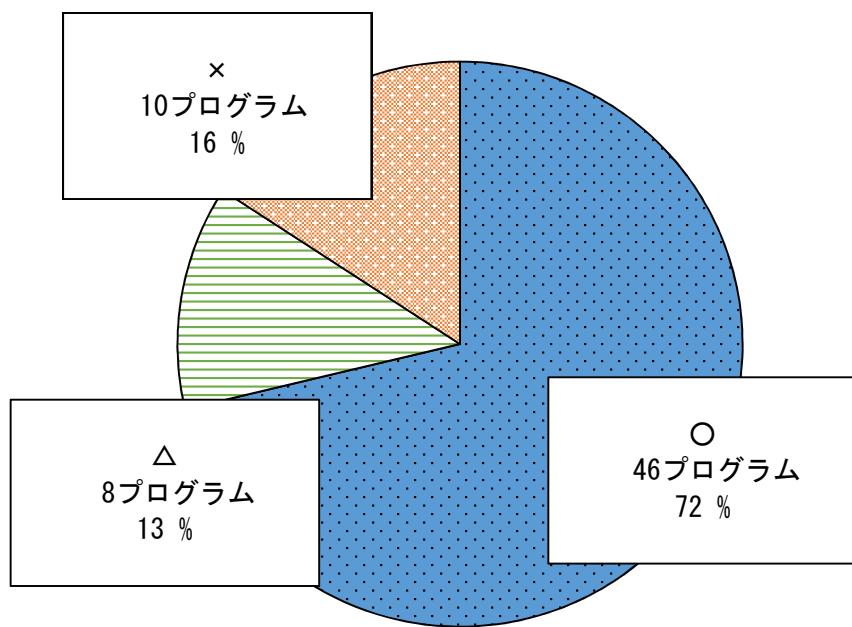


図1-2 令和6年度実績（64プログラム）

※グラフの%表記は、端数処理の影響により、合計が100%にならない場合があります。
(以下同様のグラフも同じ)

エ 環境分野別の実施状況

1) 環境行動

望ましい環境像	市民一人ひとりの心と行動が 将来への良好な環境を引き継ぐまち
環境目標	市民一人ひとりがエコスタッフ
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none">● 環境情報の共有● 環境学習と人材育成● 環境に配慮した行動の実践● 連携・協働による環境活動の深化

表 1-2 目標達成状況（環境行動）

評価内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○	11 プログラム	9 プログラム	9 プログラム
△	3 プログラム	5 プログラム	5 プログラム
×	1 プログラム	1 プログラム	1 プログラム
合計	15 プログラム	15 プログラム	15 プログラム

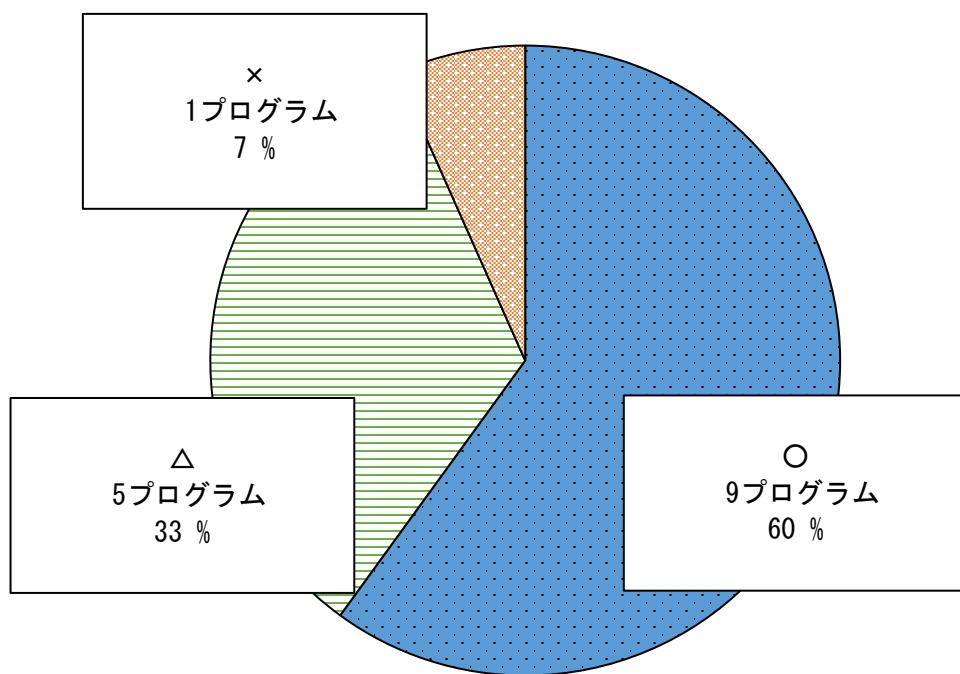


図 1-3 環境行動（15 プログラム）

1-1) 環境情報の共有

環境の現状について正しく理解したうえで行動するため、市民・事業者・行政がそれぞれ正確な情報発信に取り組むとともに、環境情報に対する感度を高め積極的な情報の収集と理解に努めている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1101	環境関連情報の発信	市民への情報 ■ 発信回数 (回)	目標値 実績値	12 11	12 12	4 6
	環境政策課	達成状況		×	○	○
	環境学習に関する講座や省エネルギーの取組等を市ホームページ等に掲載する。	情報BOXワイドたかつきにて、身近に実践できる地球温暖化対策を紹介するとともに、広報誌及びホームページにおいて、夏の節電及び家庭で取り組める冬の省エネ対策を掲載した。また、市民が環境について学べるイベントとして、エコ＆クリーンフェスタを開催した。				
1102	みどりに関するイベントの開催	★ 延べ来場者数 (人)	目標値 実績値	4,000 3,584	4,000 3,740	4,000 3,838
	農林緑政課	達成状況		△	△	△
	都市緑化フェアや身近なみどりの写真展を開催する。	企画内容の工夫や広報活動により、前年を上回る延べ3,838人の来場者があった。若年層向け企画を増やすなどの充実を図った結果、50歳代以下の参加率が大幅に向上した。今後も幅広い層が楽しめるイベントとなるよう工夫していく。				

1-2) 環境学習と人材育成

環境活動に取り組む人材や自然をはじめとする地域資源を活用しながら、子どもから大人まであらゆる世代が環境について考え・学び続ける様々な機会を設けるとともに、具体的な環境行動を自ら考え実践できる人材として皆が育ち・育てている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1201	小中学校における環境教育の実施	■ 実施した学校数 (校)	目標値 59 実績値 59	59	59
	教育指導課	達成状況		○	○
	市内小中学校において、浄水場やごみ処理施設の見学などを通じて、身近な環境について学び・考える環境教育を実施する。	全ての市内小中学校において、身近な環境について学び・考える環境教育を行った。また、30小学校においては、地元農家等の協力を得て、遊休田等を学校学習田として活用した農業体験学習を推進することで、児童が環境に対して関心を持つ契機となり、環境を大切にしようとする姿勢の育成に資することができた。			
1202	教職員への環境教育研修の実施	★ 延べ受講者数 (人)	目標値 15 実績値 6	15 15	15 9
		■ 開催回数 (回)	目標値 1 実績値 1	1 1	1 1
	教育センター	達成状況		△	○
1203	公民館における環境講座の開催	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 260 実績値 375	260 560	260 595
		■ 開催回数 (回)	目標値 13 実績値 18	13 20	13 23
	城内公民館	達成状況		○	○
市内13館の市立公民館の講座において環境関連の講座を開催する。		13公民館で計23回の環境講座を実施し、延べ595人の参加があった。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1204	親子講座等での啓発	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 622	450 697	450 619
		■ 開催回数 (回)	目標値 8	10 8	10 8
	子育て支援課	達成状況		○	○
	環境に配慮したおもちゃ作り等を含んだ親子講座等を実施する。	親子講座等の中で環境に配慮したおもちゃ作り等の内容を取り入れたことで、延べ619人の参加があり、幅広い世代の市民に啓発を行うことができた。			
1205	環境保全活動の担い手の育成	★ 修了者数 (人)	目標値 12	20 19	20 20
		■ 講座回数 (回)	目標値 30	30 30	30 30
	環境政策課	達成状況		△	△
	たかつき環境市民会議と協働して、環境の知識や活動について学ぶ「たかつき市民環境大学」を実施する。	開講前に公開講座を行い受講者を募った結果、23人が受講したが、卒業要件を満たした修了者は20人となった。			
1206	森林ボランティアの育成	★ 市民林業士認定者数 (人)	目標値 21	21 19	18 17
		■ 講座回数 (回)	目標値 11	11 11	11 11
	農林緑政課	達成状況		○	△
	大阪府森林組合等と共に森林管理の専門知識や技術について学ぶ「市民林業士養成講座」を実施する。	幅広い広報活動を行った結果、定員を超える応募はあったが、開講後に本人事情による受講キャンセルがあり、市民林業士認定者数は17人となった。森林管理に特化した内容に加え、令和7年度からは生物多様性等の内容を盛り込んだ「高槻森づくりアカデミー」として内容を一新するとともに、大阪府森林組合のノウハウを生かし受講者数の増加を図る。			

1-3) 環境に配慮した行動の実践

それぞれの生活スタイル・事業活動が、自らが住まい・働く地域だけではなく、日本全国、世界各地、地球規模での環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減や質の高い環境の実現に向けて、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動に取り組んでいる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1301	府内におけるグリーン調達の推進	★ 備品のグリーン調達率 (%)	目標値 実績値	90 90.2	90 91.0	90 91.0
		■ 研修実施回数 (回)	目標値 実績値	3 3	3 3	3 4
	環境政策課	達成状況		○	○	○
	環境省が策定する方針を市の方針に遅滞なく反映し、府内各課に周知するとともに、取組状況をモニタリングする。	物品購入事務実務担当者を対象にグリーン購入の研修を実施したほか、新規採用職員研修や、各所属の管理職を対象とした研修、各所属の所属長を対象とした研修において、グリーン調達の意義等について理解を促した。				

1-4) 連携・協働による環境活動の深化

市民・事業者・行政が取り組んでいる各種の活動等について、様々な場面をきっかけとして相互に連携・協働が進み、相乗的な効果が発揮され、いっそう環境活動が市域全体に普及・定着している状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1401	活動拠点整備による環境保全活動の支援	★ 活動拠点利用回数 (回)	目標値 実績値	120 126	120 100	100 98
		■ 活動拠点数 (施設)	目標値 実績値	1 1	1 1	1 1
	環境政策課	達成状況		○	△	△
	環境保全活動を行う市民・事業者の活動拠点を運用する。	環境政策課分室を、環境保全活動を行う団体の活動拠点として会議室等を貸し出し、環境保全活動を支援した。環境保全活動を行う団体に対し、会議、打合せ等が行うことができる活動拠点がある旨を再度周知する。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1402	たかつき環境行動ネットワーク参画団体との連携	★ 参画団体数 (団体)	目標値 16	16	16
		実績値 16	16	16	16
	環境政策課	参画団体と連携した事業数 (事業)	目標値 2	2	1
	環境政策課	実績値 2	2	2	1
	環境に関する活動を行なう市民団体や事業者と連携し、「たかつき環境行動計画（市民・事業者編）」を推進する。	たかつき環境行動ネットワーク参画団体16団体と連携し、たかつきエコ＆クリーンフェスタ（5月31日、6月1日）を開催し、参画団体のうち9団体が出展した。			
1403	市民・事業者・行政が連携したイベントの開催	★ たかつきエコ＆クリーンフェスタの参加者数 (人)	目標値 300	300	700
		実績値 415	657	950	
	環境政策課	■ たかつきエコ＆クリーンフェスタの展示団体数 (団体)	目標値 15	15	15
	環境政策課	実績値 14	24	20	
	市民・事業者・行政が協働して、団体の活動や環境活動を広くPRする、たかつきエコ＆クリーンフェスタ、環境展を開催する。	5月31日と6月1日の2日間にわたりたかつきエコ＆クリーンフェスタを開催し、環境保全活動に取り組む団体の活動に関する展示や、保育園でのエコクラブ活動の壁新聞の展示、ソーラーパネルを活用した展示等を実施したほか、エネルギーセンターの工場見学を実施し、950人の参加があった。			
1404	市民協働による公園管理	★ 物品提供団体数 (団体)	目標値 200	200	200
	公園課	実績値 219	253	232	
	地元自治会等を中心とする地域住民の協力のもと、公園の維持管理を行い、その活動に必要な物品の提供等を行う。	地元自治会等を中心とする地域住民の協力のもと、公園の維持管理を行い、232団体に対し、その活動に必要な物品の提供等を行った。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1405	花いっぱいの公園づくり	■ 公園の花壇整備数 (公園)	目標値 実績値	2 2	2 0
	公園課	達成状況		○	×
	地元自治会等を主体とする地域ボランティアとの協働による花いっぱいの公園づくりを推進するため、その基盤となる花壇や散水栓を整備する。	地元自治会等を主体とする地域ボランティアとの協働による花いっぱいの公園づくりを推進するため、その基盤となる花壇を1公園で整備した。 地元からの花壇や散水栓整備の要望があれば、今後も積極的に受け付けていく。			
1406	自治会等による地域の花壇作り	★ 花苗配布団体数 (団体)	目標値 実績値	135 136	140 138
		■ 緑化功労者表彰 (回)	目標値 実績値	1 1	1 1
	農林緑政課	達成状況		○	△
	市民が協働して行う地域緑化に対し、花苗を配布する。 また、模範となる取組を実施した自治会等を緑化功労者として表彰する。	市民協働による地域緑化を推進するため、配布を希望する136の市民団体等に花苗の配布を行った。 また、都市緑化フェアにおいて、緑化功労者の表彰を行った。 高齢化の影響で既存の花苗配布団体が減少傾向にあるが、配布団体増加のため、新たな対象団体の開拓も図っていく。			

2) 生活環境

望ましい環境像	誰もが心地よく、 憩いとやすらぎのある生活を営めるまち
環境目標	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康で安心して生活できる環境の確保 ● 有害化学物質等による汚染の未然防止 ● 不法投棄対策・まちの美化の推進 ● 都市型水害、ヒートアイランド対策の推進

表 1－3 目標達成状況（生活環境）

評価内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○	7 プログラム	6 プログラム	7 プログラム
△	0 プログラム	0 プログラム	0 プログラム
×	1 プログラム	2 プログラム	1 プログラム
合計	8 プログラム	8 プログラム	8 プログラム

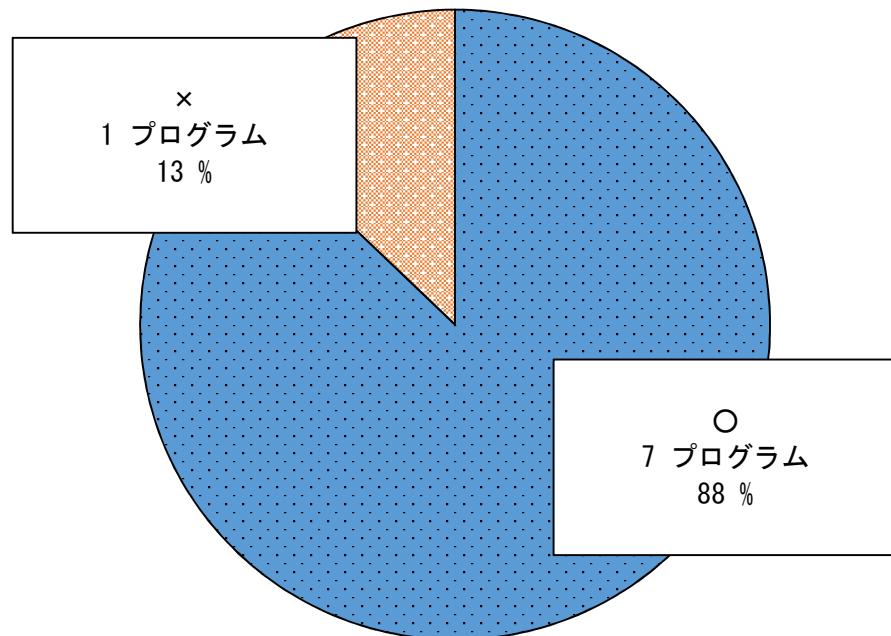


図 1－4 生活環境（8 プログラム）

2-1) 良好的な大気・水・土壤環境の確保

事業者の環境保全意識と行政による定期的な立入検査により、事業に伴う排水・排気等は排出基準を満たした上でさらに低い水準に維持されている状況、また事業活動に伴う新たな土壤汚染が生じていない状況を目指します。さらに、環境モニタリングとして定期的に大気・公共用水域・地下水等の環境実態が把握・公表され、環境基準を十分に満たし、良好な水準であることが幅広く知られている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
2101	大気環境等の監視	■ 測定地点数 (地点)	目標値 4	4	4	
	環境政策課	達成状況	○	○	○	
	大気常時監視局を設け、市内の大気汚染状況の常時監視を行う。	大気常時監視局において、大気汚染状況のモニタリングを実施し、大気汚染状況を把握するとともに、府ホームページ等において結果の公表を行った。				
2102	水質等の調査	■ 測定地点数 (地点)	目標値 37	37	39	
	環境政策課	達成状況	○	○	○	
	公共用水域及び地下水の水質調査地点において、定期的に水質調査を行う。	大阪府公共水域及び地下水の水質測定計画等に基づき、公共用水域と地下水の水質調査を以下の通り39地点で実施し、現状の把握を行った。 ・公共用水域の水質調査測定地点：21地点 ・地下水調査測定地点 ①概況調査：3井戸 ②継続調査：15井戸				
2103	沿道の騒音・振動の調査	■ 調査地点数 (地点)	目標値 10	11	8	
	環境政策課	達成状況	○	○	○	
	沿道における自動車交通を起因とする騒音・振動の調査を行う。	自動車に起因する騒音・振動の調査を行い、道路管理者に対して騒音・振動対策の推進を働きかけた。				
2104	大気・水質等の有害化学物質等の調査	■ 調査地点数 (地点)	目標値 13	11	13	
	環境政策課	達成状況	○	○	○	
	有害大気汚染物質及びダイオキシン類の調査を行う。	有害大気、ダイオキシン類（大気、河川、土壤、地下水）について、常時監視を行い、市域の汚染状況の把握を行った。				

2-2) 事業活動と快適な生活環境の両立

事業者の高い環境保全意識と周辺居住者との相互理解により、騒音・振動・臭気等が、良好な水準に維持されている状況を目指します。また、周辺住民の生活環境にも配慮したライフスタイルが確立されている状況を目指します。

さらに、住工が共存できる調和のとれた土地利用となっている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2201	工場・事業場への立入調査・指導	■ 工場等への立入調査件数(件)	目標値 実績値	218 253	194 240
	環境政策課	達成状況		○	○
	工場等に対し届出内容や施設の適正稼働を確認するための立入調査を行う。	以下のとおり工場等への立入調査を実施し、届出内容や施設の適正稼働を確認した。 ①大気工場等：60件（アスベスト立入48件を含む） ②水質工場等：57件 ③騒音工場等：51件 ④振動工場等：14件 ⑤土壤工場等：8件 ⑥採石工場等：7件 ⑦化学物質等：3件 ⑧ダイオキシン類工場等：3件			
2202	騒音防止の啓発	■ 夜間パトロールの実施回数(回)	目標値 実績値	2 2	2 2
	環境政策課	達成状況		○	○
	カラオケ騒音等の近隣騒音のパトロールを実施し、対策が必要な事業者に対して啓発を行う。	夜間におけるカラオケ等に起因する近隣騒音防止のため、パトロールを実施した。			
2203	騒音・振動・臭気の防止設備の設置補助	■ 補助件数(件)	目標値 実績値	2 0	2 1
	産業振興課	達成状況		×	×
	市内の中小製造業が実施する騒音・振動・臭気を防止する設備の導入等に対して補助を行う。	広報誌（6月号）やメールマガジン（12月）、イベント時のチラシ配架等により、企業定着補助金の周知を行い、1件の補助を行った。 引き続き広報誌やメールマガジン、チラシ配架等により、企業定着補助金の周知を行うとともに、企業との面談時に同制度の活用を推奨する。			
2204	鉄道の騒音・振動の調査	■ 騒音・振動の調査地点数(地点)	目標値 実績値	6 6	5 4
	環境政策課	達成状況		○	×
	新幹線及び在来線の騒音・振動の調査を行う。	騒音・振動調査を行い、鉄道事業者に対して、騒音・振動対策の推進を働きかけた。			

3) 自然環境

望ましい環境像	河川を軸に人と自然をつなぐみどり豊かなまち
環境目標	人と自然の共生
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全 ● 人と共生するみどり（森林・農地）の保全 ● 河川を軸とする取組の充実

表 1-4 目標達成状況（自然環境）

評価内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○	11 プログラム	13 プログラム	12 プログラム
△	1 プログラム	1 プログラム	2 プログラム
×	4 プログラム	2 プログラム	2 プログラム
合計	16 プログラム	16 プログラム	16 プログラム

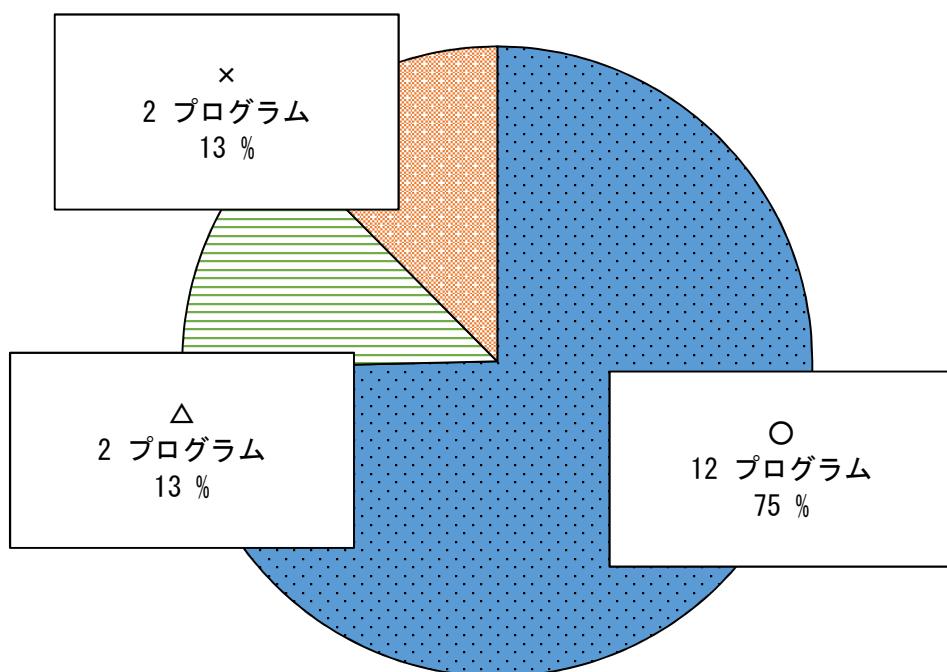


図 1-5 自然環境（16 プログラム）

3-1) 良好に営まれている森林・農地の保全と創出

北部森林の台風被害からの再生、既存の森林や農地の適正な維持管理と利活用、市内産の農作物・林産品の積極的な消費に、農林業従事者・市民・事業者をはじめとする関係者が取り組み、森林や農地の有する多面的な機能が十分に発揮されている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
3101	山林地籍調査の支援	■ 補助対象面積 (km ²)	目標値 0.5	0.5	0.5	
	農林緑政課	実績値 4.17	4.40	0.60		
	大阪府森林組合が実施する、山林地籍調査事業に対して補助する。	萩谷と原地区において、大阪府森林組合が実施する山林地籍調査事業において0.6km ² の調査事業に対し補助を行った。				
3102	森林施業の支援	■ 支援した事業面積 (km ²)	目標値 9.8	0.5	0.5	
	農林緑政課	実績値 0.00	0.14	0.02		
	公益的機能を有した本市森林から良質材を生産することを目的とした間伐・枝打ち等の施業や、森林作業道の開設を行う林業者を支援する。	関係機関と連携し、間伐・枝打ち等の施業や、森林作業道の開設を実施する林業者への補助事業費確保に努めたが、0.02km ² の事業面積を支援するに留まった。 関係機関と連携して、計画的に事業実施できるよう補助事業費を確保し、目標達成に努める。				
3103	都市近郊林の有効利用	★ イベントの延べ参加者数 (人)	目標値 80	80	80	
		実績値 120	130	150		
	農林緑政課	■ 「神峰山の森」を活用したイベントの開催回数 (回)	目標値 2	2	2	
	農林緑政課	実績値 2	2	2		
	神峰山都市近郊林の育成並びに自然休養施設の管理運営を関係者とともに実施する。	神峰山都市近郊林管理運営協議会が主体となりバードリスニング及び森のコンサートを開催し、延べ150人の参加があった。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3104	公共施設における木材利用 の推進	★ 府内産材の使 用実績 (件)	目標値 実績値	1 1	1 1
		■ 施設所管課へ の周知回数 (回)	目標値 実績値	1 0	1 1
	農林緑政課	達成状況		○	○
	公共建築物の整備や公共土 木事業等において、府内産 材の利用に努める。	市立小学校の新1年生に対して高槻産木材製将棋駒を配布 した。			
3105	台風による被災森林の復旧	★ 植林面積 (ha)	目標値 実績値	43 15.12	20 3.81
		農林緑政課	達成状況	×	×
	大阪府森林組合が実施する 平成30年台風第21号による 倒木被害からの森林災害復 旧事業を支援する。	関係機関と連携し、平成30年台風第21号による倒木被害地 での植林事業を実施する林業者への補助事業費確保に努め たが、4.89haの植林を支援するに留まった。			
		関係機関と連携して、計画的に事業実施できるよう補助事 業費を確保し、目標達成に努める。			
3106	農地の流動化推進	★ 利用権設定面 積 (ha)	目標値 実績値	0.2 0.0	0.2 3.2
		農林緑政課	達成状況	×	○
	地域の中核となる担い手や 新たな担い手に、農地を集 積・集約する取組を支援す る。	農業委員会と連携し、借受希望者へ農地紹介等の取組によ り、農地の集積・集約に努め、農地貸借の面積が昨年度比 で3.1ha増加となった。			
3107	朝市・直売活動の支援	★ 延べ直売来場 者数 (人)	目標値 実績値	3,000 2,366	3,000 2,565
		■ 直売活動回数 (回)	目標値 実績値	18 17	18 18
	農林緑政課	達成状況		×	△
	高槻市農業振興団体協議会 等による高槻産農産物の朝 市・直売活動を支援する。	今城塚古代歴史館前等で朝市イベントを開催し、延べ 3,014人の来場があり、市民へ地元産農産物をPRすること で、地産地消を推進した。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3108	学校給食への高槻産農産物 (米・野菜)の導入	★ 高槻産農産物 (米・野菜) の使用量 (ト ン)	目標値 実績値	207 261	239 251
		■ 年間の出荷回 数 (回)	目標値 実績値	300 395	244
	農林緑政課 保健給食課	達成状況		○	○
	学校給食に高槻産農産物 (米・野菜)や米粉パンを 使用する。	学校給食へ高槻産農産物 (米・野菜) を244トン供給し、 米については週3回の割合で、野菜については地元農家と 調整し不定期で供給した。			
3109	鳥獣被害対策の推進	★ イノシシ・シ カ等による被 害額 (千円以 下)	目標値 実績値	352 352	352 505
		■ 有害鳥獣被 害防止施設設置 事業補助金執 行率 (%)	目標値 実績値	90 68.3	90 55.0
	農林緑政課	達成状況		○	○
	農作物に対するイノシシ、 シカ等有害鳥獣の防除事業 に取り組む地域の農業団体 等を支援する。	有害鳥獣被害防止施設に係る設置補助の周知を図り、補助 金執行率99.9%となった。一方で、イノシシ・シカ等の捕 獲数は増加したものの、農作物被害額が増加した。 特にシカの生息数が増加していることから関係機関と連携 し、有害鳥獣対策の強化を図る。			

3-2) 市民生活を豊かにする水辺環境の充実

芥川や淀川を中心とし、豊かな生態系の確立、水辺や生き物との触れ合いの場や憩いと潤いの空間の形成、各種関係団体の活動と連携により、日常生活や様々なイベントで市民が水辺に親しんでいる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3201	ひとと魚にやさしい川づくりの推進	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 300	300	300
		■ 実績値 771	562	808	
	下水河川企画課	イベント・講 ■ 座開催回数 (回)	目標値 6	5	6
		実績値 6	4	5	
		達成状況	○	○	○
		淀川・芥川クリーンアップ大作戦において、複数の企業や学校に直接働きかけ、本作戦への参加を促すことで、延べ808人の参加があった。			

3-3) 生物多様性の保全

貴重な野生動植物の保護や特定外来生物の防除をはじめ、緑と水のネットワークづくりや様々な生物が生息できる空間・拠点の保全と創出などを通じて、生態系から得られる様々な恵みを支える多様な生物が地域に生息している状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3301	特定外来生物の防除	★ アライグマ捕 獲頭数 (頭)	目標値 40	50	70
		■ 実績値 76	111	112	
	農林緑政課	アライグマの ■ 貸出用捕獲器 数 (器)	目標値 60	80	80
		実績値 83	83	60	
		達成状況	○	○	○
		アライグマの捕獲を希望する市民に捕獲器の貸出を行い、捕獲頭数は目標値を上回る112頭を捕獲した。また、クビアカツヤカミキリの防除対策を行ったほか、その他の特定外来生物の駆除活動や周知啓発も行った。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
3302	津之江公園の自然再生と活用	★ 市民参加型イベント参加者数 (人)	目標値 実績値	100 218	120 175	140 181
		■ 市民参加型イベント実施回数 (回)	目標値 実績値	4 4	4 6	5 5
	農林緑政課	達成状況		○	○	○
	市民協働により津之江公園自然再生エリアの保全活動に取り組むとともに、多様な生物が生息していることを市民に周知する。	「津之江公園を活かす会」の協力を受け、近隣小学校2校を対象に環境学習を実施した結果、合計116人の参加があった。 また、同会との共催により植物観察会、昆虫観察会、野鳥観察会を行い、合計65人が参加した。				
3303	ホタル保護パトロール	★ ホタルを目視できた観測地点数 (地点)	目標値 実績値	10 10	10 10	10 10
		■ ホタル保護パトロール実施回数 (回)	目標値 実績値	8 10	8 10	8 8
	農林緑政課	達成状況		○	○	○
	高槻市の保護動物であるホタルの保護を啓発するパトロールを実施する。	天候不良による影響もあったが、パトロールを8回実施した。				

3-4) 自然とふれあう機会の充実

市民が森林・農地や水辺空間・多様な生態系の重要性を理解し、各種の機会に体感するとともに日常的には保全に向けた取組や配慮に努めている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
3401	キャンプ場を活用したイベントの開催	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 実績値	250 286	250 263	180 196
		■ 実施回数 (回)	目標値 実績値	9 15	9 13	9 9
	子ども青少年課	達成状況		○	○	○
	摂津峡青少年キャンプ場において、開催する。	摂津峡青少年キャンプ場において、以下のとおり、キャンプ体験事業等を実施し、野外体験活動を通じた環境学習の機会を提供した。 ・キャンプ事業：142人参加(6回実施) ・キャンプ体験事業：54人参加(3回実施)				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3402	みどりを支える人材の育成	★ 園芸講座受講者数 (人)	目標値 実績値	120 117	120 131
		■ 園芸講座開催回数 (回)	目標値 実績値	7 7	7 7
	農林緑政課	達成状況		△	○
	園芸教室等を通じて日常的に緑化・園芸活動を行う市民や地域の緑化リーダーとなる人材を養成する。	座学だけでなく、実習も多く取り入れ受講生の満足度の向上を図った結果、定員を上回る応募があったが、受講中の欠席者もあったため受講者数は96人となった。連続講座であるため、最後まで継続して参加が得られるよう、講座の組み立て等を工夫していく。			
3403	けやきの森市民大学における環境講座等の開催	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 実績値	120 175	120 150
		■ 事業開催数 (回)	目標値 実績値	4 8	8 8
	生涯学習センター	達成状況		○	○
	けやきの森市民大学で自然環境ふれあい講座を開催する。	市内の自然環境の調査、保護・保全活動に尽力している団体である「ネイチャーたかつき」の方々を講師として、市内を散策し、身近な森林や水辺に多様な生態系があることを体感するとともに、自然への関心を高め、環境保全への理解を深めるための講座を開催し、延べ163人の参加があった。			

4) 都市環境

望ましい環境像	ゆったりとした時間が流れるおだやかで風格のあるまち
環境目標	ゆとりある都市環境の創造
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的・文化的環境の保全 ● 地域特性を活かした景観まちづくりの推進 ● 人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 ● 公園などみどりと憩いの空間の整備と保全の推進

表 1-5 目標達成状況（都市環境）

評価内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○	6 プログラム	5 プログラム	8 プログラム
△	1 プログラム	0 プログラム	0 プログラム
×	3 プログラム	5 プログラム	2 プログラム
合計	10 プログラム	10 プログラム	10 プログラム

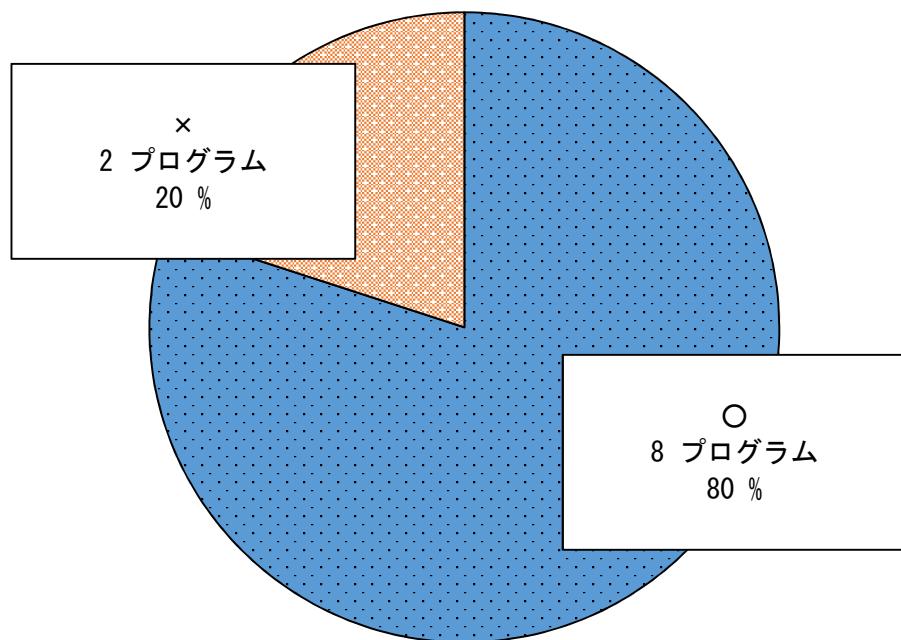


図 1-6 都市環境（10 プログラム）

4-1) 持続可能な都市構造に向けたまちづくり

都市の拠点とその周辺においては、地域特性に応じた都市機能の集積・高度化、一定の密度を維持した居住空間、高質な徒歩・自転車空間を志向するとともに、これらの相互連携のため市営バスを中心とした円滑・快適に利用できる交通ネットワークを活用した、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを念頭に、長期的な人口減少社会においても環境負荷の少ない都市構造が形成された状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
4101	バリアフリー関連事業の推進	■ 推進協議会の開催回数 (回)	目標値 実績値	1 2	1 0	1 1
	都市づくり推進課	達成状況		○	×	○
	高槻市バリアフリー推進協議会における各事業者の事業の進捗管理と意見交換を実施する。	5月9日に高槻市バリアフリー推進協議会を開催し、関係機関と進捗管理を行うとともに、意見交換を実施した。				
4102	交通安全教室の開催	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 実績値	10,000 22,532	16,000 17,675	16,500 16,613
		■ 交通安全教室開催回数 (回)	目標値 実績値	100 132	130 143	135 153
	管理課	達成状況		○	○	○
	認定こども園や小学校の園児や児童をはじめ、中学生・高校生・高齢者を対象とした幅広い交通安全教室を開催する。	幼児・児童や中高生、高齢者等の幅広い年齢層を対象とした交通安全教室を開催した。令和6年度は引き続き高齢者を対象に交通安全教室の開催を呼びかけたため、前年度に比べ、高齢者交通安全教室の開催数が7回増加するなど、延べ16,613人の参加があった。				
4103	駅前放置自転車等の撤去の推進	★ 瞬間の放置自転車台数 (台以下)	目標値 実績値	150 55	100 80	80 50
		■ 撤去業務の実施日数 (日)	目標値 実績値	189 182	160 155	156 147
	管理課	達成状況		○	○	○
	放置自転車や原動機付自転車の撤去を行う。	放置自転車等の特に多い箇所に自転車放置者等街頭指導員を配備し、自転車を放置しようとする者に、自転車駐車場への誘導等の啓発を行ったため、放置台数の減少につながった。				

4-2) みどりと憩いの空間の充実

市街地における貴重なオープンスペースとなる公園や、様々な主体による街なかの緑の保全と創出を通じて、みどりが有する多様な機能を活かした暮らしに憩いと潤いを与える空間が形成されている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4201	みどりと憩いの空間を創出する公園の整備	■ 公園改良工事数 (公園)	目標値 実績値	9 8	9 6
	公園課	達成状況		×	×
	市内の老朽化した公園を今日的なニーズを踏まえてリフレッシュする。	市内の老朽化した公園を今日的なニーズを踏まえてリフレッシュした。 1公園は地元都合により、取りやめとなったが、再調整の上、令和7年度に実施予定。 引き続き、労務単価・資材価格が高騰する中で、コストの縮減を図りながら時代や利用者のニーズに応じた整備を行う。			
4202	民間施設緑化指針に基づく緑化の推進	協定締結により整備される基本緑化面積 (m ²)	目標値 実績値	10,000 13,084	10,000 14,376
		■ 緑化協議協定の締結件数 (件)	目標値 実績値	45 38	40 54
	農林緑政課	達成状況		○	○
4203	開発行為の事業主に対して、民間施設緑化指針に基づく緑化が図られるよう協議を行う。	一定以上の規模の開発を行う事業者と開発行為緑化協議を行い、38件（協定緑化面積：4,781m ² ）の緑化協議協定を締結した。 物流倉庫や大規模事業所などの大型開発案件が減少した結果、協定緑化面積は例年比で大幅減少となった。 協定締結件数は開発行為の件数に左右されるものの、引き続き指針に定める「基本緑化面積」を上回るよう事業者に促していく。			
	市民協働による地域緑化の推進	■ 緑化樹配布本数 (本)	目標値 実績値	400 481	400 515
	農林緑政課	達成状況		○	○
	公園や公共の場、コミュニティスペース等に植える緑化樹を配布する。	市民協働による地域緑化を推進するため、緑化樹の配布を希望する市民団体及び公共施設等に高木及び低木、つる植物を602本配布した。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4204	樹林保護地区・保護樹木の 保全	★ 保護樹木の指 定数 (本)	目標値 実績値	29 28	29 28
		■ 樹木医の派遣 回数 (回)	目標値 実績値	4 5	4 4
	農林緑政課	達成状況		△	×
	樹林保護地区や保護樹木の 所有者等に対する樹木医の 派遣や助成金の交付を通じ た支援を行う。	樹木医の派遣回数については、年間の計画に基づき実施し、目標値を達成した。 保護樹木の指定本数については、新たに1本の指定を行 い、指定数は29本となった。			

4－3) 地域特性を活かしたまちなみの保全と創出

長い歴史と風土の中で育くまれてきた歴史資産や伝統的なまちなみ、自然と調和した風景、地域特性を活かした新たなまちなみにより、多様な魅力が形成された状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4301	街路緑化の推進	■ 補植本数 (本)	目標値 実績値	175 478	150 46
		達成状況		○	×
	枯損木や倒木による空き樹 に対して、街路樹の補植を行 う。	JR高槻駅南駅前広場等において高木、中木及び低木177本 の補植を実施した。			
4302	良好な景観形成の推進	景観イベント ■ の開催回数 (回)	目標値 実績値	3 2	3 1
		達成状況		×	×
	景観法及び景観条例に基づ く届出に際して指導・助言を行 うとともに、景観に関する市民意 識を醸成するイベント等を開催 する。	景観に関する市民意識の醸成を図るため、出前講座を5回 開催したほか、城下町らしい趣を感じられる町家等の所有 者に対してヒアリングを実施し、ホームページでの公開に 向けて、了解を得られた建物の情報を整理した。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4303	違法屋外広告物の簡易除却	■ 簡易除却の実施回数（回）	目標値 90	1	1
	都市づくり推進課 清掃業務課	達成状況	実績値 4	1	1
	茨木土木事務所などの関係機関と連携し、違法な屋外広告物の簡易除却を実施する。	9月6日に茨木土木事務所等の関係機関と合同でパトロールを実施し、違法屋外広告物の簡易除却を行った。			

5) 循環型社会

望ましい環境像	限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち
環境目標	持続可能な循環型社会の形成
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ発生の少ない生活スタイル・事業活動の浸透 ● 再利用・リサイクルによる資源消費・廃棄物排出の抑制 ● リサイクルシステムの安定化

表 1－6 目標達成状況（循環型社会）

評価内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○	5 プログラム	5 プログラム	5 プログラム
△	0 プログラム	0 プログラム	0 プログラム
×	4 プログラム	4 プログラム	3 プログラム
合計	9 プログラム	9 プログラム	8 プログラム

※プログラム No. 5202「給食残渣の堆肥化」については、設備の老朽化に伴い、令和5年度をもって事業廃止となりました。

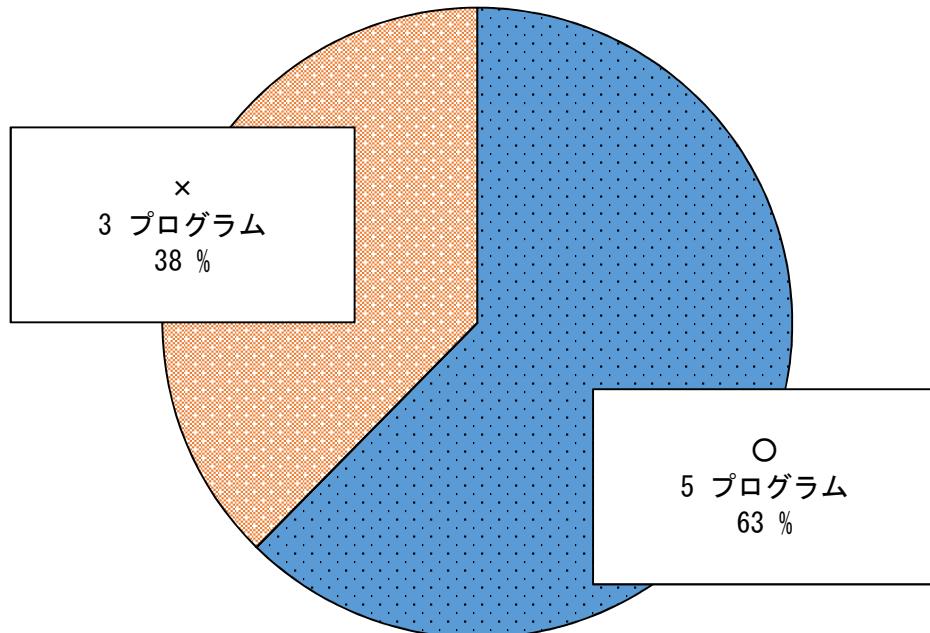


図 1－7 循環型社会（8 プログラム）

5-1) 3Rを実践する生活スタイル・事業活動

ごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）を中心とし、これにリサイクルを加えた3Rに、市民・事業者が日々の生活や事業活動の中で様々な内容・方法で取り組むことで、廃棄物による環境負荷の軽減が図られている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
5101	地域リサイクル活動の促進	集団回収奨励 ■ 金交付件数 (件)	目標値 実績値	500 578	500 573	500 563
	資源循環推進課	達成状況		○	○	○
	集団回収を啓発するとともに、実施団体に回収量に応じた奨励金を交付する。	広報誌・ホームページにより市民に対して集団回収に関する周知を実施し、奨励金を563件交付した。				
5102	図書館蔵書等の有効活用	★ 配布冊数 (冊)	目標値 実績値	10,000 59,795	10,000 82,024	20,000 74,467
	中央図書館	達成状況		○	○	○
	図書館内にリユースブックコーナーを設置し、不要となった図書等の再利用を図る。	令和5年度に引き続き、図書等の整理を重点的に行ったことにより、多数の不要図書等が出たため、図書館利用者に多くのリユース図書等を提供した結果、74,467冊の図書等をリユースすることができた。				

5-2) 資源循環と廃棄物の適正処理

限りある資源に係る循環の輪を形成していくため、市民・事業者と回収・再生事業者との相互理解や連携強化、再利用品・リサイクル品の積極的利用が図られている状況を目指します。また、民間の廃棄物処理施設や市の一般廃棄物処理施設においては、法令を遵守したうえで安定的でより環境負荷の低い廃棄物処理と資源の循環に取り組んでいる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
5201	有機質廃棄物の堆肥化促進	生ごみ堆肥化 ■ 容器助成台数 (台)	目標値 実績値	160 38	160 60	160 51
	資源循環推進課	達成状況		×	×	×
	生ごみ堆肥化容器に対して助成する。	広報誌・ホームページ・講演会により市民に対して生ごみ堆肥化容器の助成について周知を実施した。また、出前講座時にも周知を実施したが、助成台数は51台となった。引き続き市民に対して生ごみ堆肥化容器の助成についての周知を広報誌・ホームページにより実施するとともに、講演会や出前講座等市民と接する様々な機会を捉えて周知に努める。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5202	給食残渣の堆肥化	■ 堆肥量 (トン) 実績値	目標値 1.1	0.9	
	保健給食課	達成状況	○	○	
	学校給食残渣等を堆肥化するとともに、環境教育の教材として有効活用を行う。	学校給食残渣等をたい肥化する設備の老朽化に伴い、令和5年度をもって事業を廃止した。			
5203	撤去自転車の再生利用	■ 再生利用率 (オークション台数と市民販売台数の合計／年間処分台数) (%)	目標値 10	10	5
	管理課	達成状況	×	×	×
	インターネットオークション等を活用し、撤去自転車の再生利用を図る。	撤去自転車のうち、引き取りが無く一定期間保管して所有権が市に移転した自転車について、販売が可能な自転車を選別した上で、市民向けのリサイクル販売やインターネットオークションを用いた販売を実施したが、再生利用率は1.48%となった。 撤去自転車のうち、リサイクル基準を満たす自転車が減少したことで活動指標が達成できなかった。なお、今後についても、継続して取組を進めていくことで、市民のリサイクルへの意識の向上を図っていく。			

5-3) まちの美化に向けた協働

市民・事業者の高いまちの美化意識により、不法投棄や吸い殻等のポイ捨て等が未然防止されているとともに、日常的な公共空間・公益的空間における美化活動が行われることで、清潔で快適に過ごすことのできる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5301	環境美化推進デーの開催	■ 実施回数 (回)	目標値 2	2	2
	清掃業務課	達成状況	実績値 1	2	1
	環境美化推進デーを設定し、市内一斉清掃を実施する。	11月17日（秋季）に合計396団体／31,277人を参加人数とする市内一斉清掃を実施した。なお、春季については5月19日に実施予定だったが、雨天により中止となった。 今後も、年間2回の実施を予定。			

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5302	小中学校周辺のクリーン キャンペーン	★ 延べ参加者数 (人)	目標値 1,800	1,800	1,600
		■ 実施中学校区 数 (校区)	目標値 18	18	18
	教育指導課	達成状況	×	×	○
	地域、保護者、児童生徒が 協力し、学校周辺等の清掃 活動を行う。	全ての校区において実施することはできなかったが、昨年 度より実施校区数・参加者数ともに増加した。 学校周辺のみならず、校区内の公園の清掃も行う校区や、 児童生徒の探究活動の一環として地域とともに課題意識を もって取り組んだ校区もあった。			
5303	不法投棄パトロール	■ 実施回数 (回)	目標値 50	100	50
		■ 実績値	172	86	125
	清掃業務課	達成状況	○	×	○
	不法投棄等の多発地点を中 心に定期的なパトロールを 実施し、不法投棄の発見と ごみの回収を行う。	不法投棄が多く発生する区域のパトロール及び散乱ごみの 回収を重点的に実施したほか、通報があった際にごみの回 収を行ったため、実施回数が125回となった。			
5304	犬のふん放置禁止の啓発	■ 周知回数 (回)	目標値 1	1	1
		■ 実績値	1	1	1
	清掃業務課	達成状況	○	○	○
	放置された犬のふん近くに 警告カード等を貼り付ける ことにより、飼養者に対して マナー向上を呼びかける 「イエローカード作戦」を 市民協働で実施する。	ホームページを通じて、犬のふん放置禁止の啓発のため、 イエローカード作戦及びイエローチョーク作戦の周知を行った。			

6) 地球環境

望ましい環境像	地球規模で考え、身近なことから行動するまち
環境目標	地域からの環境負荷低減の取組
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策などの推進 ● 省資源・省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用 ● 広域的な環境問題に対する連携の推進

表 1－7 目標達成状況（地球環境）

評価内容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
○	6 プログラム	5 プログラム	5 プログラム
△	0 プログラム	0 プログラム	1 プログラム
×	1 プログラム	2 プログラム	1 プログラム
合計	7 プログラム	7 プログラム	7 プログラム

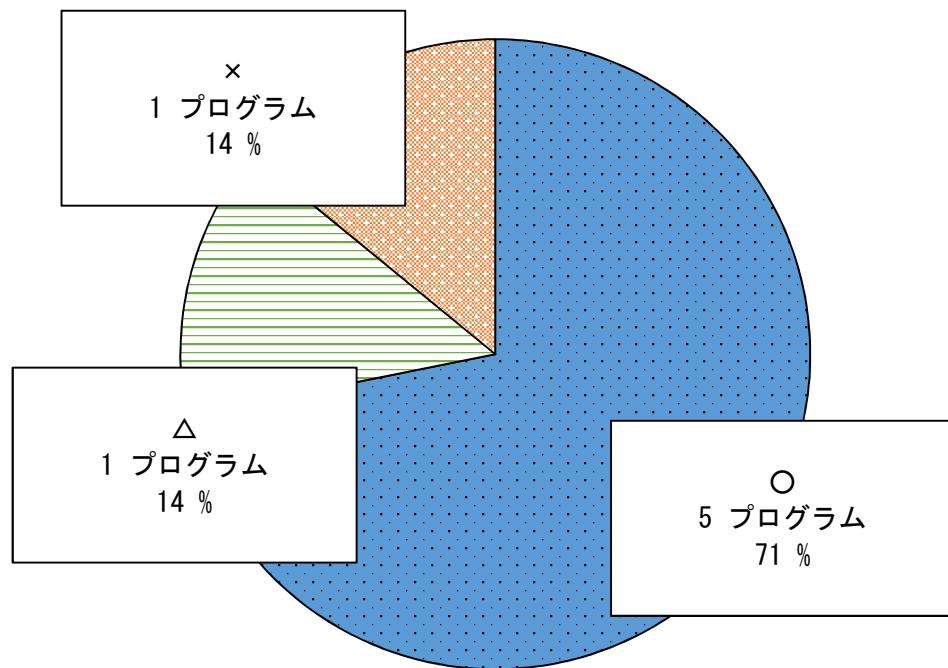


図 1－8 地球環境（7 プログラム）

6-1) 温室効果ガス排出量の少ない建物・自動車等への転換

建物や設備・機器を省エネルギー性能の高いものへと転換していくことや、再生可能エネルギーの活用、次世代自動車の普及を図ることで、温室効果ガス排出量が少ない快適な生活環境及び事業環境が確立された状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果			
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6101	再エネ・省エネ設備設置等 補助	■ 補助件数 (件)	目標値 230	220	219
	環境政策課	実績値 194	172	168	
	住宅等に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、ペレットストーブ等を設置する市民、または省エネ改修を実施する市民に補助を実施する。	達成状況	×	×	×
6102	民間事業者省エネ設備導入 支援	■ 補助件数 (件)	目標値 3	3	3
	環境政策課	実績値 5	2	3	
	市内の事業所に省エネ設備・新エネ設備を導入する民間事業者に補助を実施する。	達成状況	○	×	○
6103	市管理街路灯の省エネルギー化	■ LED化率 (%)	目標値 90	97	98
	管理課	実績値 95.9	97.0	99.4	
	LED等省エネタイプの街路灯への移行を進める。	達成状況	○	○	○
市管理街路灯をLED灯へ改修した。					

6-2) 二酸化炭素の少ない選択の習慣づけ

市民・事業者が地球温暖化に係る情報収集や学習を通して、行動に際してより省エネ・温室効果ガス排出量の少ないものを選ぶなど「賢い選択」に取り組み、このような環境に配慮した選択が社会の価値観として共有されている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
6201	市営バスの利用促進	市営バスの年間乗車人数(万人)	目標値 ★ 実績値	1,565 1,566	1,676 1,728	1,819 1,756
		利用者促進に寄与する事業数(事業)	目標値 ■ 実績値	10 14	10 15	10 15
	交通部総務企画課	達成状況	○	○	△	
6202	イベントや啓発、その他の方策を通じて市営バスの利用促進を図る。	以下の事業を実施し、市営バスの利用促進を図り、年間乗車数は約1,756万人となった。 ①おでかけバス(U-12、U-15)、②70周年記念事業(記念乗車券の販売)、③ラッピングバス運行(高槻やよいライナー、将棋ライナー、たかつきばすお号)、④イベント開催時の臨時バスや貸切バスの運行(ハーフマラソン、くらわんか花火大会等)、⑤イベント出展1(みどりのカーニバル)、⑥イベント出展2(スルっとKANSAIバスまつり)、⑦イベント出展3(高槻産業フェスタ2024)、⑧イベント出展4(OPENたかつき)、⑨イベント出展5(たかつき将棋まつり)、⑩イベント出展6(高槻やよいバースデーイベント)、⑪こうのとりバス(妊婦特別運賃制度)、⑫かるがもバス(乳児保護者等特別運賃制度)、⑬ベビーカー教室、⑭車庫見学(市内小学校児童等)、⑮出前講座(関西大学、市民等) 引き続きイベント等を通じて、市営バスの利用促進を図る。				
		★ 燃費(km/L)	目標値 ★ 実績値	2.22 2.30	2.22 2.33	2.22 2.37
	交通部運輸課	乗務員研修実施回数(回)	目標値 ■ 実績値	2 4	2 2	2 2
	乗務員にアイドリングストップを励行させると共に部内研修の実施、また運行記録を活用しエコドライブを推進する。 あわせて更新時に環境に配慮した車両を購入する。	達成状況	○	○	○	

6-3) 気候変動への備えの充実

気象災害や健康影響など温暖化に伴うリスクについて正確な情報や危機感を共有し、甚大な自然災害の経験を教訓に、一人ひとりが地球温暖化の影響から暮らしや事業活動を守るために取組を行っている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和6年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
6301	熱中症の予防	熱中症予防に ■ 関する啓発回 数 (回)	目標値 実績値	1 1	1 1	1 1
	保健予防課	達成状況		○	○	○
	熱中症予防に資する啓発活動を実施する。	総合センター及び保健所前に「のぼり」を設置した他、保健所及び市役所本館にポスターを掲示。また、広報誌・ホームページ・ケーブルテレビといった広報媒体を活用した啓発を行った。				
6302	風水害への備え	ハザードマップ活用出前講 座開催回数 (回)	目標値 実績値	12 14	12 13	12 15
	下水河川企画課	達成状況		○	○	○
	高槻市水害・土砂災害ハザードマップを全戸配布し、その活用方法を出前講座等を通じて周知する。	わが街高槻ガイドの案内や、受講者に関係する地域に合わせるなど講座の精度を高めることで、出前講座の参加者からの紹介による講座の依頼があった。				

(3) 定量的な現状把握に用いる指標の実績

「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」に定める定量的な現状把握に用いる指標の令和6年度実績は、以下のとおりです。

引き続き、各指標について実績値が望ましい方向性に推移するよう取り組みます。

表1-8 定量的な現状把握に用いる指標

	指標	計画当初値	望ましい 方向性	実績値		
		令和2年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境行動	良好な環境を目指した活動が豊富と感じる市民の割合	57.4 %	➡	43.0 %	45.7 %	45.5 %
	環境に関する情報が十分にあると感じる市民の割合	43.8%	➡	27.4 %	29.5 %	30.2 %
生活環境	河川水質 (BOD) の環境基準達成状況 [3/3 地点]	100% [3/3 地点]	➡	100% [3/3 地点]	100% [3/3 地点]	100% [3/3 地点]
自然環境	身近な自然環境とのふれあいを実感している市民の割合	87.3 %	➡	77.1 %	80.6 %	76.3 %
都市環境	景観重点地区の面積	9.3 ha	➡	9.3 ha	9.3 ha	9.3 ha
	市民1人当たりの都市公園面積	5.91 m ²	➡	5.95 m ²	5.98 m ²	6.02 m ²
循環型社会	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	624 g	➡	595 g	572 g	559 g
	市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量	256 g	➡	261 g	256 g	257 g
	リサイクル率	19 % (令和元年)	➡	20 % (令和3年)	20 % (令和4年)	20 % (令和5年)
	不法投棄やポイ捨ての少ない美しいまちと感じる市民の割合	59.6%	➡	49.3%	59.6 %	59.5 %
地球環境	市域の温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	21.7% (平成30年)	➡	24.7% (令和2年)	31.0% (令和3年)	21.8% (令和4年) (暫定値)

2 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン

(1) 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプランの概要

「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」(以下、「アクションプラン」といいます。)は、令和3年3月に、市域の現状と地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政等の各主体が、それぞれの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的として策定しました。

ア 計画の目標

目標年度における温室効果ガス排出量の目標値は、地球温暖化に関する社会状況や本市を取り巻く環境、これまでの市民・事業者・行政の取組状況等を踏まえ、前計画において温室効果ガス削減が一定進展したことや市民・事業者の意識醸成の状況を考慮して、2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で温室効果ガスを30%削減するとしています。

**2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で
温室効果ガスを30%削減する。**

イ 各主体の役割

地球温暖化対策として実効性のある取組を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むとともに協働しながら、温室効果ガスの削減を着実に積み上げることが求められます。そのための各主体の役割は以下のとおりです。

市民

市民は、日常生活において、温室効果ガスの排出を抑制するための取組を積極的に行うよう努め、市等が実施する地球温暖化防止に向けた取組に参加・協力します。

事業者

事業者は、自らの事業活動や関連事業者において排出される温室効果ガスの抑制に積極的に努め、市等が実施する地球温暖化防止に向けた取組に参加・協力します。

市

市は、魅力あるまちづくりを進めて行く中で、地域特性を活かしながら、地球温暖化対策を率先して実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら市民・事業者の意識向上を促します。

国・府

国及び大阪府は、技術革新の促進や規制・誘導などを通じて、市民や事業者が温室効果ガス削減に取り組む仕組づくりや支援を行います。

(2) 2022(令和4)年度温室効果ガス排出量(暫定値¹)

排出量の算定²にあたっては、「アクションプラン」策定時同様、平成29年3月に国が策定した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を参考に行ってています。

ア 高槻市の温室効果ガス排出量

高槻市の2022(令和4)年度の排出量(暫定値)は、126.5万t-CO₂で、基準年度(2013(平成25)年度)比で約21.8%減、前年度比で約13.4%増となっています。

なお、前年度と比較して温室効果ガスの排出量が増加した主な要因としては、電気の排出係数³が上昇したことや、家庭部門における電気の使用量が増加したことが挙げられます。

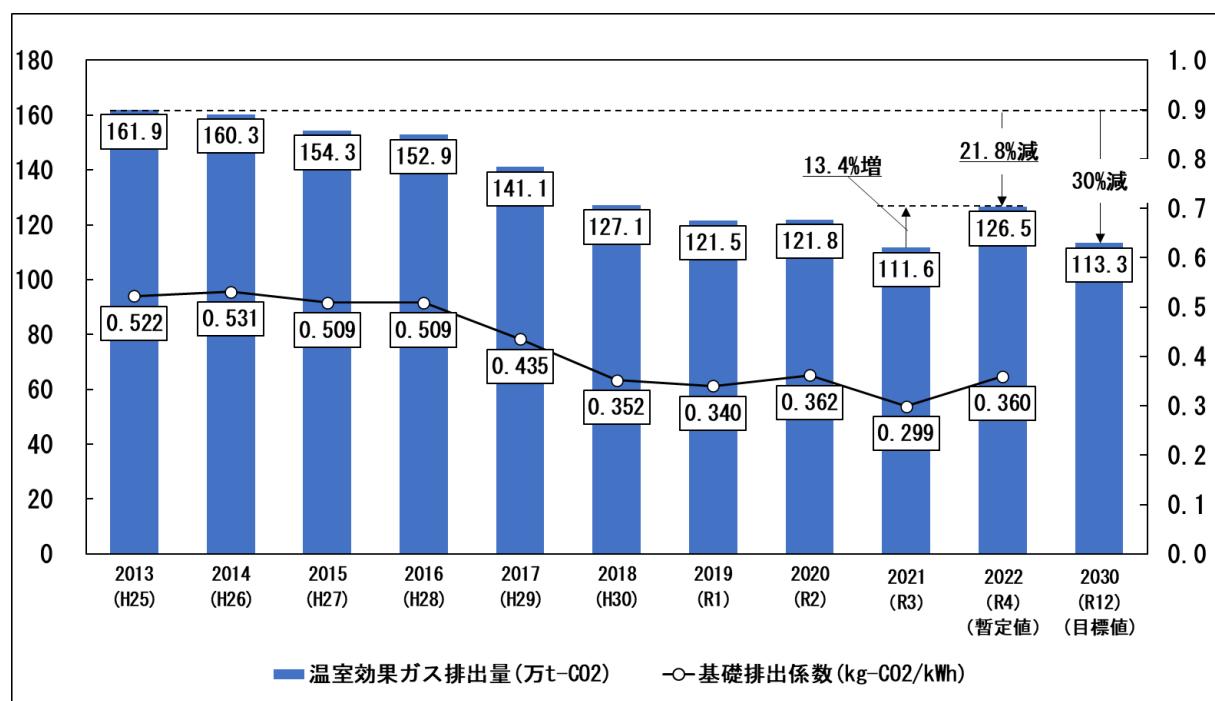


図2-1 高槻市の温室効果ガス総排出量および基礎排出係数

¹ 資源エネルギー庁は、2024(令和6)年12月に「都道府県別エネルギー消費統計調査」データの暫定値を公表。なお、確定値については、次年度の実績報告にて公表予定。

² 排出量を算定するにあたり、2022(令和4)年度までのデータしか公表されていない統計データもあるため、2023(令和5)年度以降は未算定。

³ 使用電力量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を表す係数。発電時の電源構成(火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス)により変動し、火力発電の割合が増加すると係数は大きくなる。なお、図2-1の基礎排出係数については、電気事業者別排出係数一覧(環境省HP)より、各年度ごとの関西電力株式会社の係数を記載している。

ちなみに、我が国の2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比19.3%減、前年度比2.5%減となっています。なお、2021（令和3）年度からの減少要因としては、発電電力量の減少や鉄鋼業における生産量の減少等によるエネルギー消費量が減少したこと等が挙げられています。

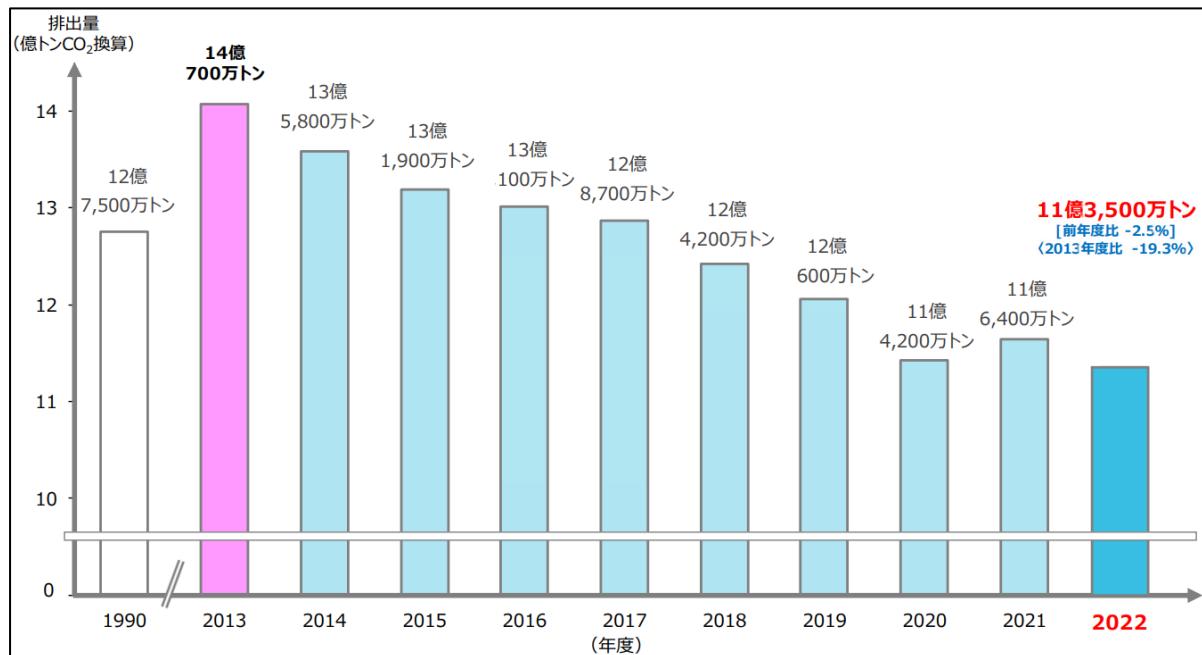


図2-2 我が国の温室効果ガス排出量（2022（令和4）年度確報値） 出典：環境省

イ 高槻市の部門別温室効果ガス排出量

本市の部門別温室効果ガス排出量について
は、最も多いのが家庭部門⁴で全体の32.9%
を占めています。次いで業務部門⁵(22.5%)、
運輸部門⁶(22.5%)、産業部門⁷(16.6%)、
廃棄物部門⁸(5.5%)となっています。

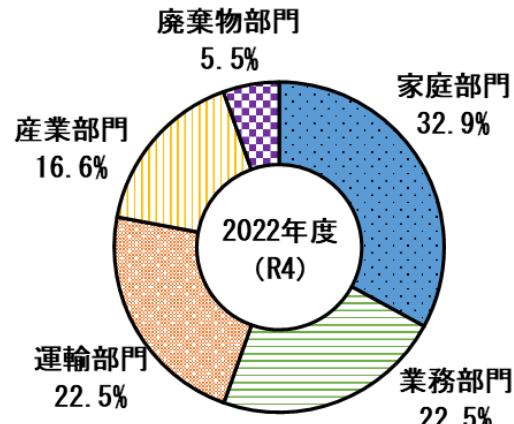


図2-3 部門別温室効果ガス排出量

また、2013(平成25年)度比をみると、最も減少しているのが、産業部門(-36%)
と業務部門(-36%)で次いで、家庭部門(-24%)となっています。一方、運輸部門
と廃棄物部門では増加となっています。

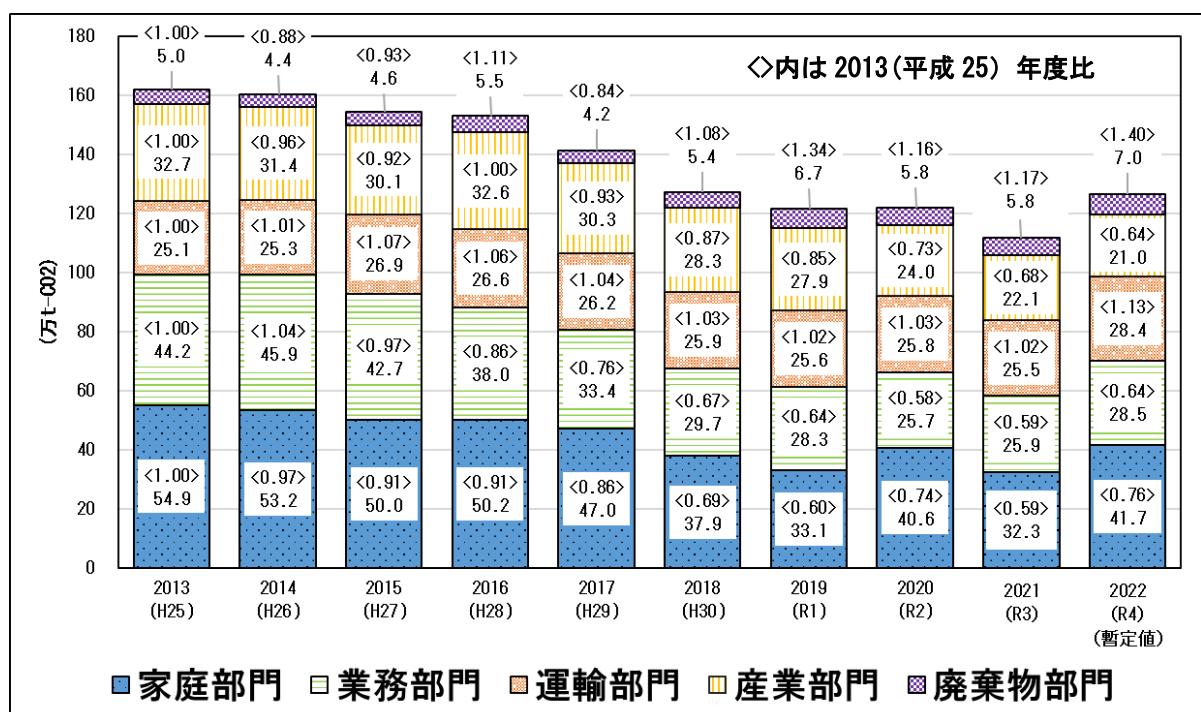


図2-4 温室効果ガス排出量の部門別推移

⁴ 家庭におけるエネルギー消費を対象とする部門。自家用車に関するものは除く。

⁵ 産業部門に属さない、第三次産業（卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など）に属する企業・法人のエネルギー消費を対象とする部門。運輸部門は除く。

⁶ 人の移動や物資の輸送にかかるエネルギー消費を対象とする部門。輸送形態は自動車、鉄道に区分される。

⁷ 第一次産業（農林業）および第二次産業（鉱業、建設業、製造業）の各業種でのエネルギー消費を対象とする部門。運輸部門は除く。

⁸ 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および下水処理を対象とする部門。

(3) 2024（令和6）年度における施策の実施状況

「アクションプラン」の5つの基本方針に資する施策の実施状況については、「たかつき環境行動計画（行政編）（第2章1）」及び「たかつきエコオフィスプラン（第2章3）」のとおりですが、そのうち地球温暖化対策に寄与する主な施策の実施状況の詳細については以下のとおりです。

ア エコハウス補助金

住宅用太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や、家庭用燃料電池の設置、窓の断熱改修等の省エネルギー設備等を導入する市民に、その費用の一部を助成するエコハウス補助金を実施しています。2024（令和6）年度は168件について補助金を交付しました。

表2-1 エコハウス補助金等を利用した機器別設置件数

年度	太陽光発電システム		蓄電池	V2H	太陽熱利用システム	ペレットストーブ	窓の断熱改修	エネファーム	雨水貯留タンク	エコキュー	エコウイル
	(件)	(kW)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
2007（H19）～ 2012（H24）	1,320	4,792.1	－	－	12	14	80	－	－	－	－
2013（H25）	581	2,453.5	0	－	0	0	0	4	－	16	1
2014（H26）	260	1,206.3	0	－	1	1	3	17	6	10	2
2015（H27）	244	1,085.3	6	－	0	3	4	24	9	32	1
2016（H28）	229	1,037.0	21	－	0	3	2	43	11	57	2
2017（H29）	149	724.1	36	－	1	3	5	22	32	26	0
2018（H30）	187	914.7	68	－	0	1	4	29	20	43	－
2019（R 1）	180	859.5	81	－	1	2	3	38	21	50	－
2020（R 2）	47	241.2	47	－	1	1	10	251	7	－	－
2021（R 3）	88	519.4	88	－	2	1	58	60	6	－	－
2022（R 4）	88	494.1	88	－	1	3	46	50	6	－	－
2023（R 5）	93	582.5	91	2	0	1	46	30	2	－	－
2024（R 6）	86	563.7	86	2	0	1	55	20	4	－	－
合計	3,552	15,473.5	612	4	19	34	316	588	124	234	6

イ 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金

高槻市内で自ら使用する事業所又は事務所等に、省エネルギー設備等を導入する中小事業者に、その費用の一部を助成する民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金を実施しています。2024（令和6）年度は3事業者に補助金を交付しました。

表2-2 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金年度別交付件数

年度	交付件数 (件)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	導入設備
2010 (H22) ~ 2012 (H24)	9	87.6	・太陽光発電システム ・LED照明 ・高効率照明 ・窓用日射フィルム
2013 (H25)	2	68.6	・LED照明
2014 (H26)	2	49.2	・LED照明
2015 (H27)	3	51.1	・LED照明
2016 (H28)	3	18.7	・LED照明
2017 (H29)	2	12.9	・LED照明 ・高効率空調設備
2018 (H30)	3	18.5	・太陽光発電システム ・LED照明 ・高効率空調設備
2019 (R 1)	3	32.7	・LED照明 ・高効率ボイラー
2020 (R 2)	3	34.8	・高効率空調設備 ・高効率オーブン
2021 (R 3)	3	15.4	・太陽光発電システム ・LED照明 ・高効率空調設備
2022 (R 4)	5	24.0	・LED照明 ・高効率空調設備
2023 (R 5)	2	16.8	・高効率ボイラー ・高効率空調設備
2024 (R 6)	3	36.0	・太陽光発電システム ・LED照明
合計	38	466.3	

ウ 集合住宅省エネルギー改修補助金について

高槻市内の集合住宅で、窓の断熱改修等の省エネルギー改修や自然エネルギー設備を導入する管理組合等に、その費用の一部を助成する集合住宅省エネルギー改修補助金を実施しています。2024（令和6）年度は補助金の申請はありませんでした。

表2-3 集合住宅省エネルギー改修補助金年度別交付件数

年度	交付件数 (件)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	導入設備
2020 (R 2)	1	19.5	・窓の断熱改修
2021 (R 3)	0	—	—
2022 (R 4)	1	0.2	・屋上の断熱改修
2023 (R 5)	1	2.9	・屋上の断熱改修
2024 (R 6)	0	—	—
合計	3	22.6	

エ 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量

高槻市内で排出される一般廃棄物については、エネルギーセンターにおいて焼却処理しており、これに伴う温室効果ガス排出量は2024（令和6）年度は43,595t-CO₂でした。この温室効果ガスは、一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却に伴い排出されるものであり、廃プラスチックの組成率の変動によって増減します。

表2-4 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量

年度	焼却 一般廃棄物量 (t)	廃プラスチック 組成率 (%)	廃プラスチック 焼却量 ⁹ (t)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)
2013 (H25)	104,114	12.9	13,470	39,143
2014 (H26)	102,911	11.1	11,472	33,588
2015 (H27)	102,225	12.2	12,428	36,155
2016 (H28)	99,465	15.8	15,753	45,318
2017 (H29)	99,596	10.8	10,771	31,522
2018 (H30)	102,359	14.8	15,098	43,553
2019 (R1)	100,359	19.8	19,846	56,672
2020 (R2)	97,624	17.1	16,650	47,772
2021 (R3)	96,325	17.8	17,148	49,131
2022 (R4)	94,128	22.2	20,918	59,534
2023 (R5)	91,246	18.0	16,443	47,090
2024 (R6)	89,723	16.9	15,190	43,595

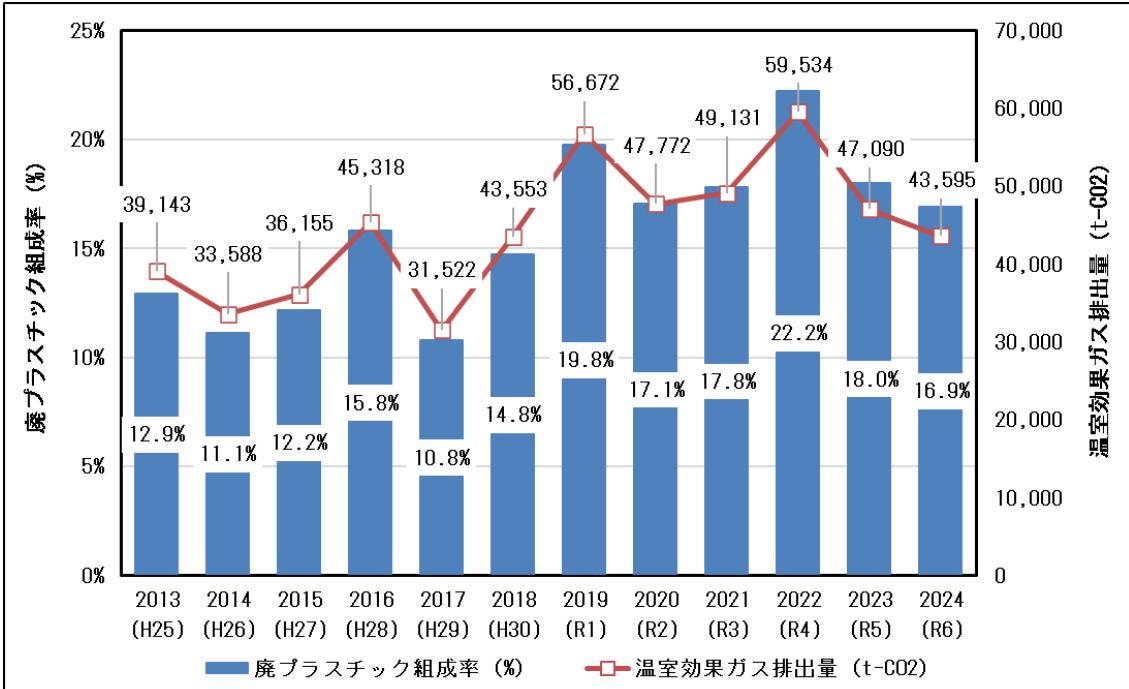


図2-5 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量と廃プラスチック組成率の推移

⁹ 廃プラスチック組成率の小数点第2位を四捨五入して表記していますが、プラスチック焼却量の算出には、小数点第2位以下まで含めた廃プラスチック組成率を使用しているため、表中の値に誤差が生じています。

なお、エネルギーセンターにおいては、一般廃棄物焼却時の燃焼熱を活用した発電を行っています。発電された電気は、エネルギーセンター内で利用されているほか、余剰電力は電力会社に送電しています。

エネルギーセンターにおける発電電力量の推移は以下のとおりです。なお、2019（令和元）年度より、発電設備のなかった第一工場（焼却能力450t／日）の運転を終了し、高効率な発電設備を備えた第三工場（焼却能力150t／日、発電能力4,300kW）を新たに運転開始しました。これにより第二工場（焼却能力180t／日×2、発電能力4,950kW）とあわせて、より一層、効率的に廃棄物発電を行うことができるようになりました。

表2-5 エネルギーセンターにおける廃棄物発電の発電電力量等の実績

年度	発電電力量	消費電力量	余剰電力量
2013 (H25)	27,301	22,378	7,663
2014 (H26)	19,071	23,869	2,847
2015 (H27)	27,177	22,035	7,401
2016 (H28)	27,551	21,971	7,980
2017 (H29)	27,392	21,680	7,740
2018 (H30)	30,129	21,943	9,867
2019 (R 1)	42,022	19,485	22,572
2020 (R 2)	42,462	18,686	23,793
2021 (R 3)	40,909	18,802	22,136
2022 (R 4)	39,525	18,805	20,756
2023 (R 5)	38,556	19,027	19,590
2024 (R 6)	36,276	18,883	17,482

(単位: MW h)

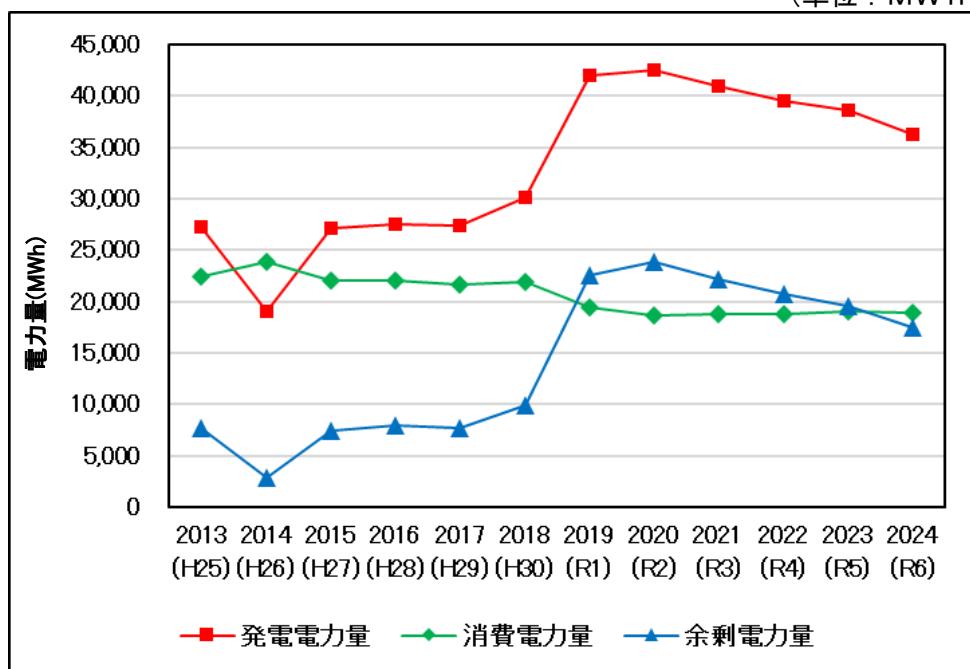
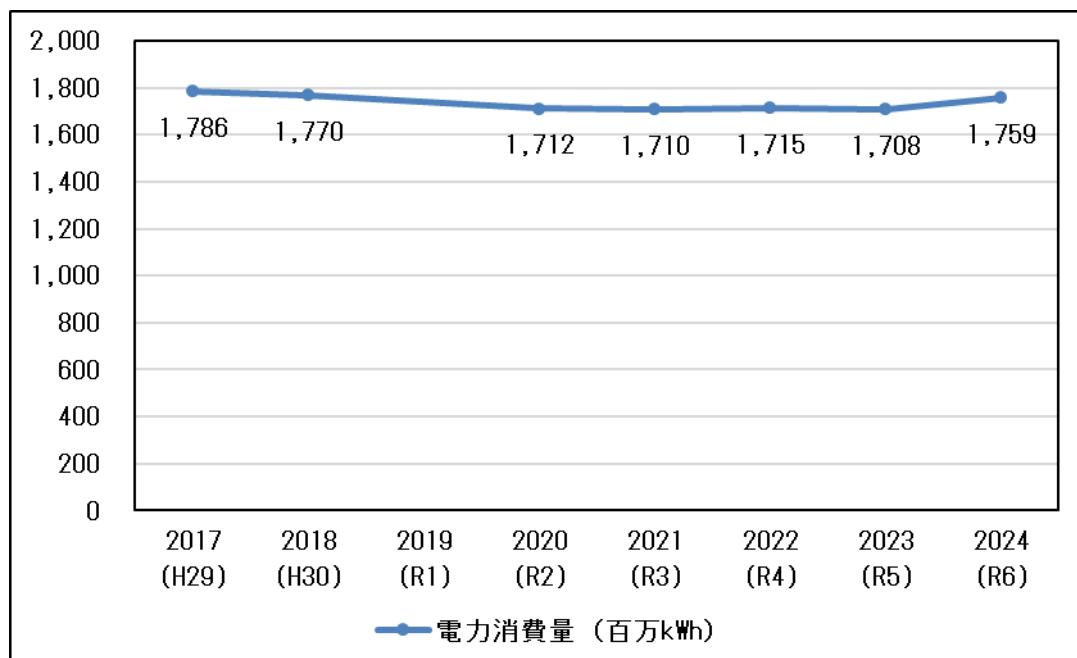


図2-6 エネルギーセンターにおける廃棄物発電の発電電力量等の推移

(4) 高槻市域における地球温暖化対策に関する状況

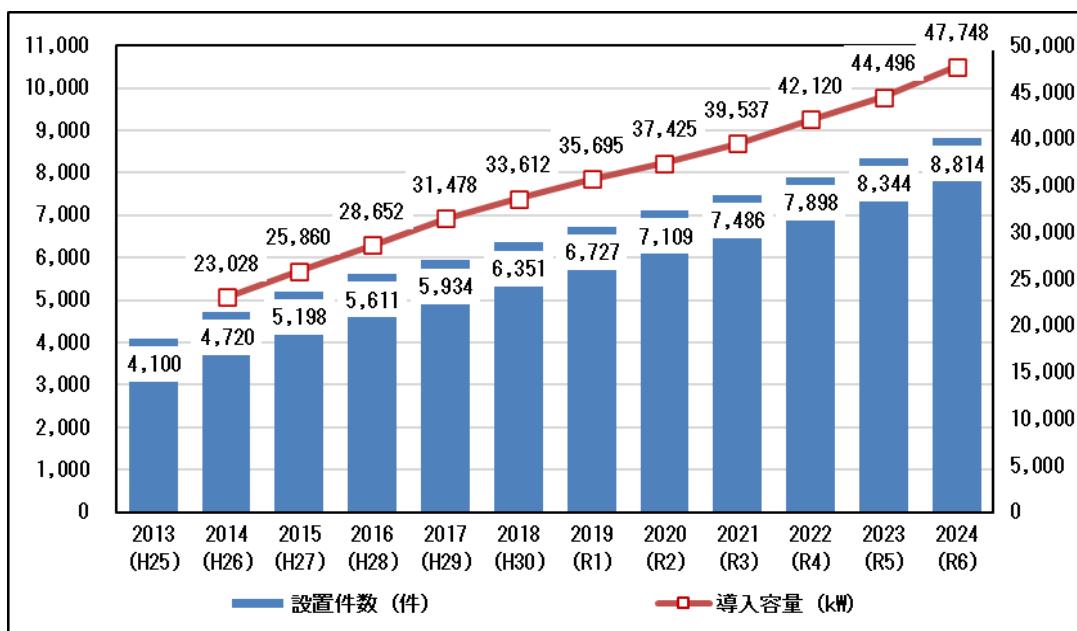
「アクションプラン」では施策の参考とするため、市域における以下の状況を把握することとしています。

ア 市域における電力消費量¹⁰



資料：大阪府および電力会社提供データより作成

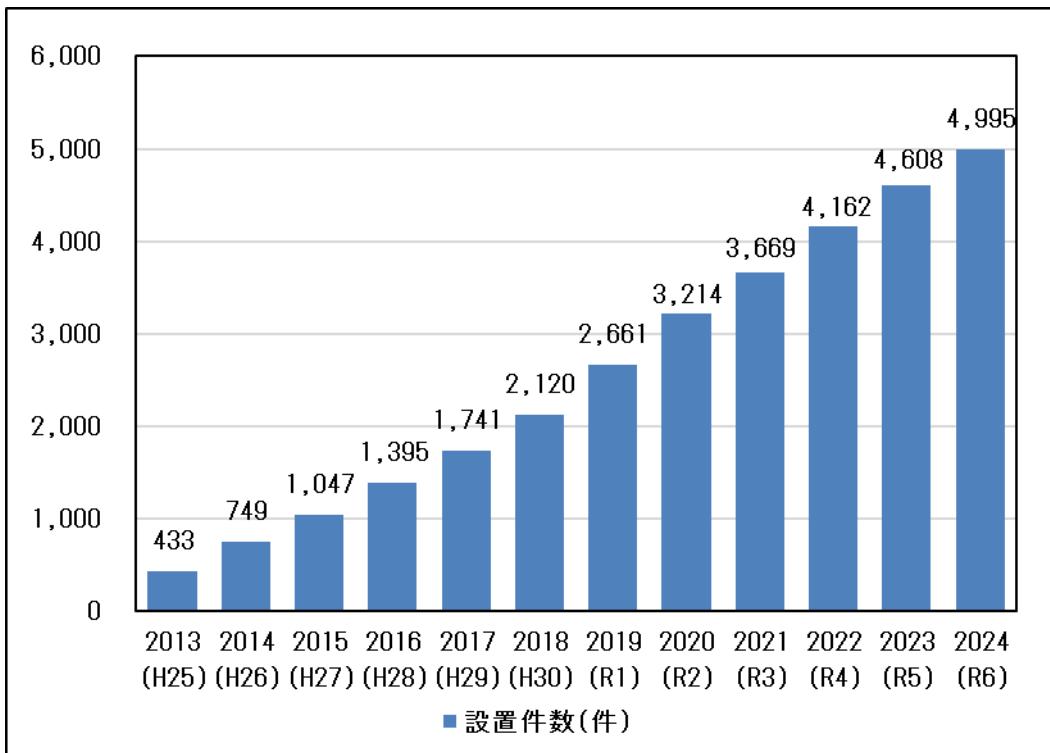
イ 市域における太陽光発電システム設置件数（累積）



資料：経済産業省資源エネルギー庁「エリア別の認定及び導入量（市町村別）」より作成

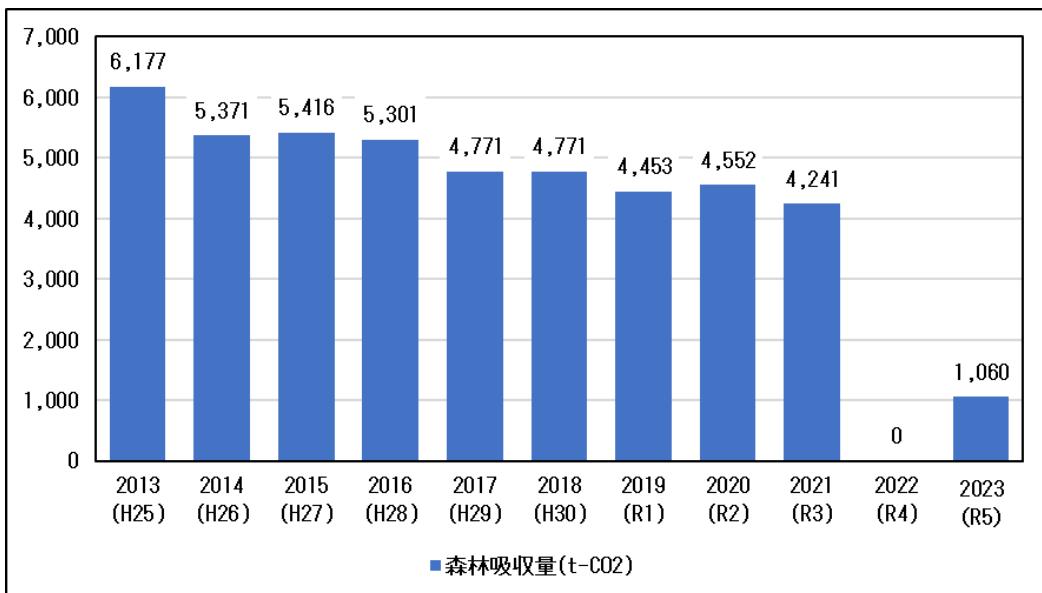
¹⁰ 2017（平成29）年度、2018（平成30）年度は、大阪府提供データ、2020（令和2）年度以降については、電力会社提供データです。2016（平成28）年度以前および2019（令和元）年度については電力消費量を把握できるデータがないため記載していません。

ウ 市域における家庭用燃料電池(エネファーム)設置件数(累積)



資料：ガス会社提供データより作成

エ 市域における森林の二酸化炭素吸収量¹¹



資料：「大阪府統計年鑑」および「三島地域の民林樹種別面積」より作成

¹¹ 森林吸収量は以下のとおり推計。なお、T年度の森林面積 < T1年度の森林面積の場合は、0としています。

年間の森林吸収量 = (T年度の森林面積 - T1年度の森林面積) × バイオマス係数 × (1 + 地上部に対する地下部の比率) × 容積密度 × 炭素含有率 × $\frac{4.4}{1.2}$

（参考資料）市域における温室効果ガスの推計方法の概要

市域における温室効果ガスの排出量は以下の計算方法に基づき、推計を行いました。

● エネルギー起源 CO_2

部門・対象	発生源・燃料種別	計算方法
産業	製造業	製造業種別CO ₂ 排出量（大阪府） $\times \frac{\text{業種別製造品出荷額（高槻市)}}{\text{業種別製造品出荷額（大阪府）}}$
	建設・鉱業	建設業・鉱業別CO ₂ 排出量（大阪府） $\times \frac{\text{建設業・鉱業別従業者数（高槻市)}}{\text{建設業・鉱業別従業者数（大阪府）}}$
	農林業	農林水産業CO ₂ 排出量（大阪府） $\times \frac{\text{農林水産業従事者数（高槻市)}}{\text{農林水産業従事者数（大阪府）}}$
	業務	業務部門業種別CO ₂ 排出量（大阪府） $\times \frac{\text{第三次産業業種別従業者数（高槻市)}}{\text{第三次産業業種別従業者数（大阪府）}}$
	家庭	家庭部門CO ₂ 排出量（大阪府） $\times \frac{\text{世帯数（高槻市）}}{\text{世帯数（大阪府）}}$
	自動車	自動車交通CO ₂ 排出量データ提供システム（環境省） $\times \text{車種別排出係数}$
運輸	鉄道	年間電力使用量 $\times \frac{\text{高槻市内営業キロ数}}{\text{総営業キロ数}} \times \text{排出係数}$

● エネルギー起源CO₂以外のガス

部門・対象	ガス種類	発生源	計算方法
燃料の燃焼	自動車走行	CH_4 N_2O	自動車交通 CO_2 排出量データ提供システム（環境省） × 燃料別車種別走行キロ × 燃料別排出係数
廃棄物	焼却処分	CO_2	一般廃棄物 焼却量 × 廃プラスチック組成率 × 排出係数
			一般廃棄物 焼却量 × 排出係数 × 温暖化係数
		CH_4	産業廃棄物 下水汚泥の焼却量 × 排出係数 × 温暖化係数
	排水処理	N_2O	終末処理場 下水処理量 × 排出係数 × 温暖化係数
			し尿処理施設 し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量 × 排出係数 × 温暖化係数

3 たかつきエコオフィスプラン

(1) たかつきエコオフィスプランの概要

本市では地球環境問題へ対応するため、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、平成12年に「たかつきエコオフィスプラン」を策定し、一事業者・一消費者として省エネルギー、省資源など環境に配慮した事業活動の取組を始めました。

現在の「たかつきエコオフィスプラン（令和3年度～令和12年度）」では、エネルギー起源の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類¹を削減対象の温室効果ガスとし、これの排出量を「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で、51%削減することを目標に掲げ、取組を進めています。

(2) 2024（令和6）年度の実績

2024（令和6）年度における市の事務事業における温室効果ガス排出量は、24,379t-CO₂と、基準年度（2013（平成25）年度）比で37.2%の削減、前年度比で8.4%の減少となりました。

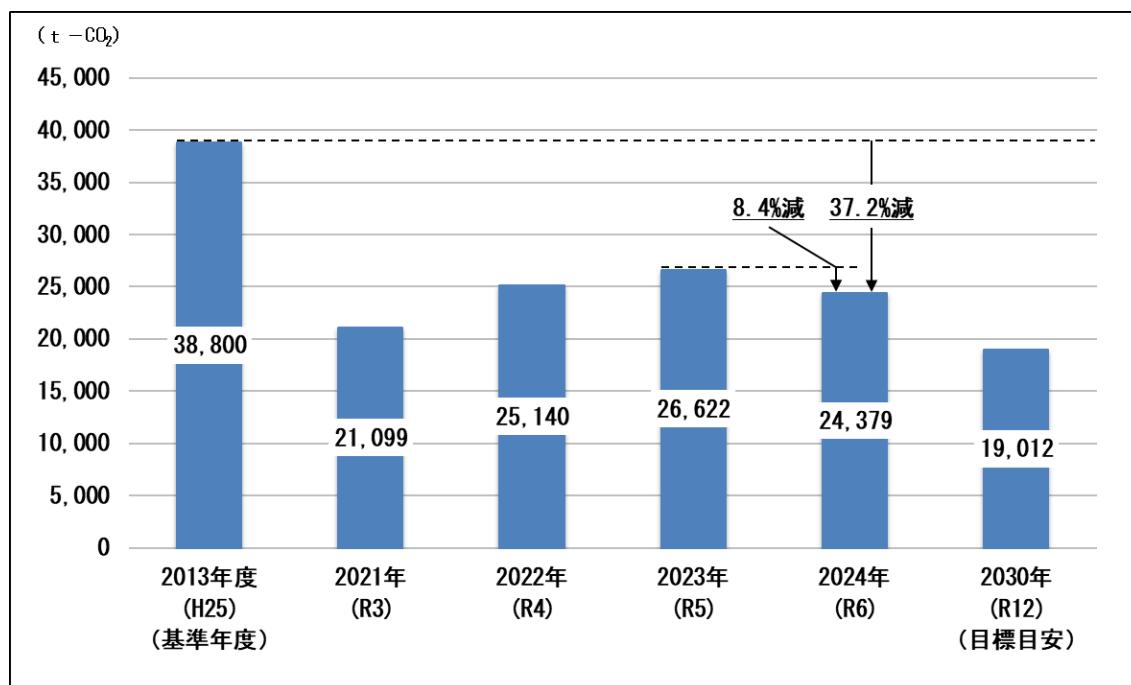


図3-1 温室効果ガス排出量

前年度と比較して、温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、高压電力契約施設のうち約90施設において再生可能エネルギーを含む電力を調達したことなどが影響しています。引き続き、環境に配慮した電力の調達に努めます。

個別の取組における目標値及び2024（令和6）年度の達成状況は次のとおりです。

¹ 燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される温室効果ガス。

ア 施設の低炭素化

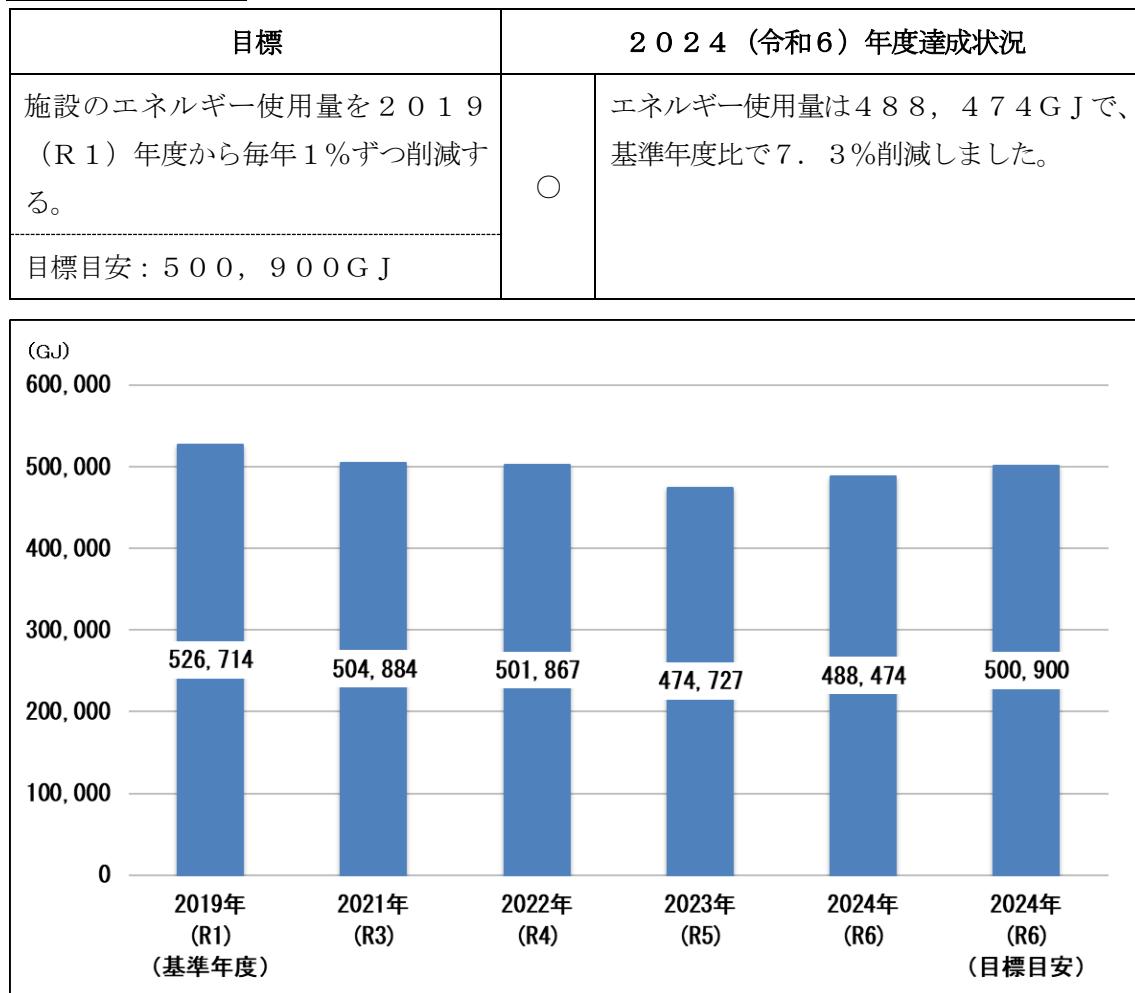


図3-2 施設のエネルギー使用量²

市の施設のエネルギー使用量は、目標目安を12,426GJ（2.5%）下回りましたが、前年度比では2.9%の増加となりました。これは、前年よりも残暑が長く続いたことにより、各施設における空調稼働時間が長くなつたことが一因と考えられます。引き続き、空調設備の運転管理の適正化や省エネルギー設備の導入などの取組を継続し、施設の省エネルギー化を図ります。

² 2023（令和5）年4月の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の改正により、電力の1次エネルギー換算係数は、新たに8.64MJ/kWhの値を使用するよう示されたが、「図3-2 施設のエネルギー使用量」においては、エネルギー使用量の経年変化を比較するため、改正前と同じ9.76MJ/kWhを用いて算出。

イ 公用車の低炭素化

(7) 【自動車運送事業以外の部局】公用車の燃費改善

目標	2024（令和6）年度達成状況	
公用車の燃費（総走行距離÷燃料使用量）を2019（R1）年度から毎年1%ずつ向上する。	×	燃費は、5.70 km/Lとなり、基準年度比で13.1%悪化しました。
目標目安：6.89 km/L		

(km/L)

年度	燃費 (km/L)
2019年 (R1) (基準年度)	6.56
2021年 (R3)	6.25
2022年 (R4)	5.72
2023年 (R5)	5.99
2024年 (R6)	5.70
2024年 (R6) (目標目安)	6.89

図3-3 (自動車運送事業以外の部局) 公用車の燃費

(イ) 【自動車運送事業】市営バス等の燃費改善

目標	2024（令和6）年度達成状況	
市営バス等の燃費を2015（H27）～2019（R1）年度平均燃費以上とする。	×	燃費は、2.37 km/Lとなり、2015（H27）～2019（R1）年度平均比で4.4%悪化しました。
目標値：2.48 km/L		

(km/L)

年度	燃費 (km/L)
2015～2019年度平均 (H27～R1) (基準)	2.48
2021年 (R3)	2.45
2022年 (R4)	2.43
2023年 (R5)	2.34
2024年 (R6)	2.37

図3-4 (自動車運送事業部局) 公用車の燃費

自動車運送事業以外の部局における公用車の燃費は、目標目安を1. 19 km/L下回り、前年度と比べても0. 29 km/L下回りました。この要因として、公用車の経年劣化等による燃費の悪化が考えられます。

また、自動車運送事業における市営バス等については、前年度と比べ、猛暑日の日数が増加しており、平均気温も高かったことから、車内エアコンの空調負荷の増加により、燃費の悪化に繋がったと考えられます。その結果、目標値と比較して0. 11 km/L下回りました。

引き続き、エコドライブなど、公用車の燃費向上にむけた取組に努めます。

ウ 省資源

(7) 【市長部局等】紙購入量の削減

目標	2024（令和6）年度達成状況	
紙購入量を2015（H27）～2019（R1）年度平均枚数以下とする。 目標値：23, 151千枚（A4換算）	○	紙購入量は19, 514千枚（A4換算）で、2015（H27）～2019（R1）年度平均枚数比で15. 7%減少しました。

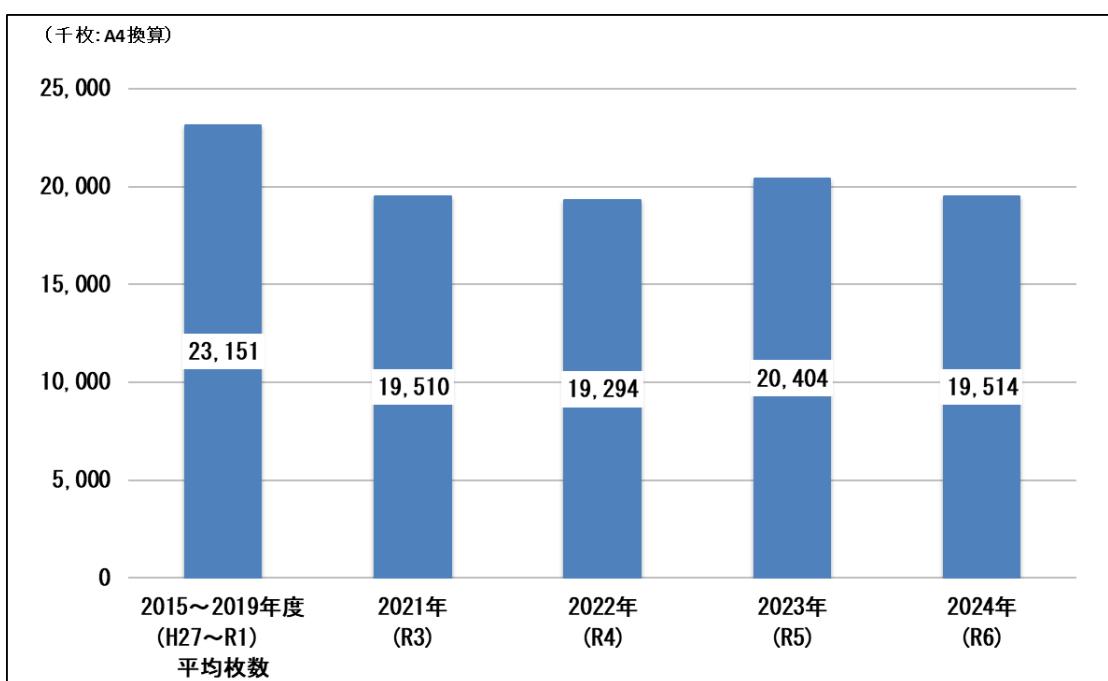


図3-5 紙購入量（市長部局等）

市長部局等における紙購入量は、府内会議の電子化やパソコン上で文書の決裁を行う電子決裁の積極的な利用などにより、目標値を3, 637千枚（15. 7%）下回りました。引き続き、両面印刷の徹底や電子会議・電子決裁の積極的な利用など、紙使用量削減のための取組を継続して行います。

(イ) 【学校園】紙購入量の削減

目標	2024（令和6）年度達成状況	
紙購入量を2015（H27）～2019（R1）年度平均枚数以下とする。 目標値：52,821千枚（A4換算）	○	紙購入量は41,965千枚（A4換算）で、2015（H27）～2019（R1）年度平均枚数比で20.6%減少しました。

(千枚:A4換算)

期間	年	枚数 (千枚)
2015～2019年度 (H27～R1)	平均枚数	52,821
2021年 (R3)	2021年 (R3)	50,258
2022年 (R4)	2022年 (R4)	47,104
2023年 (R5)	2023年 (R5)	39,038
2024年 (R6)	2024年 (R6)	41,965

図3-6 紙購入量（学校園）

学校園における紙購入量は、2015（H27）～2019（R1）年度平均枚数を10,856千枚（20.6%）下回りましたが、前年度比では7.5%の増加となりました。これは、職員間又は職員と保護者間の情報共有や生徒等への学習支援に紙を利用しておらず、一部の学校園で生徒数等が増加していることや運営の変更等によるものと考えられます。引き続き、各学校園においてペーパレス化を進めるなど紙購入量の削減のための取組を継続して行います。

エ 廃棄物量の抑制

(7) 【焼却ごみ量】

目標	2024（令和6）年度達成状況	
焼却ごみ量を2019（R1）度から毎年1%ずつ削減する。	○	焼却ごみ量は732トンで、基準年度比で27.9%削減しました。
目標目安：965トン		

(t)

年 (年度)	焼却ごみ量 (t)
2019年 (R1) (基準年度)	1,015
2021年 (R3)	917
2022年 (R4)	851
2023年 (R5)	766
2024年 (R6)	732
2024年 (R6) (目標目安)	965

図3-7 市の施設より発生する焼却ごみ量

市の施設から発生する焼却ごみ量は、目標目安を233トン(24.1%)下回りました。この要因として、職員のリサイクル意識の向上や学校園におけるICTの利活用により紙ごみが減少したことなどが考えられます。引き続き、施設で発生するごみの分別及び適正な処理・処分を徹底し、ごみの発生抑制に努めます。

(イ) 【リサイクル率】

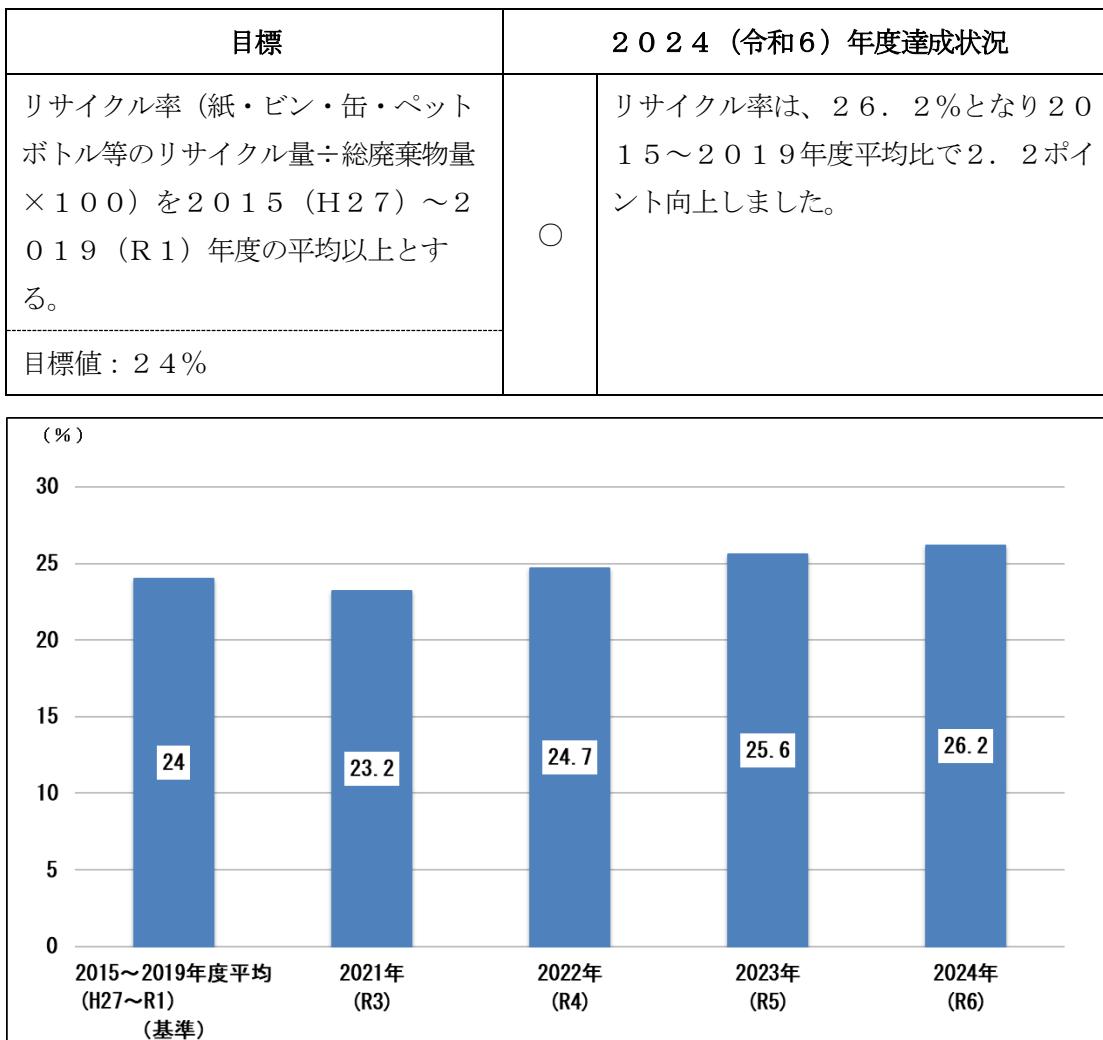


図3-8 紙・ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル率

市の施設から発生する可燃ごみのうち、リサイクルされた紙・ビン・缶・ペットボトル等の割合は、2015（H27）～2019（R1）年度の平均を2.2ポイント上回りました。引き続き、施設で発生するごみの分別及び適正処理の徹底など、リサイクル率の向上のための取組に努めます。

オ グリーン調達

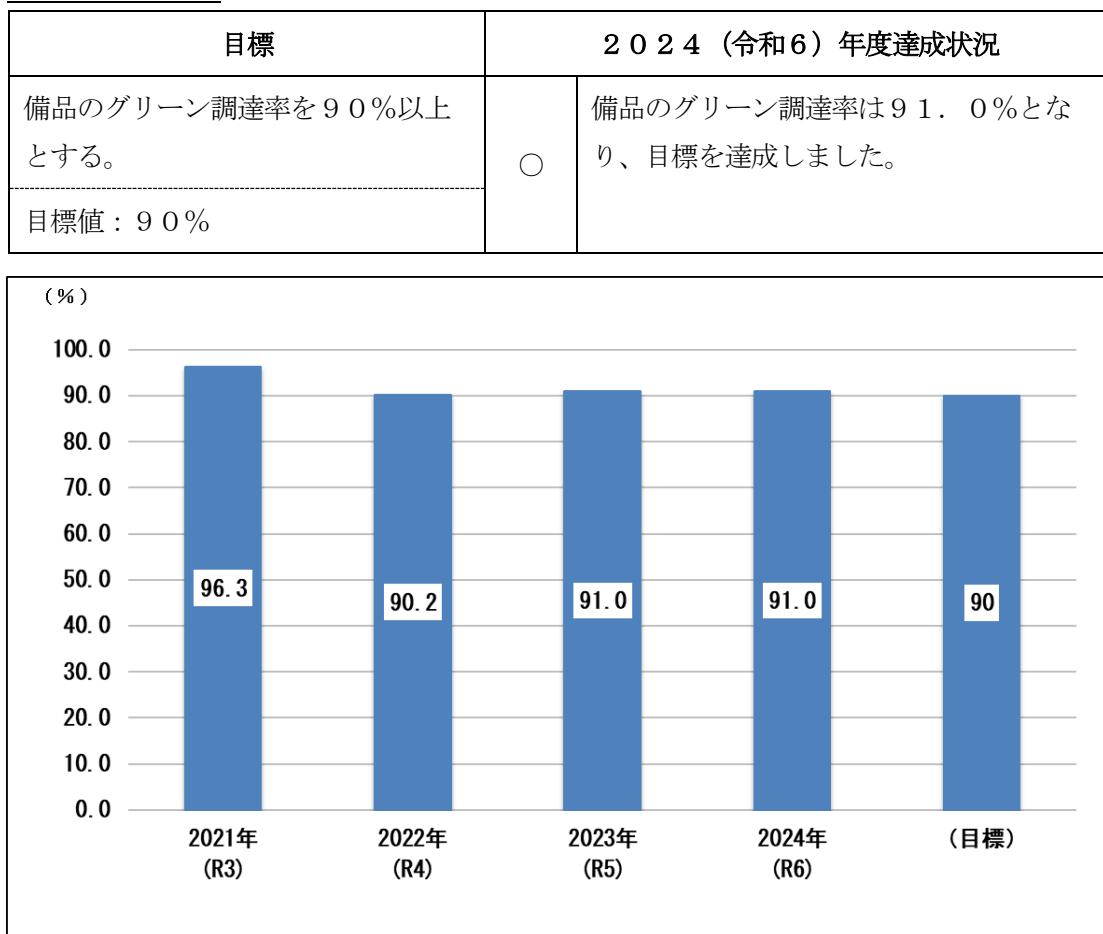


図3-9 備品のグリーン調達実施率

「たかつきグリーン調達方針」に基づき、備品購入の際にグリーン調達を実施し、目標値と比べて1.0ポイント上回り、目標を達成しました。引き続き、「たかつきグリーン調達方針」に基づき、グリーン調達に努めます。

表3－1 令和6年度取組実績一覧表

取組項目	目標	令和6年度達成状況	
ア 施設の低炭素化	施設のエネルギー使用量を2019(R1)年度から毎年1%ずつ削減する。 目標目安：500,900GJ	○	エネルギー使用量 ：488,474GJ
イ 公用車の低炭素化	(ア) 【自動車運送事業以外の部局】 公用車の燃費（総走行距離÷燃料使用量）を2019(R1)年度から毎年1%ずつ向上する。 目標目安：6.89km/L	×	燃費 ：5.70km/L
	(イ) 【自動車運送事業】 市営バス等の燃費を2015(H27)～2019(R1)年度平均燃費以上とする。 目標値：2.48km/L	×	燃費 ：2.37km/L
ウ 省資源	(ア) 【市長部局等】 紙購入量を2015(H27)～2019(R1)年度平均枚数以下とする。 目標値：23,151千枚(A4換算)	○	紙購入量 ：19,514千枚(A4換算)
	(イ) 【学校園】 紙購入量を2015(H27)～2019(R1)年度平均枚数以下とする。 目標値：52,821千枚(A4換算)	○	紙購入量 ：41,965千枚(A4換算)
エ 廃棄物量の抑制	(ア) 【焼却ごみ量】 焼却ごみ量を2019(R1)年度から毎年1%ずつ削減する。 目標目安：965トン	○	市の施設より発生する 焼却ごみ量 ：732トン
	(イ) 【リサイクル率】 リサイクル率（紙・ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル量÷総廃棄物量×100）を2015(H27)～2019(R1)年度の平均以上とする。 目標値：24%	○	リサイクル率 ：26.2%
オ グリーン調達	備品のグリーン調達率を90%以上とする。 目標値：90%	○	グリーン調達率 ：91.0%

4 環境マネジメントシステム

(1) 全体概要

本市では、「高槻市環境基本計画」、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」、「たかつきエコオフィスプラン」、「たかつき環境行動計画（行政編）」の効果的・効率的な実施のため独自の環境マネジメントシステムに基づくP D C Aサイクルを導入しており、様々な環境施策の進行管理、一事業者としての事業活動に伴う環境負荷の軽減の推進、内部環境監査による各所属での取組状況を確認しています。

さらに、市域の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書「たかつきの環境」を公表し、市民意見の把握、環境・温暖化対策審議会による取組状況の点検・評価を実施しています。

高槻市環境マネジメントシステム

（1）以下の項目について、進行管理を実施

- ① エコオフィスプラン
- ② グリーンイベント
- ③ 法的要件事項
- ④ 研修及び緊急事態への準備・対応
- ⑤ 公共工事
- ⑥ 環境行動計画（行政編）

（2）内部環境監査の実施

（3）環境施策全般の取りまとめ・公表

- ① 「たかつきの環境」の作成、公表
- ② 市民意見の募集

（4）環境・温暖化対策審議会による点検・評価

図4-1 全体概要

(2) 運用体制

本市の環境マネジメントシステムは、事務局が実行組織の環境施策の取組状況を取りまとめ、環境マネジメントシステム推進会議へ報告し、必要な見直しを行うこととしています。また、事務局とは別に独立した内部環境監査委員会が、実行組織の取組状況を監査することにより、多角的に環境施策を見直すこととしています。

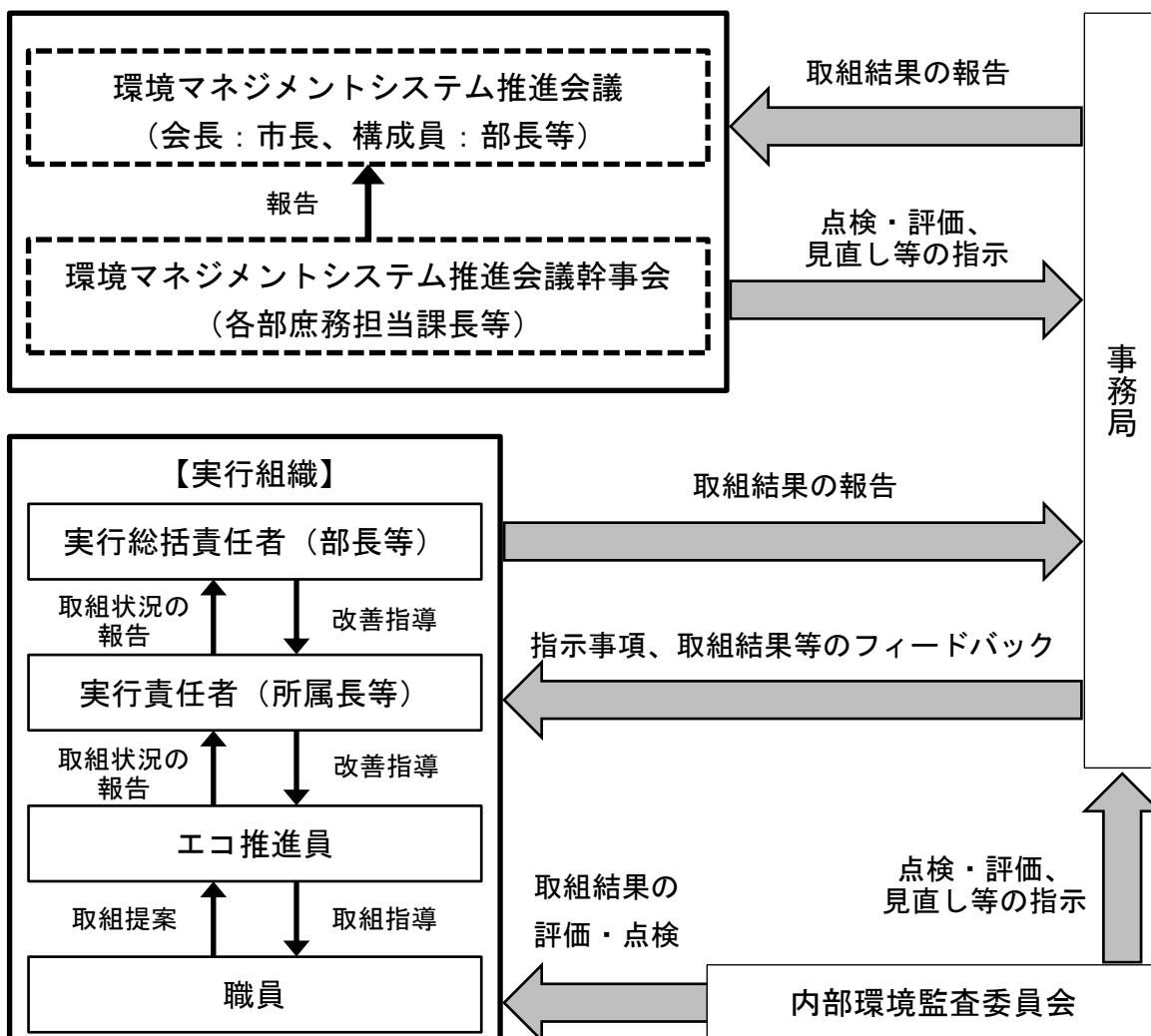


図 4-2 運用体制

(3) 管理項目の進捗状況

環境マネジメントシステムでは、システムの管理項目として、①エコオフィスプラン、②グリーンイベント、③法的 requirement 事項、④研修及び緊急事態への準備・対応、⑤公共工事、⑥環境行動計画（行政編）を定めています。

ア エコオフィスプラン (第2章3 参照)

イ グリーンイベント

「グリーンイベントガイドライン」に基づき、市が直接又は間接的に関係するイベントを対象に、①イベントの実施にあたっての環境配慮（冷暖房の適正な温度設定やごみの分別等）、②イベントを契機とした参加者への環境啓発（公共交通機関利用の呼びかけ等）に努めました。

ウ 法的要項

消防法等で定められた設備の点検やフロン類を使用した設備の点検・漏洩報告など、庁舎管理などに伴う環境面から必要となる法令の遵守事項等については、年度当初に法令改正等の有無の確認を行い、新たに全庁的に必要となる対応がないことを確認しました。

エ 研修及び緊急事態への準備・対応

(7) 研修

環境マネジメントシステムの推進及び円滑な運用のため、研修を表4-1のとおり実施しました。

表4-1 研修の実績

研修名	対象者、研修内容等
環境マネジメントシステム 推進研修（1）	課長級・係長級等（実行責任者及びエコ推進員）を対象に、環境マネジメントシステムの適切な運用を促進するため、環境マネジメントシステムの基本事項や環境マネジメントシステム運用の具体的な作業について研修を行いました。
環境マネジメントシステム 推進研修（2）	主に課長級（実行責任者）を対象とし、所属長による率先行動を期待するとともに、職場研修として展開することで、全職員の環境意識の向上を図ることを目的に、環境に配慮した公共建築物整備指針、グリーン調達、グリーンイベント、熱中症対策について研修を行いました。
職場研修	新規採用職員を対象に、職員として環境に配慮した実際の業務における「実践」に繋げることを目的に、本市の環境マネジメントシステム及びエコオフィスプランの意義、目的、取組などについて研修を行いました。
新規採用職員研修	新規採用職員を対象に、職員として環境に配慮した実際の業務における「実践」に繋げることを目的に、本市の環境マネジメントシステム及びエコオフィスプランの意義、目的、取組などについて研修を行いました。

(1) 緊急事態への準備・対応

緊急事態発生時に、環境へ重大な影響を及ぼす可能性のある業務を把握し、その業務がある場合は、緊急事態を想定した訓練を実施しました。（保健衛生課における検査室での事故を想定した対処方法の確認、エネルギーセンターにおける危険物火災を想定した消火訓練など）

才 公共工事

「環境に配慮した公共工事手順書（土木工事編）」及び「同（建築工事編）」に基づいて、土木工事及び建築工事における、リサイクル材の使用や建設副産物の削減など、設計段階から環境への負荷低減に取り組みました。なお、実績は表4-2のとおりです。

表4-2 環境に配慮した公共工事に関する実績

取組項目	目標		令和6年度実績	
公共工事において、環境に配慮した資材の使用を推進する。	●リサイクル材等使用率			
	土木工事			
	生コンクリート※ ¹	95%以上	○	100.0%
	アスファルト合材※ ²	95%以上	○	99.5%
	碎石	90%以上	○	95.8%
	建築工事			
	アスファルト合材※ ²	95%以上	○	100.0%
	碎石	90%以上	○	100.0%
	●リサイクル率			
	土木工事			
公共工事において、現場内利用など残土の再利用を進めるとともに、建設副産物のリサイクルを推進する。	コンクリート塊	95%以上	○	100.0%
	アスファルト塊	95%以上	○	100.0%
	建築工事			
	コンクリート塊	95%以上	○	100.0%
	アスファルト塊	95%以上	○	100.0%

※1 高炉B.B含む

※2 排水性舗装及び透水性舗装を除く

力 たかつき環境行動計画（行政編）（第2章1 参照）

(4) 内部環境監査

環境マネジメントシステムが適切に運用されているかを確認するため、内部環境監査を実施しました。

ア 令和6年度内部環境監査対象

- 内部環境監査

対象組織：6 所属（うち前年度省エネ診断実施施設所管課2課）

対象期間：令和5年度、令和6年度上半期

イ 内部環境監査員

- 内部環境監査員 6名（うち主任環境監査員2名、環境監査員4名）
- 2チーム編成

ウ 内部環境監査実施結果

優良事項	3件	(前年度	1件)
(優れている又は他の模範とすべき取組)			
指摘事項	0件	(前年度	0件)
(監査基準に適合しておらず、重大な影響を及ぼす 恐れがある状況)			
指導事項	2件	(前年度	0件)
(監査基準に適合していない状況)			
観察事項	29件	(前年度	28件)
(監査基準に適合しているが、改善した方がよい又は 経過観察を要する状況)			
前年度監査指摘・指導事項	0件		

【優良事項】

- 施設エネルギー使用量（経年）

市役所本館においてESCO事業を実施したことで、エネルギー使用量を約2割削減でき、大きな効果を上げている。総合センターにおいて、エネルギー使用量を約4割削減できた実績があり、2施設において効果を上げたことで、省エネ改修を行うことの優位性を示すことができた。

- 最大需要電力量

市役所本館におけるESCO事業の実施により、最大需要電力を1割程度低減でき、省エネ化だけでなく、電力の基本料金の低減にも寄与したこと、省エネ改修を行うことの優位性を示すことができた。

- 職場研修実施状況

研修内容等を決める研修委員会を課内に設置し、復習効果を高めるため理解度チェックシートを作成し、ポイントとなる部分について確認するなど、習熟度を高める工夫がなされていた。

【指導事項】

- ・ エコオフィスプラン（廃棄物量の抑制）
廃棄物量の把握について、実測や袋数からの推計、清掃業者からの聞き取りなどの手法をとらず、前年度の数値を参考にして数値を入力していた。前年度の計量方法も不明であるなど、計量方法が曖昧で数値の根拠もなく、年度間の比較もできない状態であった。また、執務室内のごみ箱にリサイクルごみが混入している状況であった。
- ・ エコオフィスプラン点検状況
エコオフィスプランの取組の大部分を実行責任者が一人で実施しており、エコ推進員との連携が取れていないなど、組織的な対応がなされていなかった。そのため、実行責任者が異動等により交代すると前年度からの継続性が失われ、環境マネジメントシステムを適切に運用できていない状況であった。

【観察事項】

- ・ 施設の低炭素化に関する経過観察（6件）
エネルギー使用量が目標未達成であった。時間外における適切な作業環境維持のため、空調運転時間の延長、各種団体利用の増加、夏季の酷暑による影響等によりエネルギー使用量が増加したことが要因である。エネルギー使用量削減のための取組はそれぞれ実施していることから、今後の状況について観察を要する。
- ・ 重点取組項目「紙の使用量削減」に関する経過観察（5件）
重点取組項目が目標未達成であった。申請者の増加、一時的な業務の増加などが主な要因である。電子決裁の推進など使用量低減に向けた取組を行い、改善が見られていることから、今後の状況について観察を要する。
- ・ 公用車の低炭素化に関する経過観察（4件）
公用車の燃費が目標未達成であった。エコドライブに対する意識付け、近距離移動での自転車の利用促進などの対応も行っていることから、今後の状況について観察を要する。
また、車両の使用年数が長くなっていることも要因であり車両に不要な物を積まないよう周知するなど、燃費向上に向けて配慮されていることから、今後の状況について観察を要する。
- ・ 省資源に関する経過観察（4件）
紙購入量が目標未達成であった。前年度と紙の購入時期が異なることや在庫状況を鑑み一括購入を行ったため一時的に購入量が増加したことなどが要因である。購入量や時期の平準化を行う姿勢がみられることから、今後の状況について観察を要する。
また、事業拡大や事業の準備など定例業務以外で紙の使用が増えたことが要因である事項について、裏紙利用の徹底など省資源化に取り組んでいることから、今後の状況について観察を要する。
- ・ 廃棄物量の抑制に関する経過観察（2件）
廃棄物のリサイクル率が目標未達成であった。分別回収の推進が行われるよう品目別のゴミ箱を設置するなど適切な対応が取られていることから、今後の状況について観

察を要する。

また、点検評価表の入力漏れが見られたほか、可燃ごみの中にリサイクルごみが混入しており分別が徹底できていなかった事項においては、引き続き観察を要する。

- 施設エネルギー使用量（経年）の増加に関する経過観察（2件）
酷暑によるエネルギー使用量の増加などが要因と考えられる。施設利用者等の健康被害防止のため、やむを得ないところであるが、今後の状況について観察を要する。
- 環境法令等遵守状況に関する経過観察（2件）
適切な対象設備の把握が出来ていなかったため、報告に誤りがあった。今後の状況について観察を要する。
- 緊急事態想定訓練実施状況に関する経過観察（2件）
敷地内に給油所があるが、危険物等の敷地外流出を想定した訓練等を実施していなかったほか、訓練自体は実施されていたものの報告漏れがあったなど不備が認められたことから、今後の実施状況について観察を要する。
- 施設最大需要電力量（経年）の増加に関する経過観察（1件）
前年と比べ、電気使用量及び需要量の増加が見られたが、これは空調更新後、適切な運転条件が設定できていなかったことが要因である。改善に向けて、関係部署と相談、空調設定の変更や給気ダンバーの閉鎖等の対策を講じたことにより、電気使用量・需要量の抑制が図られていることから、今後の状況について観察を要する。
- 点検状況に関する経過観察（1件）
実績入力漏れがあった。入力漏れについて認識し、適切に運用する意思が示されていであることから、今後の状況について観察を要する。

【前年度監査指摘・指導事項】

- 前年度監査にて指摘及び指導事項はなかった。

5 環境保全

私たちは、自然をさまざまな形で利用しています。また、事業活動などによって自然環境や人の健康、生活に被害を与えることがあります。そのため、環境基本法では「公害」として、事業活動や人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下や悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと規定しています。

「公害」は、日本が高度経済成長期にあった昭和40年代に大きく社会問題化しました。特に「水俣病」、「四日市ぜんそく」、「イタイイタイ病」などは、その地方に住む人々の健康に大きな影響を与えました。また、高槻市域においても、光化学スモッグ、河川の汚濁、道路や鉄道の騒音・振動が著しく問題となりました。

この様なことから市では、環境の常時監視と、工場及び事業場への環境面での規制と監視を行っており、今日では公害が生活環境に与える影響は大きく改善しています。

(1) 大気汚染

大気汚染とは、種々の人間活動によって排出される物質の濃度が通常より高くなり、人の健康や生活環境に影響を及ぼす状態をいいます。

代表的な大気汚染物質としては、自動車排出ガスによる窒素酸化物 (NOx)、一酸化炭素 (CO)、炭化水素 (HC)、工場・事業場での燃料の燃焼により発生する硫黄酸化物 (SOx) やばいじん等があります。

日本では高度経済成長に入った昭和30年代後半から昭和50年代にかけて著しい大気汚染が発生しましたが、現在は大きく改善されています。

ア 大気汚染の調査結果の概況及び評価

大気汚染防止法に基づき高槻北局、庄所局、梶原局及び高槻市役所局にて、大気汚染の状況について、常時監視を行っています。

測定結果は、大阪府のホームページ（大阪府の大気情報のページ）で閲覧することができます。

各測定局における測定項目は表5-1のとおりです。

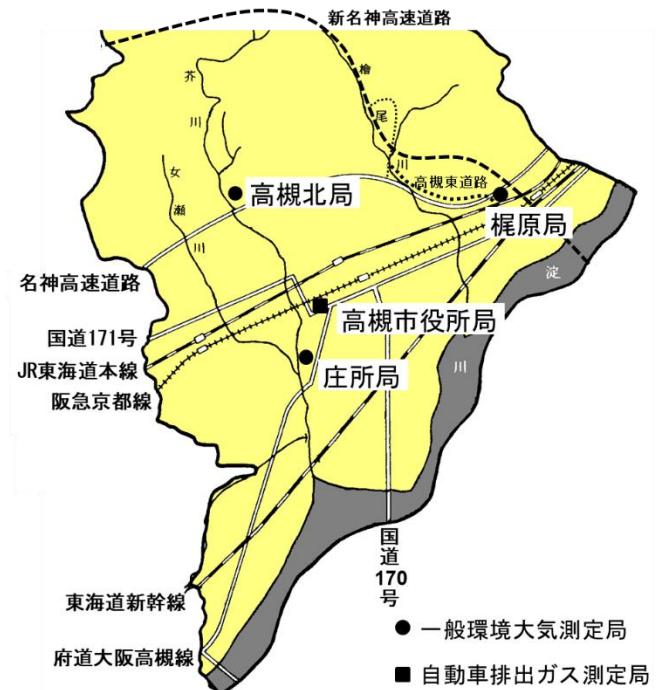


図5-1 高槻市域における測定局の位置

表5－1 各測定局における測定項目

項目	局名	高槻市役所	高槻北	庄所	梶原
二酸化硫黄	○	—	—	—	—
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	—	○	○	—	—
窒素酸化物	○	—	○	○	○
一酸化炭素	○	—	—	—	○
炭化水素	○	—	—	—	—
微小粒子状物質	○	○	○	—	—
有害大気汚染物質	○	—	○	—	—
風向・風速	○	○	○	○	○
温度・湿度	—	—	—	—	○

(ア) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、石油・石炭等に含まれる硫黄分が燃焼することによって大気中に放出されます。このため、石油・石炭等を燃料として使用する施設が主な発生源になります。

令和6年度は、高槻市役所局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

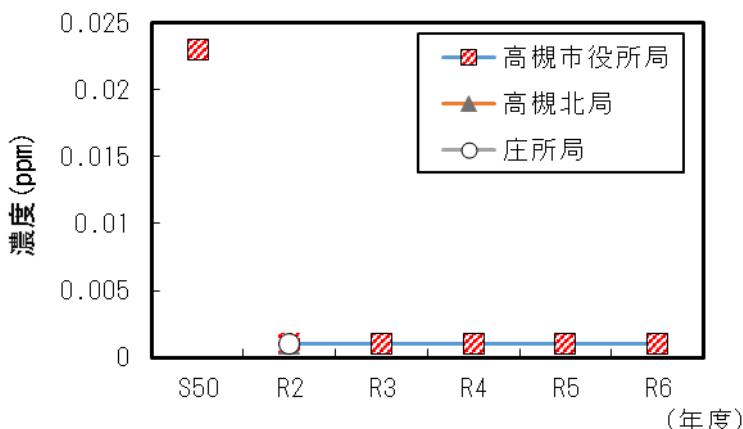


図5－2 二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値）

(イ) 浮遊粒子状物質

大気中に存在する浮遊粉じん等は、工場、事業場、交通機関等からの人為的な原因によって発生するもののほか、砂じんの舞い上がりや火山活動などの自然的な原因によつても発生します。粒子が小さいものほど落ちてくる速度が遅く、人体への影響も大きいことから、粒径10マイクロメートル(μm)以下の浮遊粉じんについて浮遊粒子状物質(SPM)として環境基準が設定されています。

令和6年度は、測定全局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

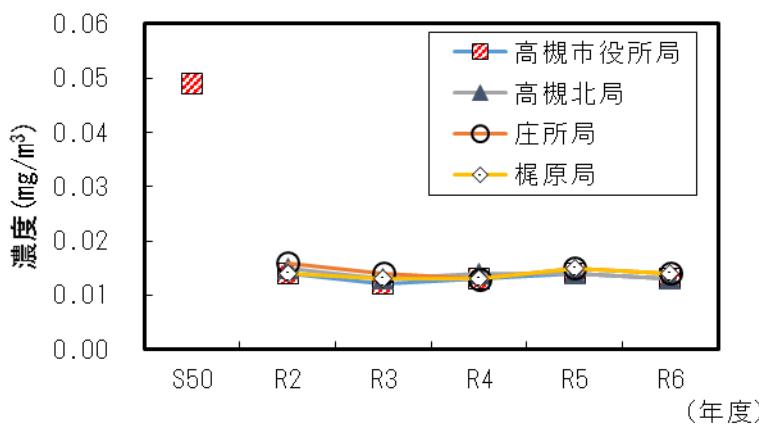


図 5－3 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素等から、強い紫外線によって生成される酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質です。

令和6年度は、高槻北局及び庄所局とともに0.06 ppmを超えないという環境基準は達成することはできませんでした。また、昼間の光化学オキシダント濃度が0.06 ppmを超えた時間数でみると、令和6年度は令和5年度と比較して、測定全局で増加しました。

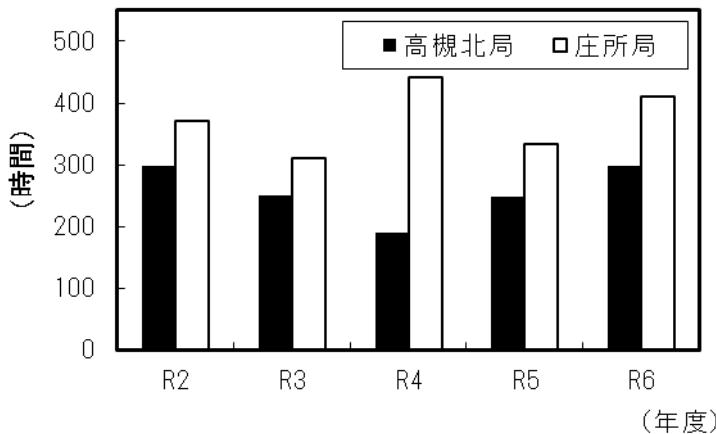


図 5－4 昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた時間数

(I) 窒素酸化物

窒素酸化物は自動車や工場からの排出ガス中に含まれます。排出時の窒素酸化物のほとんどは一酸化窒素ですが、これが大気中で徐々に酸化され二酸化窒素に変化します。

a 一酸化窒素

測定全局について、経年変化を見ると、近年はほぼ横ばいで推移しています。なお、一酸化窒素の環境基準は定められていません。

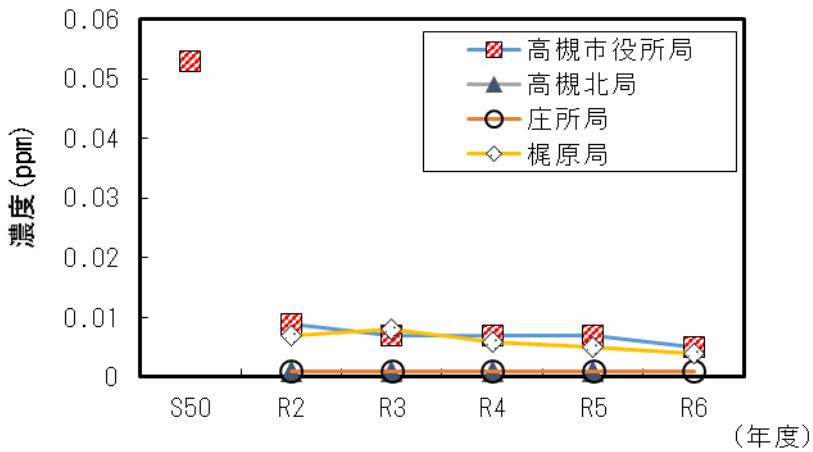


図 5－5 一酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）

b 二酸化窒素

令和 6 年度は、測定全局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

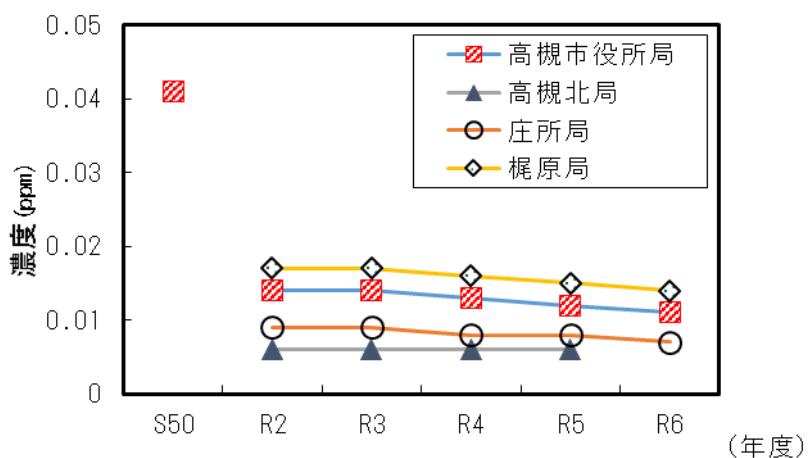


図 5－6 二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）

(才) 一酸化炭素

一酸化炭素は、炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって生成されます。主な発生源が自動車排出ガスであるため、交通量の多い幹線道路の沿道で高濃度になる傾向があります。

令和 6 年度は、測定全局で環境基準を達成しており、近年ほぼ横ばいで推移しています。

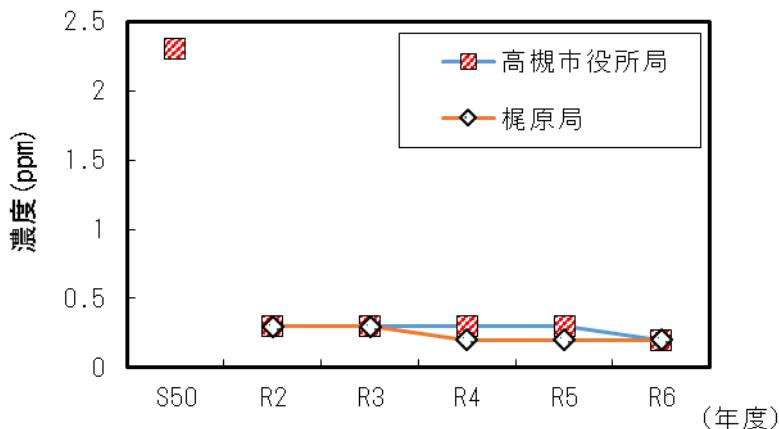


図 5－7 一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）

(カ) 炭化水素

炭化水素は、反応性のほとんどないメタンと反応性のある非メタン炭化水素に分類されます。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原因物質になります。

非メタン炭化水素の午前6～9時の3時間平均値が指針値を超えた日数でみると、令和6年度は令和5年度と比較して減少しました。

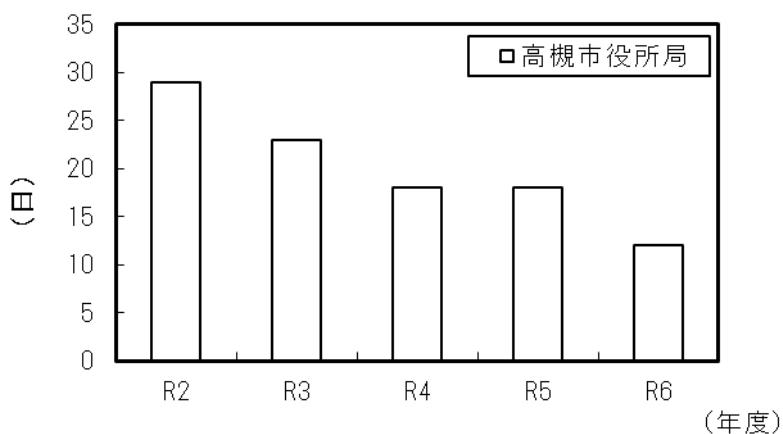


図5－8 非メタン炭化水素の午前6～9時の3時間平均値が指針値を超えた日数

(キ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

PM_{2.5}とは、浮遊粒子状物質の中でも粒径が2.5マイクロメートル (μm) 以下のものを言います。この物質は粒径が更に微細なことから、呼吸時に気管支や肺の奥にまで達するため呼吸器疾患などの健康への影響が懸念されています。発生源としては、自然的な原因に加え、燃料の燃焼によって発生するばいじん、ディーゼル自動車からの排出ガス、その他大気中でガス状物質が反応して生成される二次生成粒子などがあります。

令和6年度は、測定全局で環境基準を達成しており、令和5年度と比較して、ほぼ横ばいで推移しています。

大阪府ではPM_{2.5}が高濃度(1日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超)になると予測されるときには、府内全域に注意喚起を行うことになっていますが、令和6年度は大阪府全域で注意喚起の発令はありませんでした。

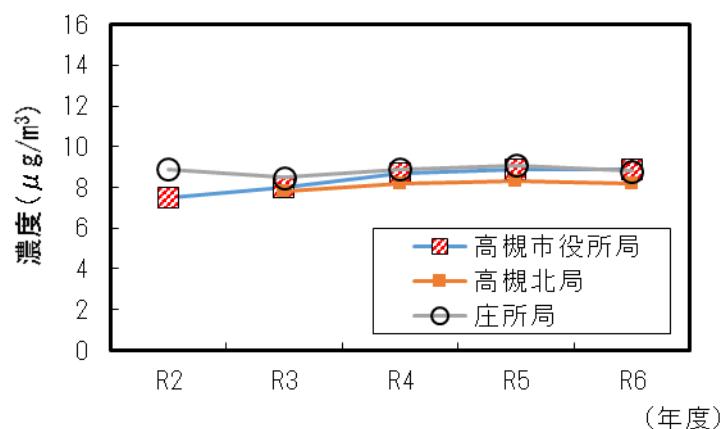


図5－9 微小粒子状物質濃度の経年変化 (年平均値)

(4) PM_{2.5}成分分析

PM_{2.5}がどのように発生し、大気中に拡散するかを把握するため、年4回、各2週間ずつ高槻市役所局及び庄所局でPM_{2.5}成分分析調査を実施しています。

PM_{2.5}の構成成分は、硫黄酸化物や窒素酸化物のガス状物質が大気中で光化学反応等により生成されるイオン成分（硫酸イオン、硝酸イオン、アンモニウムイオン）や炭素成分（有機炭素、元素状炭素）が大部分を占めています。

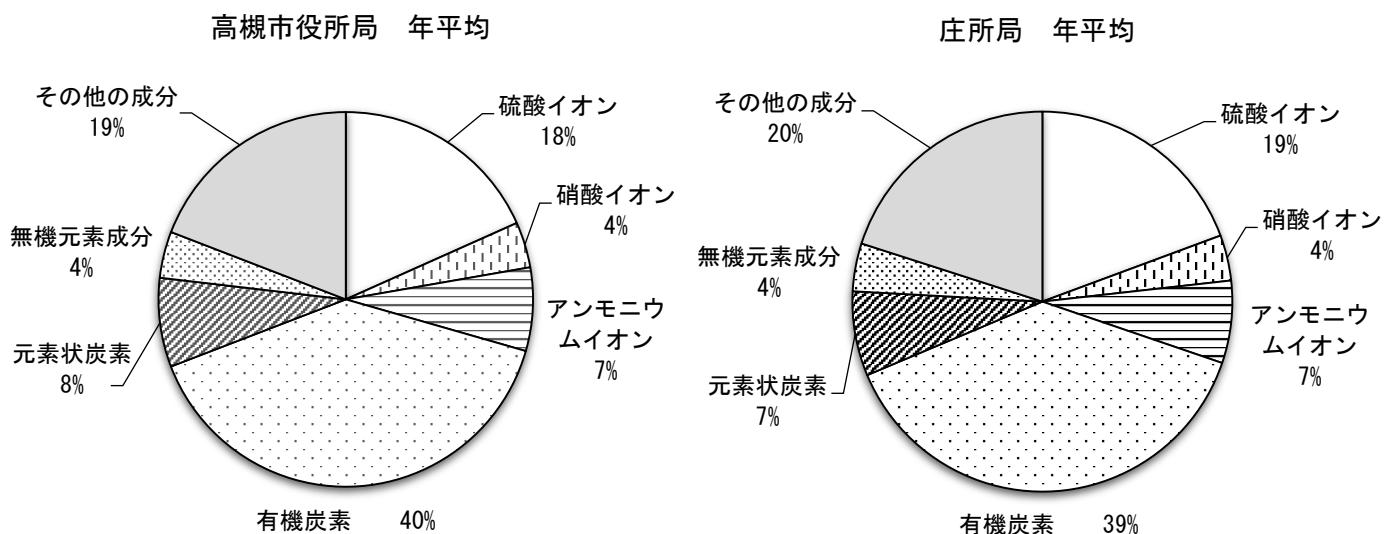


図5-10 令和6年度のPM_{2.5}の成分構成

イ 大気汚染の現象

(7) 光化学スモッグ

大阪府から光化学スモッグ予報等が発令されると、防災情報メールにより広く府民に周知されます。また、本市では、関係機関への連絡を通じて、市民への周知を図っています。

令和6年度の本市を含む北大阪地域における光化学スモッグ予報等の発令状況は、予報が2件、注意報が1件発令されました。

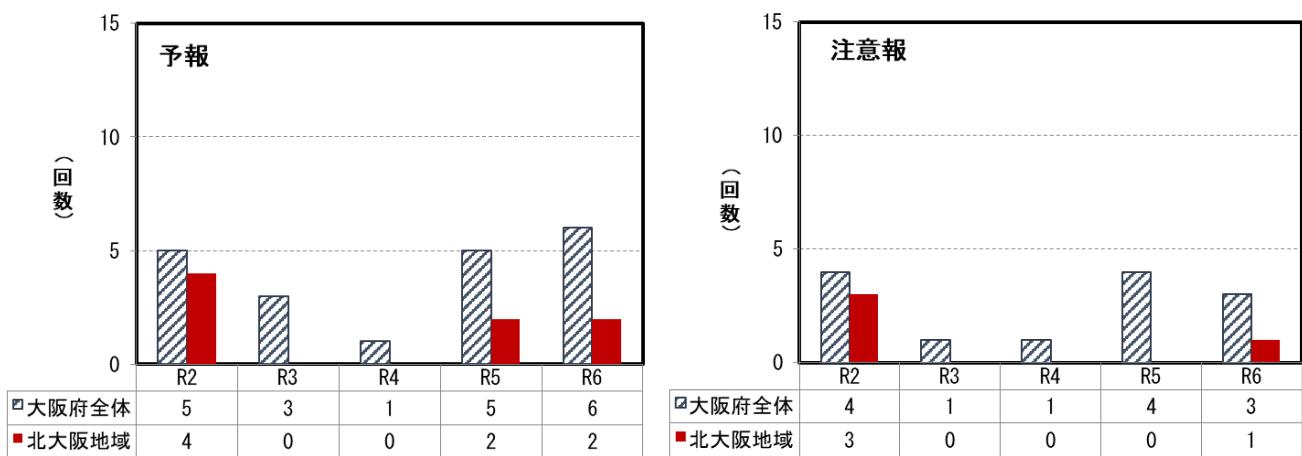


図5-11 予報・注意報発令回数の推移

表5－2 光化学スモッグの種別

種別	発令基準	措置
予報	オキシダント濃度 0.08ppm 以上かつ気象条件から注意報の発令基準に達すると認められるとき	注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意。屋外での特に過激な運動は避ける。
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上のとき	屋外になるべく出ない。 学校等においては、できるだけ屋外の運動を避け、屋内に入る。
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上のとき	屋外になるべく出ない。 学校等においては、屋外の運動をやめ屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとる。
重大緊急警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上のとき	屋外に出ない。 警報と同じ措置をとっていることを再確認する 自動車を使用しないよう極力努める。

(2) 水質汚濁

水質汚濁とは、河川などが持つ自然浄化作用の限界を超えて水質が悪化し、人の健康や生活環境などに悪影響を及ぼすことで、その主な原因は工場や家庭等から出る排水です。

市では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の状況を常時監視するほか、工場・事業場に対して立入検査を行っています。

ア 水質汚濁の調査の概況

市では、水質汚濁防止法第15条第1項の規定により公共用水域における水質汚濁の状況を常時監視するため、市内の河川及び水路の水質を定期的に調査しています。

水質測定地点は、大阪府公共用水域水質測定計画において、環境基準点（以下「基準点」という。）として芥川の塚脇橋と鷺打橋、檜尾川の磐手杜神社の合計3地点が設定されています。また、準環境基準点（以下「準基準点」という。）として女瀬川の天堂橋、番田井路の玉川橋の2地点が設定されています。さらに市独自に17地点を水質測定地点に定めています。



図5-12 公共用水域水質調査地点

地点名	環境基準類型	水生生物保全類型	水系	河川名
両国橋	AA	生物A	芥川	芥川
塚脇橋	AA	生物A	芥川	芥川
門前橋	A	生物B	芥川	芥川
奈佐原4号橋	—	—	芥川	女瀬川
水室団地	—	—	芥川	女瀬川
天堂橋	—	—	芥川	女瀬川
鷺打橋	A	生物B	芥川	芥川
琴堂橋	A	生物B	檜尾川	檜尾川
東檜尾川	—	—	檜尾川	東檜尾川
磐手杜神社	A	生物B	檜尾川	檜尾川
演習橋	A	生物B	檜尾川	檜尾川
五者井路	—	—	番田井路	五者井路
今井出水路	—	—	番田井路	今井出水路
津之江水路	—	—	番田井路	津之江水路
柳川	—	—	番田井路	柳川
五領揚水機場	—	—	番田井路	—
北大冠水路	—	—	番田井路	北大冠水路
東部排水路	—	—	番田井路	東部排水路
玉川橋	—	—	番田井路	番田井路
三箇牧揚水機場	—	—	番田井路	—
三箇牧水路	—	—	番田井路	三箇牧水路
明治水路	—	—	番田井路	明治水路

備考

- 塚脇橋、磐手杜神社、鷺打橋は基準点である。
- 天堂橋、玉川橋は準基準点である。
- 上記1、2以外の17地点は市独自地点である。
- 鷺打橋は平成12年から国土交通省近畿地方整備局の測定地点である。
- 市内には、中央部を北から南に流れ淀川に流入する芥川水系、東部を北から南に流れ淀川に流入する檜尾川水系及び南部を東西に横切り神崎川に流入する番田井路水系の3つの水系がある。

測定回数は、基準点が年12回、準基準点が年4回、市独自地点が年2回です。測定項目は、カドミウム、砒素などの人の健康の保護に係る項目（健康項目）、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）などの生活環境の保全に係る項目（生活環境項目）、溶解性鉄、硝酸性窒素などの特殊項目、全マンガン、PFOS及びPFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸）などの要監視項目です。

イ 水質汚濁の調査結果の概況及び評価

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という）が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められています。

市で実施している水質測定結果の評価は環境基準との比較により行っています。

(7) 健康項目

健康項目の環境基準は、公共用水域全域について適用されます。

令和6年度は、全22地点において調査した全26項目で環境基準を達成しました。

(1) 生活環境項目

生活環境項目の環境基準は、水域の利用目的の適応性及び水生生物の生息状況の適応性に応じて複数の類型が設けられています。市内では、芥川上流域、芥川下流域及び檜尾川全域が類型指定されており、この類型に応じた環境基準が適用されます。

a BOD

類型指定された水域におけるBODの環境基準の達成状況については、各水域の代表地点である基準点において、75%水質値（年間の日間平均値の全データを数値の低い方から順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）のデータ値）が環境基準に適合しているかどうかで判断します。

令和6年度は、芥川上流域（塚脇橋）、芥川下流域（鷺打橋）及び檜尾川（磐手杜神社）の3水域全てで環境基準を達成しました。

表5-3 BODの環境基準達成状況

類型指定の水域	類型	基準点	基準値 mg/L	75%水質値 mg/L	達成状況
芥川上流域	AA	塚脇橋	1以下	0.5	○
芥川下流域	A	鷺打橋	2以下	1.1	○
檜尾川	A	磐手杜神社	2以下	0.7	○

b 水生生物の保全に係る項目

類型指定された水域における水生生物の保全に係る項目の環境基準の達成状況については、各水域の代表地点である基準点において、年間平均値が環境基準に適合しているかどうかで判断します。

令和6年度は、芥川上流域（塚脇橋）、芥川下流域（鷺打橋）及び檜尾川（磐手杜神社）の3水域全てで環境基準を達成しました。

表5－4 水生生物の保全に係る項目の環境基準達成状況

類型指定の水域	類型	基準点	全亜鉛 mg/L			ノニルフェノール mg/L			L A S mg/L		
			基準値	年間平均値	達成状況	基準値	年間平均値	達成状況	基準値	年間平均値	達成状況
芥川上流域	生物A	塚脇橋	0.03 以下	0.006	○	0.001 以下	<0.00006	○	0.03 以下	<0.0006	○
芥川下流域	生物B	鷺打橋	0.03 以下	0.001	○	0.002 以下	<0.00006	○	0.05 以下	<0.0006	○
檜尾川	生物B	磐手杜神社	0.03 以下	0.006	○	0.002 以下	<0.00006	○	0.05 以下	<0.0006	○

(ウ) 要監視項目

要監視項目には人の健康保護に係る項目と水生生物の保全に係る項目があり、いずれも環境基準がないものの指針値（PFOs及びPFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸）については、暫定指針値）が設定されています。指針値については、人の健康保護に係る項目は公共用水域全域で適用され、水生生物の保全に係る項目は類型指定された水域で適用されます。

a 人の健康保護に係る項目

令和6年度は、2地点で全27項目を、1地点で3項目を測定した結果、マンガンについては、1地点において指針値を超えていましたが、PFOs及びPFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸）等その他の項目については、全ての地点で指針値（暫定指針値を含む）を下回りました。

なお、水道水のPFOs及びPFOAについては、国によって水質管理目標設定項目に位置づけられており、水道部のホームページで測定結果を公表しております。

b 水生生物の保全に係る項目

令和6年度は、2地点で全6項目を測定した結果、全地点において指針値を下回りました。

(イ) 農業用水

市では、公共用水域で水質調査を行っている21地点において、農業（水稻）用水基準項目についても分析を行っています。

令和6年度は、SS（浮遊物質）、砒素、亜鉛、銅は全ての地点で農業（水稻）用水基準を満たしていましたが、pH、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素）、T-N（全窒素）、EC（電気伝導度）については、一部の地点において基準を超えていました。

なお、農業（水稻）用水基準にはない、カドミウム、鉛、水銀などの有害物質については、全地点で環境基準を達成しました。

ウ 水質汚濁の長期的変化動向

河川の汚濁状況に関して、記録の残る1985年以降の動向を確認すると、水質汚濁防止法等による排水規制や公共下水道整備等の対策により改善の傾向を示したのち、近年は低位で推移しています。

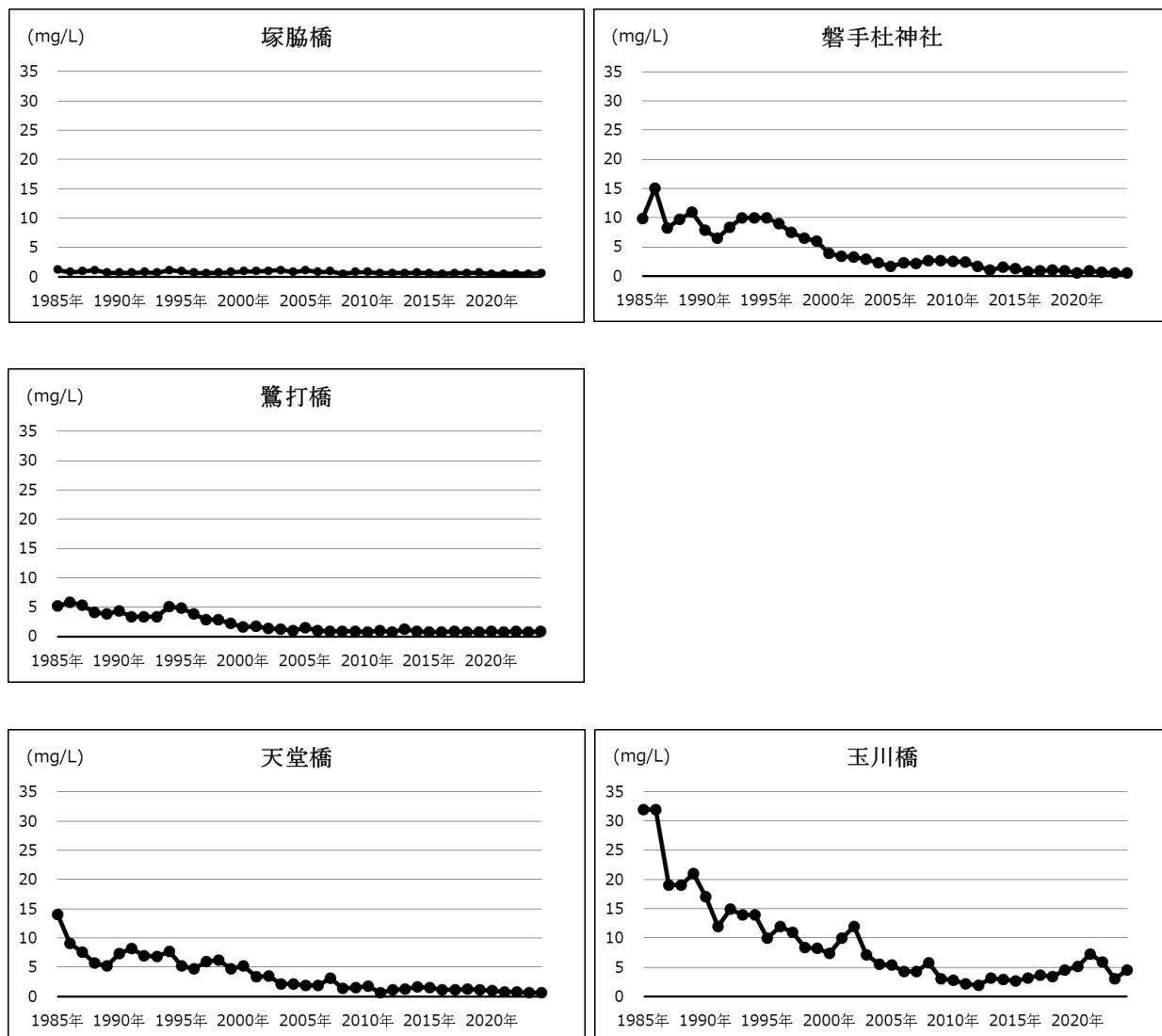


図5-13 水質汚濁の経年変化（BOD年平均値）

（3） 土壤・地下水汚染

土壤汚染とは、土壤中に重金属や有機溶剤等の有害物質が人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいい、その土壤から有害物質が溶け出し、地下水汚染を引き起こすこともあります。

汚染された土壤や地下水を摂取することで、人の健康に影響を及ぼすおそれがあることから、

「土壤汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、土壤汚染の可能性の高い土地に対して、一定の機会をとらえて土地所有者等に調査を義務付け、その結果、土壤汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康被害のおそれがある場合には必要な措置を講ずること等が定められています。

ア 土壤汚染

土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染が指定基準に適合しないとき、市長はその土地を特定有害物質やダイオキシン類により汚染された区域として、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域（大阪府の条例に基づく場合は、要措置管理区域又は要届出管理区域）に指定し、公示します。また、土壤汚染が確認された区域については、必要に応じて事業者が土壤汚染対策を行います。

令和6年度は、形質変更時要届出区域の指定を2件、要届出管理区域の指定を1件行いました。また、汚染の除去等の措置を実施された土地について、形質変更時要届出区域の指定の解除を1件行いました。

これらの結果、令和6年度末の高槻市内においては、要措置区域は2件、形質変更時要届出区域は25件、要届出管理区域は2件となっています。

イ 地下水質

(7) 調査概要

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により地下水の水質の常時監視を行うため、大阪府地下水水質測定計画等に基づき、市域の地下水の水質調査を次のとおり区分し実施しています。

なお、別途水道部では、水質把握のために大冠浄水場における取水井の地下水（原水）の水質試験を実施しておりますので、同結果については水道部のホームページをご参照下さい。

- ・概況調査

市域の全体的な地下水質の状況を把握し、長期的な観点から経年的な変化を把握するための水質調査（毎年3井戸実施）

- ・継続監視調査

汚染が確認されている井戸の、汚染状況の変化を把握するための水質調査

- ・汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により汚染が新たに確認された場合、その汚染範囲を確認するための水質調査

(1) 調査結果の概況と評価

市域から3井戸を選択して行った概況調査では、新たな汚染井戸はありませんでした。

また、継続監視調査については、大阪府の測定計画に基づき15井戸の調査を実施し、過去の結果と比較しても大きな変化は見られませんでした。

(4) 騒音・振動

騒音・振動には、工場、事業場から発生するもの、建設、解体等の作業現場から発生するもの、自動車又は列車から発生するもの等があります。

近年は、過去に問題とならなかった工場、事業場においても住宅が近接して建つことにより、新たに騒音問題が発生することがあります。

また、規制の対象となっていない家庭生活による音（生活騒音）や、人の耳に聞こえない音（超低周波音 20 Hz 以下）が問題になることがあります。

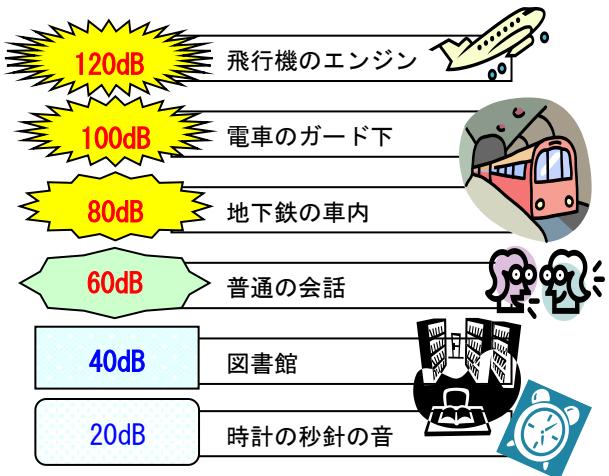


図 5-14 騒音の大きさ（イメージ）

ア 騒音・振動の調査の概要

一般地域の環境騒音、道路（市内の高速道路、国道、主要な府道及び市道）に面する地域の自動車騒音・振動及び新幹線鉄道の騒音を測定し、環境基準等の達成状況を調査しています。

また、新幹線鉄道の振動並びにJR東海道本線及び阪急電鉄京都線の騒音・振動の調査を実施しています。

その他、関係法令に基づき、工場及び事業場やカラオケ実施店への立入調査などを実施しています。

イ 一般地域及び道路に面する地域での騒音・振動

(ア) 一般地域

住居が集合している地域で、環境騒音を把握・評価するため、18地点で測定を実施しています。

環境基準の達成状況は、右図のとおりです。

※地域区分は次の通り

A 地域：第1種・第2種低層住居用地域、
第1種・第2種中高層住居専用地域

B 地域：第1種・第2種住居地域、
準住居地域及び市街化調整区域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、
準工業地域及び工業地域

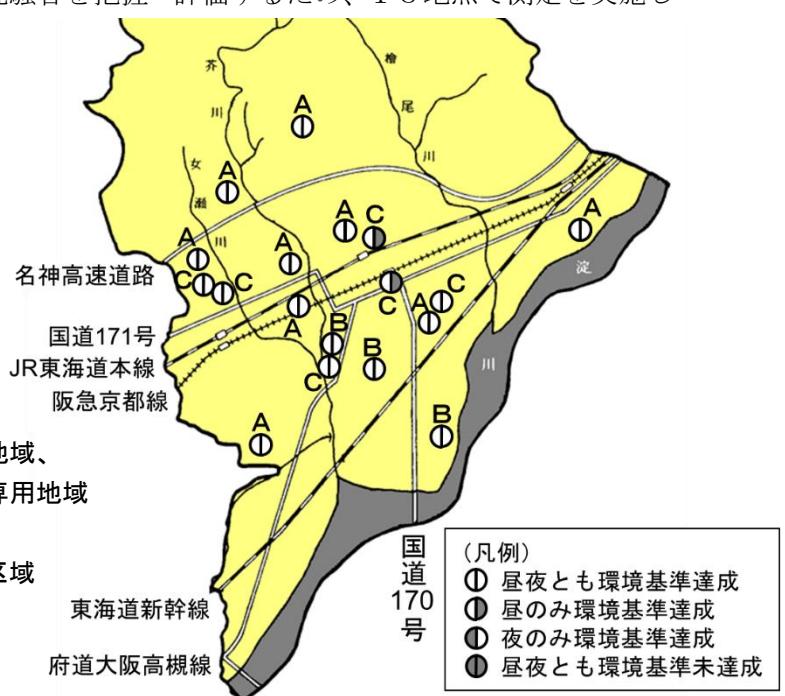


図 5-15 一般地域における騒音環境基準達成状況

(イ) 道路に面する地域

名神高速道路、国道、主要な府道及び市道において定期的に調査しており、令和6年度は8路線について騒音・振動の測定を実施しています。

騒音について、路線別では、8路線のうち5路線で環境基準を達成していました。また、シミュレーションによれば、調査対象の住居等22,221戸のうち20,649戸(92.9%)の住居で環境基準を達成していました。

そのほか、8路線のうち4路線については自動車騒音の限度値と比較するための測定を実施しましたが、1路線で超過していました。

振動について、8路線で測定を実施しましたが、道路交通振動の限度値を超過した路線はありませんでした。

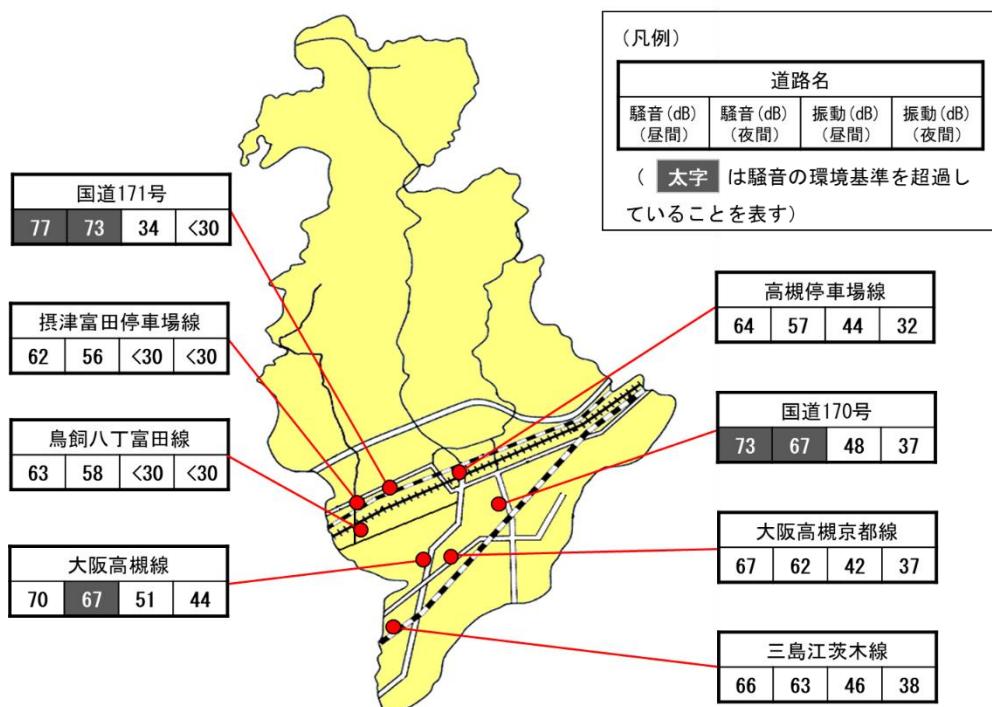


図5-16 主要幹線道路における道路交通騒音振動状況

ウ 新幹線鉄道の騒音・振動

新幹線鉄道の沿線で住居が集中している6か所を選定し、定期的に騒音・振動の調査を実施しており、令和6年度は3か所で測定を実施しました。調査は1か所につき、直近軌道の中心から12.5m及び25mの2地点を測定しています。

騒音について、12.5m、25mの地点でそれぞれ2か所、3か所で環境基準を達成していました。振動について、12.5m、25mの地点でともに勧告指針を達成していました。

これらの本市の測定結果は、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）に通知し、環境基準の達成を要請しています。これを受けて同社では、防音壁、枕木の改造等、騒音・振動対策を進めています。

また、在来鉄道についても測定を実施し、鉄道事業者に測定結果を送付するとともに、騒音・振動低減対策を要請しています。

エ 工場・事業場の騒音・振動調査

法律、条例による騒音・振動の特定施設又は指定施設が設置されている工場又は事業場を対象に、施設の確認、規制基準の遵守状況などについて立入調査を実施しています。

オ カラオケ騒音

飲食店等のカラオケ装置による深夜騒音の苦情は依然として発生しています。現在、市では音が外にもれない場合を除き、午後11時から翌日午前6時までの間、カラオケ装置等音響機器の使用を禁止しています。また、飲食店営業者に対して、カラオケ騒音防止についてのパンフレットの配布による啓発、騒音防止の指導及び定期的な夜間パトロールを実施しています。

(5) その他

ア ダイオキシン類

(ア) 概要

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含むされた総称です。

ダイオキシン類は、生物の体内で脂肪組織にたまりやすく、分解しにくいという特徴があります。また、工業的に製造する物質ではなく、ものの燃焼などの過程で非意図的に生成するもので、微量ながら環境中に広く存在しています。

人体への影響としては、急性毒性、発がん性、生殖毒性、催奇形性などについて懸念されています。

(イ) ダイオキシン類の規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」ではダイオキシン類を発生し、排出する施設として、廃棄物焼却炉等を特定施設に定めており、設置者に対して特定施設設置等の届出を義務づけています。また、法で定める排出基準の遵守や排出されるダイオキシン類を年1回以上測定し市に報告する義務があります。

令和6年度は、3事業者から報告があり、全ての事業者で排出基準を下回っていました。

(ウ) 環境調査

市では大気、河川（水質・底質）、土壤及び地下水中のダイオキシン濃度を定期的に測定しています。令和6年度は大気3地点、河川（水質・底質）3地点、土壤1地点、地下水1地点で調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

イ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質のうち、大気汚染の原因となるものをいいます。環境省では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質を、またこのうち優先取組物質として23物質を設定して

います。本市では、別途調査を行っているダイオキシン類と測定方法が確立されていない物質を除いた21物質についてモニタリング調査を実施しています。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されており、令和6年度調査では環境基準を達成していました。

ウ 化学物質管理制度

事業者が法・条例に基づく化学物質の排出量等についての届出を行政に行うことを通じて、事業者に対して化学物質の環境への排出量の削減を促しています。

(7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)

人の健康や生態系に有害なおそれのある515物質を第一種指定化学物質として指定し、排出量及び移動量の届出を義務付けています。

令和6年度は、39件の排出量等の届出を受け付けました。

(1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例

化管法に基づく第一種指定化学物質に加え、独自に1物質を指定し、取扱量等の届出を義務付けています。

令和6年度は、30件の排出量等の届出を受け付けるとともに、22件の目標及び達成状況の届出を受け付けました。

エ 悪臭

悪臭とは、嗅覚によって不快を感じることと一般的には定義されています。悪臭防止法では、規制地域の指定（高槻市は全域）及び規制基準の設定により、工場又は事業場からの悪臭の発生を規制しています。

本市での悪臭問題は、ほとんどが化学工場、塗装工場、飲食店などへの苦情の形で現れています。こうした悪臭の苦情に対して、市では現地調査及び発生源への立入調査を実施し、施設管理及び作業方法の改善、処理装置の設置等を指導しています。

オ 採(碎)石

令和6年度末において、本市の北部山間部には2社3事業場の採(碎)石場があります。市では採石法に基づく採取計画の認可を行うとともに、事業場周辺及び輸送過程での問題に対処するため、法令に基づく総合的な指導を実施しています。

令和6年度の岩石採取計画の認可申請は1件でした。また、7件の立入検査を行いました。

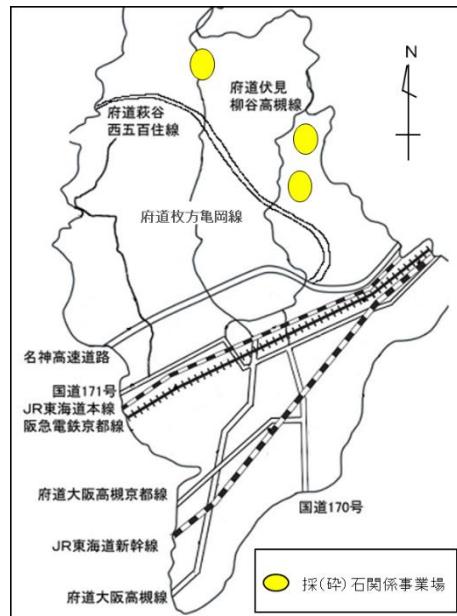


図5-17 採(碎)石場の位置

カ 環境影響評価

環境影響評価条例に定める対象事業の実施にあたり、事業者自らが環境に与える影響を予測・評価し、環境の保全について適正に配慮することを目的として、環境影響評価条例を運用しています。

令和6年度は、対象事業はありませんでした。

キ ペット霊園等の設置

本市では、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園等の設置及び管理が支障なく行われるよう、事業者が必要な措置を講ずることを目的として、ペット霊園の設置の許可等に関する条例を運用しています。

令和6年度は、許可申請や届出はありませんでした。

ク 太陽光発電施設の適正な設置

本市では、自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の未然防止を図り、市民生活の安全・安心の確保を目的として、太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例を運用しています。

令和6年度は、事業計画の届出等はありませんでした。

6 緑地保全（第2次高槻市みどりの基本計画）

（1）第2次高槻市みどりの基本計画の概要

「第2次高槻市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本計画では、将来のみどりの総合的な保全・整備の方針を定めることにより、みどりや生物多様性の課題を多様な主体や市民の参画のもとで解決しながら、本市のみどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりを計画的に進めることをめざしています。

計画の対象地域は高槻市全域で、計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間としています。

（2）計画で対象とするみどり

第2次高槻市みどりの基本計画では、水と緑と土を、包括的有機的に結合した「みどり」と捉え、樹木や草花などの植物のほかに、森林、公園・緑道などの緑地、水田・畑・果樹園などの農地、河川・水路・ため池などの水辺、空地・グラウンドなどのオープンスペースに加えて、水や土壤などの自然的要素を含むものを「みどり」の対象としています。また、みどりを守り拡充するための啓発活動や環境教育、みどりのまちづくり活動なども対象としています。

（3）めざす将来像

第6次高槻市総合計画にある高槻のまちの姿を、みどりの側面から実現するために、本計画の基本理念と具体的なみどりの将来像を定めています。

基本理念

「住みたい・住み続けたい・訪れたい みどりでつながるまち たかつき」

みどりの将来像

- ◆ 森林・農地やさまざまなみどりの保全・活用により、持続可能で災害に強い安全・安心なまち
- ◆ 魅力あふれるみどりの景観、公園・川などに、市民が集い、にぎわいと活力を生み出すまち
- ◆ 豊かな環境をもつみどりが多様な生き物のすみかとなり、人と生き物が持続的に共生できるまち
- ◆ 誰もが自ら地域づくりに関わり、多様な主体との共創によりみどりが広がっていくまち

図6-1 「基本理念」と「みどりの将来像」

(4) 基本方針

みどりのまちづくりは、「保全」、「創造・活用」、「生物多様性」、「人づくり」の4つの基本方針のもとに推進します。今あるみどりを保全しながら、新たなみどりを創造・活用し、人と生き物が共生できるよう生物多様性の保全を進めます。また、みどりを支える人づくりを推進することで、市民や事業者などの多様な主体と共に創したみどりのまちづくりをめざします。

将来像実現のための基本方針

方針1：保全

- ◆ 緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります

方針2：創造・活用

- ◆ 多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります

方針3：生物多様性

- ◆ 暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります

方針4：人づくり

- ◆ オール高槻でみどりのまちづくりを進めます

図6-2 みどりの将来像の実現に向けた基本方針

(5) 令和6年度の主な取組

ア 緑化の推進

(ア) 緑化樹配布

住民等が協同して行う地域緑化を支援するため、自治会等に緑化樹を配布した。

(イ) 花苗配布

住民が協同して行う地域緑化を支援するため、「緑花推進連絡会」との協働により、5月と11月に自治会等を対象に花苗を配布した。

(ウ) 緑化協議

緑化の推進のため、民間施設の開発等に際して緑化協議を行った。

イ 自然保護への対策

(ア) モニタリングの実施

「芥川創生基本構想」などに基づき、自然再生に向けた取組を推進するため、津之江公園内自然再生エリアの動植物モニタリングとして、近隣の小学生を対象とした環境学習、市民を対象とした昆虫観察会や外来植物の駆除などを市民協働で実施した。

(イ) 捕獲許可等の交付

イノシシ・シカ等による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止及び数の調整を行うため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」に基づき、捕獲許可証を交付した。

(ウ) 特定外来生物への対応

アライグマによる被害に対応するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」及び「大阪府アライグマ防除実施計画」等に基づき、アライグマ用簡易捕獲器を貸し出し、捕獲を行った。

また、サクラ、ウメ、モモ等の樹木を枯死させる被害が全国的に拡大しているクビアカツヤカミキリについて、被害樹木の調査及び防除対策を行うとともに、民有地を対象とした被害予防のための助成金を創設し、助成を行った。

(イ) ホタルの保護

保護動物として指定されているホタルを保護するため、5～6月にパトロール及び現地調査を行った。

(オ) 緑地環境の保全

貴重なみどりを保護・保全するため、「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定した樹林保護地区及び保護樹木の保全を引き続き行った。

また、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内の行為を許可した。

ウ 緑化意識の啓発

(ア) 啓発事業の実施

市民の緑化意識高揚を図るため、「緑花推進連絡会」との協働により、安満遺跡公園で「都市緑化フェア」を開催した。

(イ) 人材育成

緑化推進に必要な知識の普及及びみどり豊かなまちづくりを担う人材育成のため、「園芸講座」を開催した。

(ウ) 緑の相談事業

庭木や花等のみどりに対する知識の普及のため、「緑の相談」を開催した。

7 廃棄物

廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）の規定で、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物は事業活動によって発生する廃棄物のうち、法令で種類等が定められたものとなります。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題への関心が高まり、廃棄物も発生抑制や再利用が求められています。

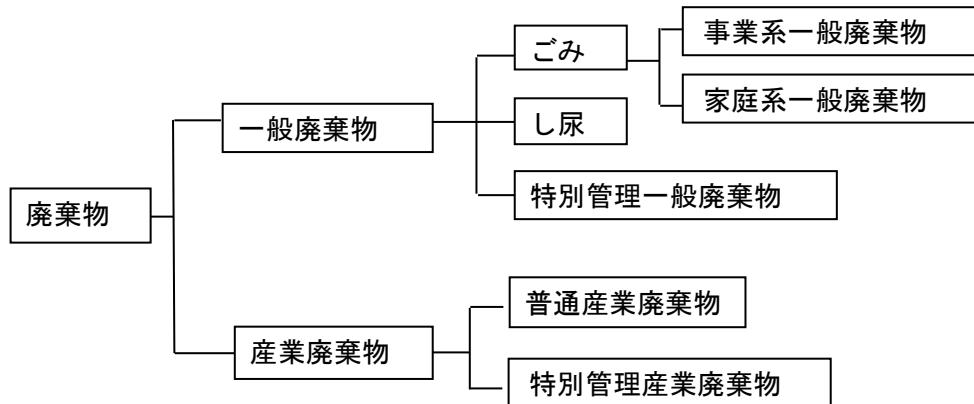


図 7-1 廃棄物の区分

(1) 一般廃棄物

ア ごみ処理の状況

(ア) 定時収集

家庭から排出されるごみは、可燃ごみ（週2回）・不燃ごみ（月1回）・大型可燃ごみ（月1回）・リサイクルごみ（月2回）の4種分別により、それぞれ指定曜日にステーション方式で収集しています。

(イ) 申し込みによる収集

a 臨時ごみ

引越しや植木の剪定等により、一時的に多量のごみを排出される場合は有料で、自治会等が実施した地域清掃ごみについては無料で、それぞれ収集しています。

b 犬・猫等の死体収集

家庭で飼育されている犬・猫等の死体については有料で、野良犬・野良猫等については無料で、それぞれ収集しています。

c 家電リサイクル法対象機器の収集

特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）により、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫については、購入した小売店や新しい製品を購入する小売店での引き取りが義務付けられていますが、廃業や引越し等で過去に購入した販売店と連絡がとれない場合は、有料で収集しています。

(ウ) 令和5年度のごみ処理原価

市が行っているごみの収集・運搬・処分の費用について、市民1人あたりにかかった費用と1トンあたりにかかった費用に換算すると、表7-1のようになります。

表7-1 令和5年度のごみ処理原価

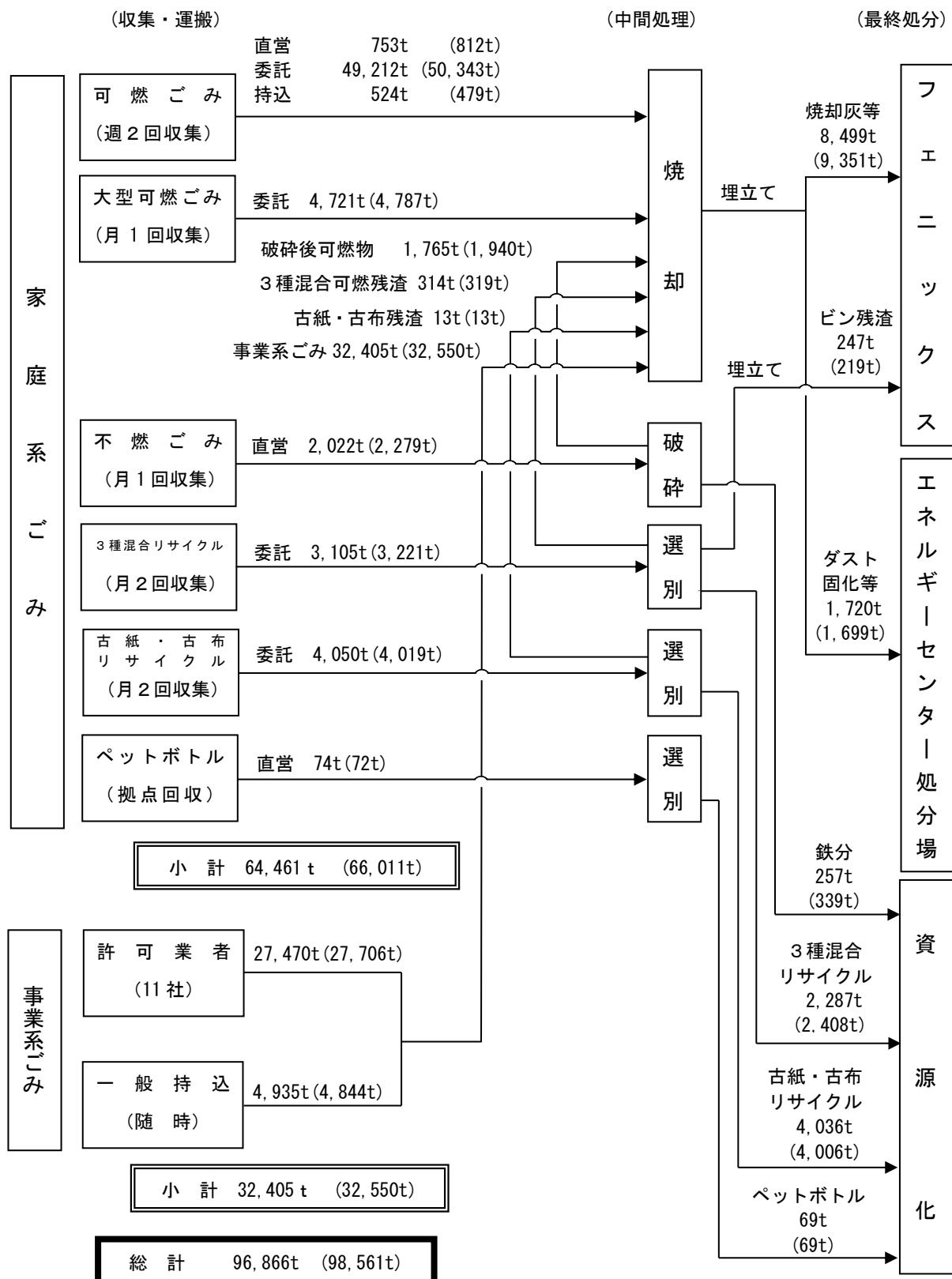
ごみの処理にかかった費用	2,857,552.626円
市民1人あたりにかかった費用	8,254円
1トンあたりにかかった費用	36,175円

(ただし、固定資産減価償却費と焼却炉建設費用を含みません。)

(I) ごみ処理フロー

収集・運搬した市内のごみは、エネルギーセンターにて焼却等により適正に処理し、焼却灰等については、最終処分場にて埋立て処分しています。

(令和6年度)



※注1 ()は前年度数値

※注2 各数値は小数点第1位以下を四捨五入している

図7-2 ごみ処理フロー

イ ごみ減量対策

(7) 基本方針

平成27年12月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。市が推進しているごみ減量対策は、次のフレームワークに沿って展開しています。

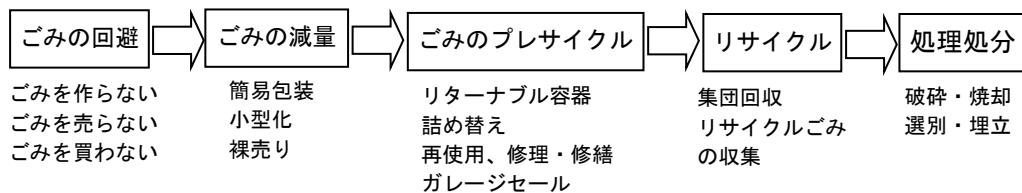


図7-3 ごみ減量対策のフレームワーク

(1) 減量対策の推進

a 廃棄物減量等推進員制度

行政と地域住民との連携を深めることを目的とした廃棄物減量等推進員制度を平成6年度より開始しました。

b 事業用大規模建築物の所有者への減量化指導

事業用建物の延べ床面積が3,000m²以上又は日量250kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業所については、廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例に基づいて廃棄物減量等計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を求め、事業系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進を指導しています。

c 資源物の持ち去り業者等への指導

廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例に基づき、委託業者以外による資源物（リサイクルごみや不燃ごみのうち金属類を含む）の持ち去りに対する指導・啓発を図るため、パトロールを実施しています。

d 生ごみ減量化事業

家庭ごみの4割を占めるといわれている生ごみの減量化を進めるため、生ごみ堆肥化容器を普及する事業を行っています。令和4年度からは、要綱を改正し、生ごみ堆肥化容器を購入した市民を対象に、購入費用の半額を補助金として交付しています。

e 集団回収への支援

自治会・こども会などの市民団体が取り組んでいる新聞紙などの集団回収活動を促進するために、平成13年度から、集団回収に取り組んでいる市民団体を対象に奨励金の交付を行っています。

f リサイクルごみの収集

平成8年11月から市内全域で、月2回リサイクルごみの収集を行っており、回収後は民間委託によりこれらを再資源化しています。回収対象物は、(1)古紙類（新聞紙、

雑誌、ダンボール、紙パック、ちらし、包装紙類)、(2)古布・古着類、(3)空き缶類(スプレー缶、金属製台所用品含む)、(4)空きビン、(5)ペットボトルです。

g ペットボトルの店頭回収の実施

スーパーマーケットなどを拠点とし、店頭でペットボトルの回収を行っています。

h 市内再資源化の取組

市庁舎から発生するごみの削減を推進しており、特に紙類は再資源化を目的に、市内の資源化施設で圧縮され製紙メーカーに運ばれリサイクルしています。

i エコショップ認定制度の取組

廃棄物の発生抑制、減量化又は資源化の取組を実施する市内の小売店、飲食店、サービス事業等の店舗を高槻市エコショップとして認定し、その取組を紹介することで、これらの活動を支援しています。

j 使用済小型家電の回収促進

令和3年6月にリネットジャパンリサイクル株式会社と「使用済小型電子機器等の宅配便による回収における連携と協力に関する協定」を締結し、市民に対して小型家電リサイクル法の制度の周知・啓発を行い、使用済小型家電の回収を促進し、適正な再資源化に取り組んでいます。

ウ し尿処理の状況

市内のくみ取便所に伴うし尿については、指定曜日収集(隔週)及び申し込みによる臨時収集を行い、エネルギーセンター分室にて希釀処理し、公共下水道に放流しています。また、浄化槽汚泥及び汚水槽等の清掃に伴うし尿を含む汚水槽等汚泥についても収集後、エネルギーセンター分室で希釀処理し、それぞれ公共下水道に放流しています。

エ 一般廃棄物処理手数料

定時収集以外の家庭ごみや事業所が排出する一般ごみ、また、くみ取便所から生じるし尿や浄化槽等汚泥などの一般廃棄物処理に係る手数料を表7-2に従い徴収しています。

(令和元年10月1日施行)

表7-2 一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分				単位	処理手数料			
し尿	人員数制	定時	世帯人員数	1人又は2人	1期につき	1,600円			
				3人又は4人		1,910円			
		臨時		5人又は6人		2,230円			
				7人以上		2,540円			
	従量制				10リットルにつき	45円			
					10リットルにつき	45円			
浄化槽汚泥	処分のみをするもの				10リットルにつき	2円			
し尿混じりのビルピット汚泥									
動物の死体	収集し、運搬し、及び処分するもの				1個につき	1,040円			
	処分のみをするもの				1個につき	520円			
上記以外の一般廃棄物	家庭廃棄物	特定家庭用機器以外のもの	定時		—	無料			
			臨時	収集し、運搬し、及び処分するもの	1立方メートルにつき	2,720円			
		特定家庭用機器	処分のみをするもの		10キログラムにつき	40円			
			ユニット形エアコンディショナー	1台につき		3,660円			
	事業系一般廃棄物	テレビジョン受信機							
		電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	容量が250リットル未満のもの			5,230円			
			容量が250リットル以上のもの						
		電気洗濯機及び衣類乾燥機				3,660円			
	特定家庭用機器	収集し、運搬し、及び処分するもの		10キログラムにつき	170円	80円			
		処分のみをするもの							

(2) 産業廃棄物等

ア 処理業者等の許可及び指導

(7) 廃棄物処理業者等の許可及び指導

廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設設置者からの許可申請に係る審査等及び処理基準遵守等の検査・指導を行っています。

(1) 排出事業者に対する指導

a 排出事業者に対する立入指導

廃棄物処理法に基づき、事業所内の廃棄物等の処理状況、委託業者との契約締結状況及び産業廃棄物管理票の交付状況等の確認を行うとともに、必要に応じて産業廃棄物の分析を行う等、適正処理の確認及び指導を行っています。

b 多量排出事業者の処理計画書等の提出

前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業者に対し、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物処理計画書及び廃棄物処理計画実施状況報告書の提出を求め、市ホームページ上で公表しています。

c 産業廃棄物管理票の交付等の報告

管理票交付者から、前年度1年間において交付した管理票の交付等状況報告書が提出され、排出状況の確認等を行っています。

d 不適正処理対策

府内の関係部署及び各関係機関と連携して、廃棄物の不適正処理に対する監視及び指導を行うとともに、不適正処理防止及び早期発見のため定期的なパトロールを行っています。

e P C B 廃棄物の適正保管の指導

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B 廃棄物を保管している事業者から保管状況等に関する届出が提出され、縦覧に供しています。また、保管事業者に対し、適正に保管・処理がなされているかについて指導・助言を行っています。

f 建設リサイクル法に係る再資源化の指導

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事現場へ立入を実施し、分別解体に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化の指導を行っています。

g 使用済自動車に係る適正処理の指導

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業者等の登録及び解体業者等の許可申請に伴う審査等を行うとともに、必要に応じて適正処理の指導を行っています。

イ 他行政及び関係機関との連携

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会、(公社)大阪府産業資源循環協会、大阪府下行政10者会議などとの連携を図り、産業廃棄物の適正処理等に係る調査・研究、情報交換等を行っています。

(3) 美化推進の状況

ア まちの美化を推進する条例に関する取組

(ア) 「環境美化推進重点区域」の取組状況

環境美化推進重点区域である阪急高槻市駅周辺の清掃活動等を重点的に行ってています。

(イ) 環境美化推進デーの実施

平成13年度から毎年2回(5月と11月)、環境美化推進デーを設定し、市内一斉清掃を実施しています。なお、令和6年度は春季が雨天により中止となったため、秋季のみの実施となりました。



(ウ) 犬のふん害対策

犬のふん害対策「イエローカード作戦」、「イエローチョーク作戦」として、犬の飼い主等に公共の場所で犬のふんを適切に処理することを促すことにより、放置されている飼い犬のふんをなくし、きれいなまちを目指すこととしており、希望する市民及び自治会等の団体に啓発用具の交付を行っています。

(イ) 路上喫煙の防止

路上喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、まちの美化を推進する条例に基づいて指定した路上喫煙禁止区域の周知及び同区域内での喫煙行為に対する指導・啓発を行うとともに、同区域内の4箇所に設置している喫煙所の周知と利用を促進しています。

イ あき地の清潔保持

あき地の清潔保持に関する条例に基づき、あき地の占有者等に対し、あき地の清潔保持に努めるよう、指導や啓発を行っています。

ウ 廃棄物の不法投棄対策

不法投棄等の多発地点を中心とする定期的なパトロールにより、不法投棄の発見とごみの回収を行っています。また、管理課などの各施設管理者とも連携を図りながら、幹線道路等での不法投棄や散乱ごみの回収を行い、不法投棄の誘発防止に努めています。

エ 公衆衛生（防疫）

不快害虫であるユスリカなどの駆除のため、希望する市民及び自治会等に対し、駆除剤の無償配布を行っています。また、市有地及び市が管理する公共施設にてハチの巣の駆除に関する相談に応じ、衛生環境等の保持に努めています。

用語の解説

あ

アンチモン

銀白色の金属光沢を有する結晶で、合金、半導体、塗料、ガラス工業等広い用途がある。人体への影響としては、皮膚炎、結膜炎、気管支炎、肺炎、心臓障害等がある。

い

硫黄酸化物

硫黄と酸素の結合により生成される物質の総称で、このうち大気汚染の主役と考えられているものの大部分は二酸化硫黄（SO₂）である。

二酸化硫黄は、石油・石炭等に含まれる硫黄分が燃焼することによって大気中に放出されるので、石油・石炭等を燃料として使用する施設が主な発生源となる。

一酸化炭素（CO）

都市ガスやストーブなどの不完全燃焼、自動車の排気ガスなどで発生する。主な発生源は自動車の排気ガスであるため、交通量の多い幹線道路の沿道で高濃度になる傾向がある。

また、人の呼吸によって体内に入ると、血中のヘモグロビンと結合して大脑などに酸素欠乏を起こし、頭痛、脱力感、全身倦怠感、吐き気、おう吐などの症状を引き起こす。血中濃度が上がると意識障害や呼吸、心臓に影響が出始める。

え

ESCO (Energy Service Company) 事業

設備の改修にあたり、事業者が一定の省エネルギー効果を保証するとともに、これに必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供する方式のこと。通常の事業に比べると、設備の設計・施工・運用までの一連のプロセスを一括で契約するとともに、詳細なエネルギー診断を行うことや事業提案による競争原理を働かせることで、より効率的・効果的に省エネルギーを達成することができる。

お

温室効果ガス

太陽からの入射エネルギーは通すものの、地球から放射されるエネルギーは遮る性質を持つ気体。これらの大気中濃度が高まるにつれ、地球にエネルギーがたまり大気が暖められて地球全体の気温が上昇していく。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、フロン、オゾン等がある。温室効果の強さは二酸化炭素を1とした場合、メタンで28、フロンガスで1万といわれている。

か

カドミウム

四大公害病の一つである「イタイイタイ病」の原因物質といわれている重金属。慢性中毒では機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害が起こる。肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもある。

環境基準

人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。

環境基準点

ある水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点。

環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案（Plan）、実施・運用（Do）、点検・是正措置（Check）、見直し（Act）という一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みをいう。ISO14000 シリーズは環境マネジメントシステムの規格の一つ。

き

協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力・連携して取り組むこと。

く

グリーン調達

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ない商品を選んで優先的に購入すること。

け

健康項目

人の健康に被害を生じるおそれのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（P C B ト、リクロロエチレン等）などを対象にして、水質の環境基準が設定されている汚染物質の項目。

こ

光化学スモッグ

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが太陽の紫外線により反応し、「光化学オキシダント」を生成して、大気が白くモヤがかかった状態になること。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向がある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域や公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などのこと。

コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥、または堆肥化手法のこと。コンポストは本来、古くからあった廃棄物処理方法のことで、農業系廃棄物や家畜糞尿などに空気を通気させ、微生物の力で分解して再び自然のサイクルに還元させるための仕組みであり、現在は、主に家庭ごみに多く含まれる生ごみや下水汚泥などの有機性廃棄物を高速で堆肥化する技術や、生成した堆肥、さらには周辺の技術やシステム全般をこう呼ぶことが多い。形態や規模も、自治体や企業が設置する大がかりなコンポスト化プラントから、家庭用の小型生ごみ処理機まで多種多様である。

さ

再資源化

廃棄物を再使用、再生利用（狭義のリサイクル）又は熱回収（サーマル・リサイクル）することで、資源として有効に利用すること。

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができ、比較的短期間に再生が可能なエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等が該当する。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法により20種類が規定されている。これらの中には、どのような事業活動（業種）から発生しても産業廃棄物になるものと特定の事業活動（業種）から発生した場合に限り産業廃棄物になるものとがある。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を処理業者等に委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名等を記載する伝票。これを使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認出来る。

レ

COD

化学的酸素要求量。河川の汚れの程度を示す指標で水中の汚濁物質（有機物）が化学的に酸化する時に必要とされる酸素量を現した値。数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

準基準点

水域の状況をより的確に把握するため、環境基準点を補完する地点。

硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在する。硝酸性窒素は、乳児の胃などではその一部が還元されて亜硝酸性窒素となり。亜硝酸性窒素は赤血球のヘモグロビンを酸化して、「メトヘモグロビン」に変化させ、メトヘモグロビンになると、酸素と結合できず、血液中の酸素が少なくなり、酸素欠乏症を起こす。

テ

水銀

水銀は常温で液体の重金属。無機水銀と有機水銀があるが、有機水銀は無機水銀より毒性が強く、四大公害病の一つである「水俣病」の原因物質といわれている。神経系をおかし、手足の震えを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。総水銀は、水銀及び水銀化合物を合わせて金属水銀の量として測定したものである。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの英語の頭文字をとったもの。リデュースは廃棄物の発生を抑制すること、リユースは廃棄物を再使用すること、リサイクルは廃棄物を原材料として再利用すること。

セ

生活環境項目

川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD等）の面からみた水質の環境基準が設定されている項目。

生態系

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壤・地形・光・温度・大気など）を合わせた一つのまとまりのこと。

全マンガン

灰白色又は銀色のもろい金属で、多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様に、水質調査では通常、溶解性のものだけを問題としている。

ち

地球温暖化

地球は温室効果ガスにより地表の温度が生存に適した程度に保たれている。近年、産業活動の増加などにより温室効果ガスの大気中濃度の増加により、急激な地表温度の上昇が生じる現象を指す。これに伴い、降雨量の変化、風向・風速の変化などの気候変動が生じ、その結果、干ばつ、洪水、海平面の上昇による水没などの被害が懸念されている。

地球環境問題

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨及び熱帯林の減少など人類の将来にとって大きな脅威となってきている地球規模での様々な環境問題をいう。

窒素酸化物

窒素と酸素の結合により生成される物質の総称で、このうち大気汚染物質として主要なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）である。

自動車や工場からの排出ガス中に含まれており、法による規制の強化等により排出が抑制されてきている。

テ

T-N

全窒素。自然界には硝酸性窒素、有機性窒素など色々な形の窒素化合物がある。通常、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、有機性窒素の総和をいう。水の富栄養の程度を表す指標の一つである。

適正処理

廃棄物は、そのまま排出されると環境に大きな負荷を与えることになる。このため廃棄物を公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じないように、廃棄物処理法に定める処理基準等に従って分別、保管、収集、運搬、再生、処分することをいう。

デシベル（dB）

音や振動などの強さを表すときに用いる単位で、パワーに類する量と基準値との比の常用対数を10倍したもの。

ト

特殊項目

水環境への影響に関する知見の集積が必要な項目。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有しているものとして法令に定められるものを指す。

な

鉛

蒼白色のやわらかく重い金属で、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては貧血や、中枢神経等への影響がある。

に

二酸化炭素 (CO₂)

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸などで発生する。経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の一つとして考えられている。

の

農業 (水稻) 用水基準

農林水産庁が昭和45年3月に定めた基準。法的効力はないが、水稻用水としての望ましい指標として利用される。

は

パートナーシップ

市民・事業者・行政など、これまでそれぞれの目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

バイオマス

バイオマス (Biomass) は、「生物量」などを意味する生物学の用語であるが、1970年代から、生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられるようになった。近年は、エネルギー資源として、食料、紙、木材などが幅広く利用されている。

ひ

pH

水素イオン濃度。水質の酸性又はアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7が中性、それより高ければアルカリ性、低ければ酸性である。特殊な例（温泉など）を除いて河川の表流水は中性付近のpH値を示す。

BOD

生物化学的酸素要求量。河川の汚れの程度を示す指標で水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素量から求める。数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

PCB

ポリ塩化ビフェニル。Poly Chlorinated Biphenylの略。PCBは、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙等の広い用途があり多く使われていた。しかし、カネミ油症事件の原因物質であり、一度人体に入ると、極めて分解、排泄されにくく蓄積性が高いことから人体にとって危険度の高いことがわかり、現在製造は禁止されている。

PFOS及びPFOA

PFOSは、ペルフルオロオクタンスルホン酸の略称、PFOAはペルフルオロオクタン酸の略称で、いずれもフッ素を含む有機化合物の一種。PFOSは半導体用反

射防止剤等に、PFOAはフッ素ポリマー加工助剤等に使われてきたが、いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質をもつため、現在は製造・輸入等が原則禁止されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下の粒子のこと。

粒径が髪の毛の太さの 1/30 程度と非常に小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器疾患、循環器疾患などの影響が懸念される。

発生源としては、物の燃焼などによるもの、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもの、土壤、海洋、火山等の自然起源のものがある。

砒素 (As)

化合物は強い毒性を持ち、急性中毒は悪寒、おう吐、下痢、消化管への出血、脱水症状等を起こしひどい時にはマヒ、けいれん、昏睡などを起こして数日間で死亡することもある。

ふ

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 10 μm 以下の粒子のこと。

発生源としては、物の燃焼などによるもの、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもの、土壤（黄砂等）、海洋、火山等の自然起源のものがある。

よ

溶解性鉄

鉄は、生物にとって重要な栄養素の一つで、通常の自然水でみられるような濃度ではその毒性が問題になることはないが、鉄分が多いと水に臭味や色がつくことがある。水質調査では、水中に溶解した鉄のみを測定対象とする。

要監視項目

人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される項目。

ら

LAS

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（主に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）。合成洗剤の界面活性剤として知られる。水中に入ったLASは、微生物分解される。

る

類型指定

水質汚濁の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定している。

令和7年（2025年）10月発行
発行 高槻市
編集 高槻市 市民生活環境部 環境政策課
〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7486
URL <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>



この冊子はベジタブルインクを
使用しています。